

資料編

資料編 目次

〔凡例〕

①－ 8－ 1 岩泉町における主な災害記録・・・・・・・・・・・・・・ 4－ 1－ 1

→ 章番号を示す。（地震・津波災害対策編及び原子力災害対策編を除く。）

1－ ⑧－ 1 岩泉町における主な災害記録・・・・・・・・・・・・・・ 4－ 1－ 1

→ 節番号を示す。

1－ 8－ ① 岩泉町における主な災害記録・・・・・・・・・・・・・・ 4－ 1－ 1

→ 節内の連続番号を示す。

1－ 8－ 1 岩泉町における主な災害記録・・・・・・・・・・・・・・ 4－ 1－ 1

→ 資料名を示す。

1－ 8－ 1 岩泉町における主な災害記録・・・・・・・・・・・・・・ 4－ 1－ ①

資料編内の頁番号を示す。

第1章 総則

〔1－ 5 岩泉町防災会議〕

1－ 5－ 1 岩泉町防災会議条例・・・・・・・・・・・・・・ 4－ 1－ 1

1－ 5－ 2 岩泉町防災会議運営規程・・・・・・・・・・・・・・ 4－ 1－ 4

〔1－ 8 災害発生状況〕

1－ 8－ 1 岩泉町における主な災害記録・・・・・・・・・・・・・・ 4－ 1－ 5

第2章 災害予防計画

〔2－ 2 地域防災活動活性化計画〕

2－ 2－ 1 自主防災組織等の現況・・・・・・・・・・・・・・ 4－ 2－ 1

〔2－ 6 避難対策計画〕

2－ 6－ 1 災害危険区域内要配慮者利用施設一覧・・・・・・・・・・・・・・ 4－ 2－ 2

2－ 6－ 2 指定避難所及び避難場所一覧・・・・・・・・・・・・・・ 4－ 2－ 3

2－ 6－ 3 避難路の指定について・・・・・・・・・・・・・・ 4－ 2－ 7

〔2－ 10 防災施設等整備計画〕

2－ 10－ 1 消防施設等の現況・・・・・・・・・・・・・・ 4－ 2－ 8

〔2－ 11 建物等安全確保計画〕

2－ 11－ 1 防火対象物（消防法第8条）・・・・・・・・・・・・・・ 4－ 2－ 9

〔2-13 風水害予防計画〕

- 2-13-1 重要水防箇所及び水防用資機材の現況・・・・・・・・・・4-2-10
- 2-13-2 河川水門調べ・・・・・・・・・・4-2-12
- 2-13-3 河川水門管理要綱・・・・・・・・・・4-2-13
- 2-13-4 避難指示等の発令に着目したタイムライン（防災行動計画）・・・・4-2-16

〔2-14 雪害予防計画〕

- 2-14-1 町有除雪機械等の整備状況・・・・・・・・・・4-2-17

〔2-15 津波・高潮災害予防計画〕

- 2-15-1 海岸堤防水門等調べ・・・・・・・・・・4-2-18
- 2-15-2 海岸水門管理要綱・・・・・・・・・・4-2-19
- 2-15-3 海岸堤防水門等管理要領・・・・・・・・・・4-2-21

〔2-16 土砂災害予防計画〕

- 2-16-1 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域・・・・・・・・・・4-2-23
- 2-16-2 山地災害危険地区・・・・・・・・・・4-2-51
- 2-16-3 砂防指定地一覧・・・・・・・・・・4-2-60

〔2-18 林野火災予防計画〕

- 2-18-1 林野火災対策用資機材の配置状況・・・・・・・・・・4-2-63
- 2-18-2 岩泉町火入れに関する条例・・・・・・・・・・4-2-64

第3章 災害応急対策計画

〔3-1 災害警戒本部設置要領〕

- 3-1-1 岩泉町災害警戒本部設置要領・・・・・・・・・・4-3-1
- 3-1-2 岩泉町災害対策本部条例・・・・・・・・・・4-3-4

〔3-2 気象予報・警報等の伝達計画〕

- 3-2-1 気象警報等の種類及び内容・・・・・・・・・・4-3-5
- 3-2-2 気象警報・注意報発表基準（盛岡地方气象台）・・・・4-3-18
- 3-2-3 気象警報等伝達系統図・・・・・・・・・・4-3-20
- 3-2-4 土砂災害警戒情報伝達系統図・・・・・・・・・・4-3-22
- 3-2-5 津波警報等・地震情報等に関する伝達系統図・・・・4-3-23
- 3-2-6 水防警報等伝達系統図・・・・・・・・・・4-3-24
- 3-2-7 情報別情報発信内容・・・・・・・・・・4-3-25

〔3-2 通信情報計画〕

- 3-3-1 防災行政無線配置状況・・・・・・・・・・4-3-27
- 3-3-2 町内の主な無線通信施設・・・・・・・・・・4-3-34
- 3-3-3 非常通信運用細則・・・・・・・・・・4-3-35
- 3-3-4 東北地方非常通信協議会構成員（岩手県内）・・・・4-3-41

〔3-4 情報の収集・伝達計画〕

- 3-4-1 被害状況判定の基準・・・・・・・・・・4-3-42

3-4-2	報告区分別系統図	4-3-44
〔3-6 交通確保・輸送計画〕		
3-6-1	飛行場外離着陸場の設置基準	4-3-50
3-6-2	飛行場外離着陸場の現状	4-3-57
〔3-7 消防活動計画〕		
3-7-1	緊急消防援助隊岩手県隊等	4-3-58
3-7-2	緊急消防援助隊岩手県隊出動要請連絡先	4-3-60
〔3-9 県・市町村等応援協力計画〕		
3-9-1	大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定	4-3-61
3-9-2	大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目	4-3-63
3-9-3	大規模災害時における相互応援に関する協定（昭島市）	4-3-65
3-9-4	災害時における電力復旧作業の協力体制に関する協定 （東北電力ネットワーク(株)宮古電力センター）	4-3-67
3-9-5	災害時の情報交換に関する協定（国交省東北地方整備局）	4-3-69
3-9-6	災害時における救助に関する協定（県生活衛生協同組合等）	4-3-70
3-9-7	避難所施設利用に関する協定（(株)フロンティアいわいずみ）	4-3-72
3-9-8	岩泉町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定（日本郵便(株)）	4-3-74
3-9-9	災害時における飲料の確保に関する協定（みちのくコカ・コーラボトリング(株)）	4-3-79
3-9-10	災害時における応急対策業務に関する協定（県建設業協会岩泉支部）	4-3-81
3-9-11	災害時における地図製品等の供給等に関する協定（(株)ゼンリン）	4-3-85
3-9-12	災害時における電動車両等の支援に関する協定（岩手三菱自動車販売(株)）	4-3-89
3-9-13	災害時における物資供給に関する協定（NP0 法人 コメリ災害対策センター）	4-3-93
3-9-14	災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー(株)）	4-3-95
〔3-13 災害救助法の適用計画〕		
3-13-1	災害救助法による救助の種類、程度、期間等一覧	4-3-97
〔3-14 避難・救出計画〕		
3-14-1	避難指示等の発令基準	4-3-102
3-14-2	新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営ガイドライン	4-3-111
〔3-15 医療・保健計画〕		
3-15-1	医療・精神医療・健康管理活動の情報連絡系統図	4-3-112
〔3-16 食料、生活必需品等供給計画〕		
3-16-1	支給物資の種類、支給基準数量等	4-3-113
3-16-2	米穀等販売業者一覧	4-3-114
3-16-3	災害時の政府所有米穀の供給に係る手続きについて	4-3-115

〔3-17 給水計画〕	
3-17-1 上水道施設の概況	4-3-117
3-17-2 上水道施設の配備要員	4-3-118
〔3-20 廃棄物処理・障害物除去計画〕	
3-20-1 災害廃棄物仮置場一覧	4-3-119
〔3-21 行方不明者等の捜索及び遺体の処理〕	
3-21-1 町本部捜索班編成表	4-3-120
3-21-2 火葬地・公葬地調べ	4-3-121
〔3-27 急対策計画〕	
3-27-1 町内危険物施設一覧	4-3-124
〔3-30 防災ヘリコプター活動計画〕	
3-30-1 岩手県防災ヘリコプター応援協定	4-3-126

第4章 災害復旧・復興計画

〔4-2 生活の安定確保計画〕	
4-2-1 災害弔慰金等の概要	4-4-1
4-2-2 災害復興住宅資金の概要	4-4-2
4-2-3 生活福祉資金の概要	4-4-3
4-2-4 災害援護資金の概要	4-4-4

地震・津波災害対策編

5-1-1 岩手県津波浸水シミュレーション（東日本大震災復興）	4-5-1
5-1-2 岩泉町津波浸水シミュレーション（東日本大震災復興計画）	4-5-2
5-1-3 日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの津波による浸水想定	4-5-3
5-1-4 最大クラスの津波を包括した津波浸水想定	4-5-4

原子力災害対策編

6-3-1 特定事象発生情報等伝達系統図	
----------------------	--

1 - 5 - 1 岩泉町防災会議条例

制定：昭和 38 年 3 月 5 日条例第 2 号

改正：昭和 43 年 12 月 23 日条例第 19 号

昭和 54 年 10 月 2 日条例第 22 号

平成 12 年 3 月 8 日条例第 5 号

平成 24 年 9 月 19 日条例第 18 号

平成 27 年 6 月 12 日条例第 18 号

令和 4 年 6 月 7 日条例第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、岩泉町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 岩泉町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 33 条第 1 項の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によつてその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、町長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 3 人以内
 - (2) 岩手県の知事の部局の職員のうちから町長が任命する者 7 人以内
 - (3) 岩手県警察の警察官のうちから町長が任命する者 1 人
 - (4) 町長が町の職員のうちから指名する者 3 人以内
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長及び消防署長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者 10 人以内
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者 15 人以内

6 前項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岩手県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命し、又は指名する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年12月23日条例第19号）

この条例は、昭和44年1月1日から施行する。

附 則（昭和54年10月2日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月8日条例第5号）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 岩泉町水防協議会条例（昭和54年岩泉町条例第21号）は、廃止する。

附 則（平成24年9月19日条例第18号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例により新たに岩泉町防災会議の委員となる者の任期は、改正前の岩泉町防災会議条例の規定により選出された委員の任期満了の日とする。

附 則（平成27年6月12日条例第18号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(新たに任命される委員の任期の特例)

2 この条例の施行に伴い新たに任命される委員の任期は、岩泉町防災会議条例第3条第6項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する同条第5項第7号及び第8号の委員の任期の満了する日までとする。

附 則（令和4年6月7日条例第8号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(新たに任命される委員の任期の特例)
- 2 この条例の施行に伴い新たに任命される委員の任期は、岩泉町防災会議条例第3条第6項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する同条第5項第8号の委員の任期の満了する日までとする。

1－5－2 岩泉町防災会議運営規程

(昭和 44 年 3 月 19 日告示第 12 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、岩泉町防災会議条例（昭和 38 年岩泉町条例第 2 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、岩泉町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(防災会議)

第 2 条 防災会議の招集は、会長が会議開催の 5 日前までに開催日時、開催場所及び議事を示して委員に通知して行なうものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

2 防災会議は、会長（会長に事故あるときは、その指名する委員）及び委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(補則)

第 3 条 この規程に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和 44 年 3 月 19 日から施行する。

1-8-1 岩泉町における主な災害記録

発生年月日	災害名	災害内容
明治 29 年 6 月 15 日	三陸沖津波災害	死亡367名 重症257名 流出家屋330棟 浸水家屋 386棟
昭和 8 年 3 月 3 日	三陸沖津波災害	死亡121名 行方不明35名 重症5名 軽傷29名 流出家屋194棟 倒壊家屋14棟 床下浸水家屋317棟 流出 船舶(無動力船 360隻 動力船12隻) 流出 田畑68ha 流出宅地515坪 道路流出 1 箇所 橋梁流出 1 箇所
昭和 36 年 5 月 29 日	三陸フェーン災害	り災世帯92世帯 り災人員497名 田畑被害1,601ha 山林9,896ha 被害額145,700万円
昭和 39 年 1 月 31 日	豪雪災害	町全域が交通途絶 自衛隊派遣 2 週間 被害額12,717万円
昭和 40 年 11 月 12 日	襲綿大火	全焼家屋23棟 半焼家屋 3 棟 り災世帯27世帯 り災人員133名 被害額4,811万円
昭和 42 年 9 月 21 日	秋雨前線集中豪雨	浸水家屋104棟 道路決壊86箇所 橋梁流出 3 箇所 堤防決壊 4 箇所 被害額8,131万円
昭和 43 年 5 月 18 日	十勝沖地震災害	橋梁破損 1 箇所 養殖ワカメ及びコンブ流出65 t 防波堤等3,286m 被害額2,981万円
昭和 49 年 2 月 9 日	積雪及び低気圧災害	道路決壊 4 箇所 養殖ワカメ流出95 t 被害額6,600万円
昭和 56 年 8 月 23 日	台風 15 号災害	被害家屋 5 棟 被害田畑327ha 道路決壊31箇所 橋梁流出 4 箇所 被害額57,000万円
昭和 56 年 9 月 27 日～ 27 日	低気圧による大雨災害	冠水田畑27ha 町道決壊27路線 林道決壊 5 路線 被害額18,000万円
昭和 58 年 4 月 27 日	釜津田山林火災	焼失山林1,626ha 被害額69,065.5万円
平成 2 年 11 月 4 日	大雨災害	住宅家屋浸水142棟 土木施設88箇所 農業関係170箇所 林業関係112箇所 水産関係13箇所 生活道98箇所 その他19箇所 被害額133,185万円

資料編

発生年月日	災害名	災害内容
平成 23 年 3 月 11 日	東北地方太平洋 沖地震津波	「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」。三陸沖を震源とするマグニチュード9.0（岩泉町は震度4）の巨大地震が発生。 小本、中野、茂師、小成地区へ津波襲来 津波痕跡高 20.2m 浸水区域面積 小本、中野地区 約125ha 茂師、小成地区 約6ha 死者 13名（関連死3名を含む） 被害家屋数 208棟 被害推定総額 約44億1千万円
平成 25 年 7 月 25 日 ～28 日	国境・見内川地域 集中豪雨災害	半壊家屋6棟 7世帯 床下浸水24棟 25世帯 農業施設被害額 36,673千円 土木被害額 437,090千円 水道施設被害 25,600千円
平成 28 年 8 月 28 日 ～31 日	台風第 10 号災害	死者26名（関連死5名を含む。） 孤立化33地区（428世帯873名） 建物被害1,916棟（住家985、非住家931） 被害総額 438億円
令和元年 10 月 12 日	台風第 19 号(令和 元年東日本台風) 災害	住家被害 床上浸水10棟、床下浸水66棟、 一部損壊 1 棟 被害額（概算） 総額427,447千円 建物 2,571千円 商工・観光施設 25,750千円 農地・農業施設等 29,629千円 農林水産関係 219,497千円 土木施設等 150,000千円

発生年月日	災害名	災害内容
令和5年8月12日	豪雨災害	小本で1時間降水量が124ミリ、24時間降水量が574.4ミリと、それぞれ気象庁観測史上最大を記録 人的被害 なし 住家被害 半壊1棟、床下浸水19棟 非住家被害 半壊1棟、床上浸水1棟 床下浸水4棟 被害額 住家 9,073千円 医療衛生施設 21,020千円 観光施設 6,128千円 農作物 3,197千円 農地農業用施設 10,800千円 <u>土木施設等 322,000千円</u> 総計 372,218千円 町内4カ所に避難所を開設するとともに8月15日、清水川沿い等に避難指示を発令
令和6年8月10日	台風第5号災害	降り始めからの総雨量は、安家地区で452ミリ、有芸地区で445ミリとなり、さらに、小本川赤鹿水位観測所で氾濫危険水位3.80m（警戒レベル4相当）を上回る4.31m、安家川松林水位観測所で氾濫注意水位である2.90m（警戒レベル3相当）まで水位が上昇 人的被害 なし 孤立世帯 3地区5世帯13名 住家被害 床下浸水4棟 被害額 観光施設 7,415千円 畜産等関係 7,500千円 林業関係 4,929千円 農畜産物 215千円 <u>農地農業用施設 962,000千円</u> 総計 990,955千円 町内10カ所に避難所を開設するとともに8月11日、町内全域に高齢者等避難、避難指示を発令

2-2-1 自主防災組織等の現況

(令和7年4月30日現在)

組織名（地区名）	隊員数	設立年月日
岩泉地区自主防災協議会	3,471	平成20年12月1日
小川地区自主防災協議会	1,599	平成18年5月25日
大川地区自主防災協議会	716	平成19年7月10日
小本地区自主防災協議会	1,394	平成19年5月29日
安家地区自主防災協議会	401	平成19年9月14日
有芸地区自主防災協議会	151	平成19年7月5日
浅内婦人防火クラブ	(50) ※	昭和58年1月25日
大川婦人防火クラブ	(79) ※	昭和58年2月26日

※括弧数字は大川地区自主防災協議会に含まれる内数

2-6-1 災害危険区域内要配慮者利用施設一覧

令和5年3月16日現在

No	施設名	所在地	施設 区分	災害危険		
				土砂	浸水	津波
1	小川診療所	門字町 66-1	医療	—	◎	—
2	大川診療所	大川字下町 65-1	医療	◎	—	—
3	釜津田診療所	釜津田字沢口 36-1	医療	△	—	—
4	小本診療所	小本字南中野 239-1	医療	—	○	○
5	安家診療所	安家字日蔭 66	医療	—	◎	—
6	グループホームいわいずみ	尼額字下坪 51-8	福祉	—	◎	—
7	介護老人保健施設 ふれんどリー岩泉	乙茂字上 9-12	福祉	△	○	—
8	いきいきホームこがわ	門字町向 32-1	福祉	—	◎	—
9	大川デイサービスセンター	大川字下町 65-1	福祉	◎	—	—
10	あお空グループホーム小本	小本字南中野 285	福祉	△	○	○
11	小規模多機能センターあお空	小本字南中野 289	福祉	△	○	○
12	こがわこども園	門字町 32-6	保育	—	○	—
13	おもとこども園	中島字長内 212-1	保育	—	○	○
14	いわいずみ放課後児童クラブ	岩泉字和川原 19	支援	△	—	—
15	おもと放課後児童クラブ	中島字長内 212-1	支援	—	○	○
16	こがわ放課後児童クラブ	門字町 66-1	支援	—	○	
17	岩泉小学校	岩泉字和川原 4-2	学校	△	—	—
18	小川小学校	門字町 32-3	学校	—	○	—
19	有芸小学校	上有芸字運名根 3-4	学校	△	—	—
20	小川中学校	門字町向 39-1	学校		○	—
21	小本小・中学校	小本字南中野 145	学校	—	○	○

(注1)「土砂」欄の記号は、次の危険箇所・区域にかかることを示す。

◎：土砂災害警戒区域（急傾斜）、●：土砂災害警戒特別区域（急傾斜）

△：土砂災害警戒区域（土石流）、▲：土砂災害警戒特別区域（土石流）

○：急傾斜崩壊危険区域、◇：土石流危険渓流

(注2)「浸水」欄の記号は、次の危険箇所・区域にかかることを示す。

◎：最大想定 of 洪水浸水区域。○：計画想定 of 洪水浸水区域

(注3)「津波」欄の記号は、最悪な条件下で発生した最大の津波による浸水区域にかかることを示す。

2-6-2 指定避難所及び避難場所一覧

(令和8年4月1日現在)

番号	施設・場所名	住 所	避難所	一次開設	指定緊急避難場所(対象災害)								
					洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水	火山	国民保護
1	松橋地区生涯学習会館	二升石字日蔭55番地2								●			
2	旧二升石小学校	二升石字大根13番地	1	○	●	●		●		●			●
3	二升石多目的集会施設	二升石字坂の下 10 番地5	2		●					●			
4	尼額公民館	尼額字山崎2番地3	3		●	●		●		●			
5	岩泉基幹集落センター	岩泉字天間17番地7	4					●		●			●
6	岩泉町立岩泉小学校	岩泉字和川原4番地2	5		●			●		●			●
7	雲岩寺	岩泉字村木16番地1			●	●				●			
8	龍ちゃんドーム	岩泉字中野8番2	6		●	●		●		●			●
9	岩泉町 B&G 海洋センター	岩泉字中家55番地1	7					●		●			●
10	岩泉町民会館・町立図書館	岩泉字松橋21番地1	8	◎	●	●		●	●	●			●
11	岩泉町立岩泉中学校	岩泉字一ツ石4番地	9	◎	●	●		●		●			●
12	老人福祉センター	岩泉字三本松52番地1			●	●		●		●			
13	いわいずみこども園	岩泉字三本松7番地6	10		●	●		●		●			
14	下岩泉公民館	岩泉字新町37番地	11		●	●		●		●			
15	月出森山公民館	岩泉字山屋1番2	12		●	●		●		●			
16	鼠入自治会館	鼠入字中鼠入43番地2			●			●		●			
17	乙茂公民館	乙茂字和乙茂10番地24						●		●			
18	猿沢公民館	猿沢字林の下14番地7			●			●		●			
19	国境公民館	門字国境28番地2						●		●			
20	旧国見小学校	門字雷峠44番地25	13	○				●		●			●
21	見内川公民館	門字見内川100番地	14		●	●				●			
22	横道公民館	門字中瀬10番地2	15		●	●		●		●			
23	旧中沢小学校	門字横道53番地2	16	○				●		●			●
24	中沢公民館	門字横道 48 番地1	17							●			
25	小川生活改善センター	門字町66番地1	18	◎	●	●		●		●			●
26	岩泉町立小川小学校	門字町32番地3	19	○	●	●		●		●			●

資料編

番号	施設・場所名	住 所	避難所	一次開設	指定緊急避難場所(対象災害)								
					洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水	火山	国民保護
27	岩泉町立小川中学校	門字町向39番地	20					●		●			●
28	小川屋内多目的運動場	門字町向31番地1	21		●			●		●			●
29	不昧庵	門字町107番地			●	●							
30	岩泉町歴史民俗資料館（旧小川小学校）	褰綿字関屋57番地1	22	○	●			●		●			●
31	老人憩の家栢白荘	褰綿字本町66番地			●					●			
32	洞岩寺	褰綿字本町63番地			●								
33	穴沢多目的集会施設	穴沢字道の下75番地1								●			
34	一ツ苗代自治会館	褰綿字馬立52番地						●		●			
35	権現岩谷地区交流センター	釜津田字権現7番地1	23		●	●				●			
36	三田貝公民館	門字三田貝47番地2	24	○	●	●		●		●			
37	旧浅内小学校	浅内字上野82番地	25	○	●			●		●			●
38	浅内多目的集会施設	浅内字上糸坪48番地1	26		●					●			
39	大川基幹集落センター	大川字下町117番4	27	◎	●			●		●			●
40	旧大川小学校	大川字下町112番地	28		●			●		●			●
41	大川寺	大川字日蔭道の上114番地			●								
42	大川地区総合交流センター	大川字下町65番地1	29	○	●	●		●		●			●
43	旧釜津田小学校	釜津田字沢口37番地	30	◎	●	●		●		●			●
44	釜津田総合コミュニティセンター	釜津田字沢口36-2						●		●			
45	旧釜津田中学校	釜津田字上種倉27番地6	31	○	●	●		●		●			●
46	唐地公民館	釜津田字唐地24番地2	32	○	●	●				●			
47	小成津波防災センター	小本字小成133番地2	33		●		●	●	●	●			
48	外川目公民館	中島字外川目86番地	34		●	●				●			
49	茂師生活改善センター	小本字本茂師92番地	35					●		●			
50	小本生活改善センター	小本字家の向52番地1	36 津波不可					●		●			●
51	宗得寺	小本字小本21番地イ								●			
52	中野交流館	小本字鉦244番地			●			●		●			
53	小本津波防災センター（津波避難ビル）	小本字南中野239番地1	37 津波不可	◎	●	●	●	●	●	●			

資料編

番号	施設・場所名	住 所	避難所	一次開設	指定緊急避難場所(対象災害)								
					洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水	火山	国民保護
54	岩泉町立小本小・中学校(津波避難ビル)	小本字南中野145番地	38	◎	●	●	●	●	●	●	校舎2階以上		
55	中島地区多目的集会施設	中島字中島62番地								●			
56	中里公民館	中里字下中里12番地1	39					●	●	●			
57	襲野公民館	襲野字赤鹿11番地1								●			
58	茂師消防屯所付近	小本字茂師1番付近							●				
59	宗得寺裏山付近	小本字小本21番付近							●				
60	小本トンネル前広場(避難施設)	小本字内の沢79番148付近							●				
61	中野坂東側高台	小本字中野10番12付近							●				
62	NTT小本交換所北側高台	小本字上中野31番3付近							●				
63	小本小・中学校脇高台	中島字長内53番32付近							●				
64	中島・八坂神社付近	中島字中島115番54付近							●				
65	岸公民館付近	中里字岸11付近							●				
66	卒郡ポンプ場	中島字卒郡57付近							●				
67	卒郡公民館奥高台	中島字卒郡21付近							●				
68	道の駅いわいずみ駐車場	乙茂字乙茂90番1付近							●				
69	旧大牛内分校	小本字大牛内318番地1	40		●	●		●	●	●			●
70	坂本地区集会施設	安家字大坂本15番地2	41		●					●			●
71	大平公民館	安家字大平115番地2	42	○	●	●		●		●			
72	松ヶ沢公民館	安家字松ヶ沢249番地2	43	○	●					●			
73	安家地区総合交流センター	安家字日蔭66番地	44	◎	●	●		●		●			●
74	旧安家小学校	安家字松林157番地2	45					●		●			●
75	安家寺	安家字松林127番地			●					●			
76	江川公民館	安家字高須賀39番地3	46		●	●		●		●			
77	農業体験交流施設	上有芸字向平75番地	47		●	●				●			●
78	有芸生活改善センター	上有芸字猿ヶ淵5番地4	48	◎	●	●		●		●			●
79	岩泉町立有芸小学校	上有芸字運名根3番地4	49		●			●		●			●
80	栃の木皆の川ふれあいセンター	下有芸字千足6番地1	50		●	●		●		●			

資料編

番号	施設・場所名	住 所	避難所	一 次 開 設	指定緊急避難場所(対象災害)								
					洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水	火山	国民保護
81	肘葛地区生涯学習センター	下有芸字肘葛11番地	51		●					●			
82	中野地区墓所高台	小本字南中野58番地 1 付近							●				

※一次開設欄は、「◎」＝職員配置避難所、「○」＝自治会等への開設運営依頼避難所。

2-6-3 避難路の指定について

(平成 31 年 3 月 1 日現在)

No.	区 間	延 長	幅 員	管理	緊急避難場所
1	小本山付堤防 ～小本川右岸堤防 ～国道 4 5 号	200m	3.5m	県	小本トンネル前広場
2	小本川水門 ～小本川左岸堤防 ～国道 4 5 号	350m	3.5m	県	小本トンネル前広場

2-10-1 消防施設等の現況

(令和8年1月1日現在)

1 救急体制

配置先	救急車両
宮古地区広域行政組合岩泉消防署	2台

2 消防体制

組織名	職員 又は 団員	指令車等	消防 ポン プ車	小型動 力ポン プ付 積載車	小型動 力 ポンプ	防火 水槽	無線 (防災無線)
岩泉消防署	31	2	2		1		21 (16)
本 団	12	2					1 (5)
第1分団	45		3	1	4	20	2 (9)
第2分団	52		2	2	4	28	1 (9)
第3分団	24		1	3	4	14	2 (9)
第4分団	63		2	3	5	26	1 (11)
第5分団	48		2	2	4	14	1 (9)
第6分団	61		3	2	5	21	2 (11)
第7分団	93	1 (小型ポンプ搬送車)	2	6	9	47	2 (21)
第8分団	33		1	4	5	16	2 (11)
役場職員消防団員 (役場職域消防隊)	40 (17)	1 (防災管理車)		1	1		(1)
計 (機能別団員)	431 (77)	6	18	24	42	186	35 (112)

注) 無線の実数は消防無線、() 内は町防災無線を示す。

2-11-1 防火対象物（消防法第8条）

（令和8年3月1日 消防防災課資料）

業 態 別			
(1)	イ	劇場・映画館・演芸場・観覧場	1
	ロ	公会堂・集会場	23
(2)	イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブその他これらに類するもの	
	ロ	遊戯場・ダンスホール	1
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	
	ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗	
(3)	イ	待合・料理店その他これらに類するもの	
	ロ	飲食店	3
(4)		百貨店・マーケットその他の物品販売業を営む店舗・展示場	13
(5)	イ	旅館・ホテル・宿泊所その他これらに類するもの	8
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅	25
(6)	イ	病院・診療所・助産所	3
	ロ	老人短期入居施設・重症心身障害児施設等	6
	ハ	老人デイサービスセンター・児童養護施設等	12
	ニ	幼稚園・特殊支援学校	
(7)		小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・大学・各種学校	9
(8)		図書館・博物館・美術館その他これらに類するもの	2
(9)	イ	蒸気浴場・熱気浴場	
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	
(10)		車両の停車場・船舶又は航空機の発着場	
(11)		神社・寺院・教会その他これらに類するもの	8
(12)	イ	工場・作業所	51
	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ	
(13)	イ	自動車車庫・駐車場	8
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	
(14)	イ	倉庫	35
(15)	ロ	前号に該当しない事業場	79
(16)	イ	(1)～(4)、(5)イ、(6)、(9)イが存する複合用途防火対象物	28
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	11
(16)の2		地下街	
(16)の3		準地下街	
(17)		重要文化財・重要有形民俗文化財・史跡等の建造物	
(18)		延長50メートル以上のアーケード	
(19)		市町村長の指定する山林	
(20)		総務省令で定める舟車	
合計			326

2-13-1 重要水防箇所及び水防用資機材の現況

(令和4年度岩手県水防計画)

1 重要水防箇所

河川名	管理	地域	左右岸	評価種別	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法
					堤防A	(他の評価と重複)	工作物A	堤防B	(他の評価と重複)	工作物B	新堤防・旧河川	工事施行・破堤跡・陸閘	
小本川	県	腰廻～河口	左	堤防高	m		箇所	m		箇所	m	箇所	積土のう工法
小本川	県	林の下～垂水	左	堤防高	0	0	1	2,030	0	3	0	0	積土のう工法
小本川	県	卒郡下～河口	左	堤防高	0	0	0	719	0	0	0	0	積土のう工法
小本川	県	卒郡	右	堤防高	0	0	0	570	0	0	0	0	積土のう工法
小本川	県	中里	右	堤防高	700	0	0	0	0	0	0	0	シート張工
小本川	県	中里	右	堤防高無堤	400	0	0	0	0	0	0	0	
小本川	県	中里	右	堤防高	0	0	0	800	0	1	0	0	積土のう工法
小本川	県	中里	左	堤防高無堤	800	0	0	0	0	0	0	0	
小本川	県	宮本～襲野	右	堤防高無堤	3,000	0	0	0	0	0	0	0	
小本川	県	乙茂	左	堤防高無堤	1,600	0	0	0	0	0	0	0	
小本川	県	向町	左	堤防高無堤	400	0	0	0	0	0	0	0	
小本川	県	岩泉	右	堤防高	0	0	0	400	0	1	0	0	積土のう工法
小本川	県	二升石	左	堤防高無堤	1,300	0	0	0	0	0	0	0	
小本川	県	二升石	右	堤防高	90	0	0	0	0	0	0	0	
小本川	県	二升石	左	堤防高無堤	500	0	0	0	0	0	0	0	カゴ枠張工
小本川	計				8,790	0	1	6,169	0	5	0	0	
長内川	県	中野～河口	左	堤防高無堤	1,800	0	0	0	0	0	0	0	
長内川	県	中野～河口	右	堤防高無堤	1,800	0	0	0	0	0	0	0	
長内川	計				3,600	0	0	0	0	0	0	0	

2 水防用資器材

(令和4年12月31日現在)

倉庫名 (所在地)	器具							資材					備考	
	スコップ	つるはし	とうが	おの	のこぎり	かま	掛矢	その他	縄	ビニールシート	鉄線	土のう		その他
県有水防倉庫 (岩泉)	34	5	75	6	5	3	3	クリッパー5 ハンマー 10 ペンチ 5	2	12	52	4,800	鋼杭 178	平成3年築 107.0㎡

2-13-2 河川水門調べ

(令和5年2月1日現在)

番号	種類	河川名及び 設置場所	形式	開閉 方法	門数	管理操作責任者
1	樋門	小本川 岩泉町 小本	スルース	手動	1	第7分団長
2	樋管	小本川 (オノ神沢) 岩泉町 中里	フラップ	手動	1	第7分団長
3	樋門	小本川 岩泉町 太田	スルース	手動	1	第1分団長
4	樋門	小本川 岩泉町 太田	スルース	手動	1	第1分団長
5	樋門	大川 岩泉町 駒ヶ沢	スルース	手動	1	第6分団長
6	水門	小本川 岩泉町 小本	スルース	自動	6	第7分団長
7	樋管	小本川 岩泉町 小本	スルース	手動	1	第7分団長
8	樋門	小本川 岩泉町 小本	スルース	手動	1	第7分団長

2-13-3 河川水門管理要綱

(岩手県地域防災計画資料編 2-13-12)

(趣旨)

第1 この要綱は、別に定めのあるもののほか、知事が管理する河川に設置されている水門、樋門及び樋管(以下「河川水門」という。)を合理的に管理するために必要な事項を定めるものとする。

2 ただし、津波高潮対策機能を有する河川水門については、別に定める海岸水門管理要綱によるものとする。

(管理の原則)

第2 河川水門は、洪水、高潮、津波等(以下「洪水等」という。)による災害から国土、公共物及び県民の生命、財産等を守るため、洪水等の発生の場合に有効かつ適切に操作されるように維持管理されなければならない。

(河川水門の管理の委託)

第3 知事は、洪水等による危険が切迫した場合における河川水門の操作の緊急性等にかんがみ、河川法(昭和39年法律第167号。以下「法」という。)第99条の規定に基づき、河川管理施設である河川水門の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事務を河川水門所在の市町村に委託するものとする。

(知事の管理事項)

第4 知事は、おおむね次の各号に掲げる事項に関し河川水門の管理を行う。

- (1) 特に必要があると認める場合における河川水門の巡視及び点検をすること。
- (2) 河川管理施設である河川水門の改修工事及び修繕工事を施行すること。
- (3) 次に掲げる場合において、洪水等による災害が発生するおそれ大きいと認められるときは、関係市町村及び法第26条の規定により許可を受けて河川水門を設置した者(以下「許可河川水門設置者」という。)に対し、警戒勤務態勢をとるよう通知すること。

ア 気象予報又は気象警報が発令された場合

イ 著しい降雨又は融雪により河川の水位が上昇するおそれがあると認められる場合

ウ 河川の水位又は潮位に著しい変動がある場合

- (4) 許可河川水門設置者に対し、河川水門の管理体制について指導し、及び助言すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、河川水門の管理に関し特に必要があると認める事項について適切な措置をとること。

(市町村の管理事項)

第5 河川水門の管理の委託を受けた市町村は、次の各号に掲げるところにより、河川水門の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事務を執行するものとする。

- (1) 平常時における河川水門の維持又は操作は、次に掲げるところにより行なうものとする。
 - ア 河川水門を支障なく閉鎖できるよう随時巡視点検し、常に良好な状態に維持すること。
 - イ 毎年度3回(原則として、6月、8月及び翌年3月とする。ただし、河川水門のうち、既往最高潮位の及ぶ土地の区域内に存する河川水門(以下「潮位関連河川水門」という。))にあつては、原則として、7月、11月及び翌年3月とする。)以上河川水門の開閉部分の試運転(注油を含む。以下同じ。)をすること。
- (2) 前号アの規定により河川水門を巡視したときは、河川水門巡視記録(様式第1号)を作成し、備えておくものとする。
- (3) 次に掲げる場合において、洪水等が発生するおそれがあると認められるときは、警戒勤務態勢に入るものとする。
 - ア 次に掲げる気象予報又は気象警報が発令された場合
 - (ア) 浸水注意報、洪水注意報、津波注意報(潮位関連河川水門の場合に限る。)
 - (イ) 気象警報、浸水警報、洪水警報
 - (ウ) 高潮警報、津波警報、波浪警報(潮位関連河川水門の場合に限る。)
 - イ 洪水予報又は水防警報が発令された場合
 - ウ 河川の水位が警戒水位に達した場合
 - エ 海水に著しい変動があった場合(潮位関連河川水門の場合に限る。)
 - オ 人体に感じる程度の地震が発生した場合(潮位関連河川水門の場合に限る。)
 - カ 特に知事が指示した場合
- (4) 警戒勤務態勢時における河川水門の操作は、次に掲げるところにより行なうものとする。
 - ア 水門をいつでも操作できるようにしておくこと。
 - イ 夜間に備えて、照明器具を準備しておくこと。
 - ウ 洪水等の発生状況を判断し、適切かつ敏速に河川水門を操作すること。ただし、操作及び避難の時間を確保できない恐れがある時は、避難を優先すること。
- (5) 第2号の規定により警戒勤務態勢に入った後で、洪水等の発生するおそれがないと認められるときは、警戒勤務態勢を解除し、河川水門を開放しておくこと。
- (6) 次に掲げるところにより所要の報告をすること。
 - ア 毎年度4月15日までに河川水門管理体制報告書(様式第2号)を所管する広域振興局長に提出するものとし、年度途中において河川水門管理体制に変動が生じたときもその都度提出するものとする。
 - イ 次に掲げる事項を行ったときは、その都度所管する広域振興局長に報告すること。
 - (ア) 河川水門の試運転をしたとき
 - (イ) 河川水門の異状を発見したとき

(ウ)警戒勤務態勢に入ったとき

(エ)河川水門を操作(試運転のための操作を除く。)したとき

(オ)警戒勤務態勢を解除したとき

- (7) 前号イ(ア)の規定による報告は、河川水門の試運転後 7 日以内に河川水門開閉操作報告書(様式第 3 号)により行うものとする。

(情報連絡)

第 6 知事は、河川水門の管理に関し必要な気象、降雨量、水位、指示等に関する情報連絡を市町村及び許可河川水門設置者との間において相互に密にし、洪水等の発生の際における河川水門の操作に遺憾のないようにするものとする。

(国土交通大臣等に対する協力要請)

第 7 知事は、国土交通大臣、市町村長及び許可河川水門設置者に対し、国土交通大臣及び市町村長の管理する河川に設置されている河川水門及び法第 26 条の規定により許可を受けて設置された河川水門についても、その管理については、この要綱の趣旨に添って国土交通大臣、市町村長及び許可河川水門設置者を通ずる一体的運営が期せられるように協力を求めるものとする。

様式第 1 号 〈略〉

様式第 2 号 〈略〉

様式第 3 号 〈略〉

台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした、避難指示の発令等に着目した**タイムライン**(防災行動計画)

[illegible]

※若手票から明言があった場合は、同川水位の上昇を待たず、早期に避難指示を発令する場合がある。

台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした、避難指示の発令等に着目した**タイムライン**(防災行動計画)

気象・水象情報

- 台風に関する説明会(県民向け発表会)
- 台風に関する岩手県気象情報(総機)
- 大雨注意警報・洪水注意警報(警戒レベル2相当)
- 大雨警報(黒水警報)・洪水警報(警戒レベル3相当)
 森林水位観測所(水位1.70m)
 ※水防警報発出後水位上昇速報水位
 森林水位観測所(水位1.85m)
 花巻浅沼水位観測
 森林水位観測所(水位2.00m)
- 2.5h
-2.0h
- 避難料断水水位到達
森林水位観測所(水位2.20m)
(警戒レベル3相当)
- 1.5h
- 花巻焼火水位到達
森林水位観測所(水位2.80m)
(警戒レベル4相当)
- 1.0h
- ホットライン(震度地方気象台)
※大雨特別警報(警戒レベル5相当)
※地震的な大雨に関する岩手県気象情報発表
- 記号のない大雨に関する岩手県気象情報(震度地方気象台)
○大雨特別警報発表に際する記者会見(震度地方気象台)
○花巻閉鎖山道水位到達・花巻開始
- 0h

岩手県

- 本庁
 風水害対策推進チームの構築、
 助言内容等の検討
 ○雨量・水位情報等への確認(総機)
 ○雨量・水位情報等への確認(総機)
 ○河川・湖沼の警戒態勢を通知
 ○災害対策本部(災害特別対策本部)の設置
 ○水防本部の設置
 ○関係機関へ通知
 ○東北地方整備局に報告
- 岩手県土木センター
 ○雨量・水位情報等への確認(総機)
 統計結果を基けた助言
 水防目標水位到達を
 不行及び自治体へ通知
 花巻浅沼水位到達を
 不行及び自治体へ通知
 ○異常な発生状態等を県水
 文部に報告
 ホットライン
 (避難料断水水位のおそれ)
 ○避難料断水水位到達を
 本庁及び自治体へ通知
 ○災害対策本部(災害特別対策本部)の設置
 (状況に応じて早期設置の場合)
 ○関係機関へ通知
 ○花巻焼火水位到達を
 不行及び自治体へ通知
 ○災害対策本部(災害特別対策本部)の設置
 (状況に応じて早期設置の場合)
 ○関係機関へ通知
 ○決壊情報を水防本部に報告
 ○東北地方整備局に報告

岩泉町

- 避難料断水に関する情報収集開始
 ○雨量・水位情報等への確認(総機)
 ○気象情報等住民周知(総機)
 ○災害対策本部の設置
 ○避難料断水に関する住民周知(総機)
 ○緊急対応利用施設との連絡体制確立
 ○水防母体の迅速発起(速達)
 ○河川・湖沼管理の警戒態勢に入る
 ○急激な水位の上昇防止活動
 ○関係機関と連携
 ○水防母体および関係機関水防活動 開始
 災害対策本部の設置
 ○未だ浸透情報等住民周知(総機)
 【警戒レベル】緊急安全確保完了
 ○水位情報及び避難料断水住民周知
 ○東地帯の浸透による実害発生
 ○監視中実害を発見した場合、
 岩手県土木センターに報告
 ○避難料断水の開設
 ○緊急対応等への避難誘導(施設含む)
 ※避難指示等完全中止と災害対策
 本部の指示
 ○水位情報及び避難料断水住民周知
 ○避難料断水の開設、避難が滞った者
 の救出
 ○早期避難勧告
 ※避難指示等完全中止の検討
 【警戒レベル4】避難指示完了
 ○水位情報及び避難料断水住民周知
 ○大雨特別警報住民周知
 ○避難料断水を伴う行動要請
 ○避難指示等への発生対象地区が適切で
 あるか適宜再検討を行う
 ○堤防その他の施設が通行した、越え
 たときは岩手県土木センターに報告
 【警戒レベル5】緊急安全確保完了
 ○状況に応じて、自衛隊派遣を県へ依頼
 ○避難料断水等発生時のタイムライン・依拠
 地に係る基準による目安であり、河川
 氾濫の状態によっては異なる。

住民等

- テレビ、ラジオ、インターネット等
 により気象情報を確認
 ○ハザードマップ等による避難所・
 避難ルートを確認
 ○前の情報により避難行動等決定
 ○非常時待たし出しの準備
 ○避難先
 ○緊急対応利用施設等は、施設の
 休業、利用者への早期帰宅又は、
 屋内安全確保を判断(決定)
 ○テレビ、インターネット等により大
 雨や河川の状況を把握
 ○避難の準備(要配慮者等)
 要配慮者等避難開始
 ○避難の準備
 ○要配慮者等以外も、
 自身が危険な場所や、
 危険な状況のときは、
 避難を開始する。
 ※大雨のピークの予想が、
 遅くとも約1時間前
 過ぎる場合は、明らかに
 避難を完了する。
 避難開始
 避難完了
 避難又は命を守る安全確保完了
 ※避難所等へ避難すること危険な場
 合は、自宅の2階や近所の安全な場
 所に移動し、身の安全を確保する。
 ※行動時間内に自宅であり、自らの施設
 や事業部等発生の際に必要と
 認められる行動時間短縮が必要なり。

被害

[illegible]

2-14-1 町有除雪機械等の整備状況

(令和5年3月1日現在)

車両番号	車名・形式	車体の形式
岩手 000 る 1270	T C M Z W140 J	ショベルローダ
岩手 900 る 284	T C M L 20 J	ショベルローダ
岩手 000 る 1484	T C M Z W140 J	ショベルローダ
岩手 000 る 1799	T C M L 34 t	ショベルローダ
岩手 900 る 260	ニイガタ N R 655	ロータリ除雪車(2.6m,250kw 級)
岩手 900 る 704	ニイガタ N R 302	ロータリ除雪車(2.6m,220kw 級)
岩手 900 る 714	ニイガタ N R 302	ロータリ除雪車(2.6m,220kw 級)
岩手 00 る 2275	コマツ W A 100	ショベルローダ
岩手 000 る 27	コマツ W A 300	タイヤドーザ
岩手 000 る 1501	コマツ W A 270-6Y	タイヤドーザ
岩手 000 る 2241	コマツ W A 200-6Y	ショベルローダ
岩手 000 る 2440	コマツ W A 200-7Y	ショベルローダ
岩手 900 る 692	コマツ W A 270-7Y	タイヤドーザ
岩手 900 る 693	コマツ W A 270-7Y	タイヤドーザ
岩手 900 る 694	コマツ W A 270-7Y	タイヤドーザ
岩手 00 る 2495	三菱 926 E	ショベルローダ
岩手 99 る 5457	CAT 936(4SB 改)	タイヤドーザ
岩手 000 る 1752	CAT910H	ショベルローダ
岩手 000 る 1751	CAT903B2	タイヤドーザ
岩手 000 る 2522	CAT910K	ショベルローダ
岩手 000 る 2906	CAT910K	ショベルローダ
岩手 000 る 3374	CAT910-14	ショベルローダ
岩手 000 る 3373	CAT920-14	ショベルローダ
岩手 000 る 636	三菱 MG430	グレーダ
岩手 00 る 377	三菱 MG230	グレーダ

2-15-1 海岸堤防水門等調べ

(令和5年3月1日現在)

番号	種類	設置場所	形式	開閉方法	門数	管理操作責任者
1	樋門	岩泉町小本 (町道小本港線)	スライド	自動 (横引)	1	第7分団長
2	水門	岩泉町小本 (長内川)	スルース	自動	1	第7分団長
3	樋門	岩泉町小本 (町道小本小掛線)	スルース	自動	1	第7分団長
4	樋門	岩泉町小本 (茂師小成川河口)	フラップ	手動	2	第7分団長

2-15-2 海岸水門管理要綱

(岩手県地域防災計画資料編 2-15-7)

(趣旨)

第1 この要綱は、別に定めのあるもののほか、海岸管理者及び河川管理者(以下「海岸管理者等」という。)が管理する津波高潮対策機能を有する水門、陸閘及び樋門(以下「水門等」という。)を合理的に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(管理の原則)

第2 水門等は、津波、高潮、その他海水の変動等(以下「津波等」という。)による災害から国土、公共物及び県民の生命、財産等を守るため、津波等の発生の場合、有効かつ迅速に操作されるよう維持管理されなければならない。

(水門等の管理の委託)

第3 海岸管理者等は、水門等の操作を適時適切に行うため、水門等の維持又は操作その他これらに係る 日常管理に関する事務を水門等所在の市町村に委託するものとする。

(海岸管理者の管理事項)

第4 海岸管理者等は、おおむね次に掲げる事項に関し水門等の管理を行う。

- (1) 特に必要があると認める場合における水門等の巡視及び点検をすること。
- (2) 水門等の改修工事及び修繕工事を施工すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、水門等の管理に関し特に必要があると認める事項について適切な措置をとること。

(市町村の管理事務)

第5 水門等の管理の委託を受けた市町村は、次に掲げるところにより、水門等の維持又は操作その他これらに係る日常管理に属する事務を執行するものとする。

- (1) 平常時における水門等の維持又は操作は、次に掲げるところにより行うものとする。
 - ア 水門等を支障なく閉鎖できるよう随時巡視点検すること。
 - イ 水門等の開閉に支障となる導水部や路面上の支障物を除去すること。その他水門等の開閉操作 に支障がないよう日常管理すること。
- (2) 前号アの規定により水門等を巡視したときは、海岸水門等巡視日誌(様式第1号)を作成し備えておくものとする。
- (3) 水門等は、水門・陸閘操作規則(以下「操作規則」という。)に定めるところにより試運転を行うものとする。ただし、操作規則に定めのない水門等については、毎年3回(原則として、7月、11月及び3月とすること。)以上開閉操作の試運転(水門等の主要部分への注油等を含む。)を行うものとする。
- (4) 操作態勢については、第6及び操作規則に定めるところによる。

(操作態勢)

第6 水門等の操作態勢は、操作規則に定めるところによるが、次に掲げる事項を原則とする。

- (1) 津波対応の場合は、現地に赴いての機側操作等による閉鎖は行わないこと。
- (2) 津波対応の場合は、水門等の閉鎖操作は遠隔自動閉鎖により行われる。ただし、何らかの事情により遠隔自動閉鎖が行われない場合は、遠隔手動操作により閉鎖を行うこと。
- (3) 開放操作は、現地機側操作又は遠隔手動操作により行うこと。

(報告)

第7 委託を受けた市町村は、毎年度4月15日までに当該年度の海岸水門等管理体制報告書(様式第2号)を所管する広域振興局長に提出しなければならない。

2 前号の報告書は、年度途中において水門等の管理体制に変動が生じたときも、その都度提出しなければならない。

3 委託を受けた市町村は、第5第3項に規定する試運転を行ったときは、水門等開閉操作報告書(様式第3号)を、当該試運転の日後10日以内に所管する広域振興局長に提出しなければならない。

〈様式については省略〉

2-15-3 海岸堤防水門等管理要領

(趣旨)

第1 この要領は、小本漁港海岸堤防に設置されている水門、ひ門(以下「水門等」という。)を合理的に管理するために必要な事項を定めるものとする。

(管理の原則)

第2 水門等は、津波、高潮その他海水の変動(以下「津波等」という。)による災害から、国土及び住民の生命、財産を守るため、津波等が発生した場合に有効かつ適切に操作できるよう適切な管理をしなければならない。

(水門等の管理の委託)

第3 町長は、津波等による危険が切迫した場合における水門等の操作の緊急性にかんがみ、水門等の維持又は操作、その他これに類する業務の一部を岩泉町消防団(以下「町消防団」という。)に委託するものとする。

(町長の管理事項)

第4 町長は、次の各号に掲げる事項に関し水門等の管理を行うものとする。

- 1 特に必要があると認める場合における水門等の巡視及び点検をすること。
- 2 次に掲げる場合において、津波等による災害が発生するおそれがあると認められるときは、町消防団に対し警戒体制をとるように通知すること。
 - (1) 気象予報又は気象警報が発令された場合。
 - (2) 潮位に著しい変動があった場合。
 - (3) 前各号に掲げるほか、水門等の管理に関し特に必要があると認める事項について適切な措置をとること。

(町消防団の管理事項)

第5 町消防団は、次の各号に掲げるところにより業務を執行するものとする。

- 1 平常時における水門等の維持又は管理は次に掲げるところによる。
 - (1) 水門等を随時巡視し、水門等の開閉部分並びにこれらに関する路面等、水門等の開閉に支障のないよう整備すること。
 - (2) 毎年度3回(原則として7月、11月及び翌年の3月とする。)以上水門等の開閉操作の試運転(主要部分の注油を含む。)を行うものとする。
 - (3) 水防関係者及び付近住民に対し水門等の重要性を認識させ、非常の際はだれでも水門等を閉鎖できるよう指導すること。
- 2 前号(1)の規定により水門等を巡視したときは水門等巡視記録(様式第1号)を作成し備えておくこととする。

(警戒体制)

第6 町消防団は、次の各号の一に該当する場合でかつ災害が発生するおそれがあると判断したときは警戒体制につき、遠隔操作により水門等を閉鎖するものとする。

- (1) 津波注意報又は津波警報が発令されたとき。
- (2) 高潮警報又は波浪警報が発令されたとき。
- (3) 海水に著しい変動があったとき。
- (4) 宮古測候所で震度4以上の地震を観測したとき。
- (5) 特に町長から指示されたとき。

(警戒体制の解除)

第7 町消防団は、前条の警戒体制についた後において、災害がおこるおそれがないと判断したときは、警戒体制を解除し、水門等を開放するものとする。

(報告)

第8 町消防団は、毎年度4月10日までに水門等管理体制報告書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の報告書は、年度途中において水門等の管理体制の変更が生じたときもその都度提出しなければならない。

3 町消防団は、第5第1項第2号に規定する試運転を行ったときは、水門等開閉操作報告書(様式第3号)を当該運転後5日以内に町長に提出しなければならない。

4 町消防団は、次の各号の一に該当するときは直ちに電話等で町長に通報するものとする。

(1) 水門等に異状を認めたもの。

(2) 第6の規定に基づき警戒体制につき水門等を閉鎖したとき。

(3) 第7の規定に基づき警戒体制を解除し水門等を開放したとき。

(情報連絡)

第9 町長は、水門等の管理に監視必要な気象、指示等に関する情報連絡を町消防団との間において相互に密にし、津波等の発生の際における水門等の操作に遺憾のないようにするものとする。

様式第1号 〈略〉

様式第2号 〈略〉

様式第3号 〈略〉

2-16-1 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域

(岩手県 令和7年度指定済み一覧)

1 急傾斜地の崩壊

番号	箇所番号	箇所名	字	告示年月日
1	062A0627	片畑	岩泉字片畑	平成19年3月16日
2	063A0630	小本	小本字小本	令和6年11月29日
3	063A1009	中野2号	小本字中野	平成19年3月16日
4	073A0817	本茂師	小本字本茂師	平成20年11月21日
5	073A1003	本茂師3号	小本字本茂師	令和6年11月29日
6	073A1004	小成1号	小本字小成	平成20年11月21日
7	073A1005	小成2号	小本字小成	令和6年11月29日
8	073A1006	小成	小本字小成	平成20年11月21日
9	063A1010	小本	小本字小本	平成20年11月21日
10	063A1012	小本1号	小本字小本	平成20年11月21日
11	073A1001	本茂師1号	小本字本茂師	平成20年11月21日
12	073A1002	本茂師2号	小本字本茂師	平成20年11月21日
13	060A2001	下見内川	門字下見内川	平成22年11月26日
14	060A2002	見内川	門字見内川	平成22年11月26日
15	061A1006	稲荷8号	襲綿字稲荷	平成22年11月26日
16	061A1007	稲荷3号	襲綿字稲荷	平成22年11月26日
17	061A1008	稲荷7号	襲綿字稲荷	平成22年11月26日
18	061A1009	日陰	二升石字日蔭	平成22年11月26日
19	061A1010	田山	穴沢字田山	平成22年11月26日
20	061A1011	松野	浅内字松野	平成22年11月26日
21	070A2001	上種倉1号	釜津田字上種倉	平成22年11月26日
22	070A2002	小焼巻3号	釜津田字小焼巻	平成22年11月26日
23	062A0629	幅坂	岩泉	平成22年11月26日
24	063A1011	中野1号	小本	平成22年11月26日
25	070A0636	沢口7号	釜津田	平成22年11月26日
26	071A0637	上川代	浅内	平成22年11月26日
27	063B1016	長内1号	中島	H31.1.8※
28	061A0632	横道4号	門字横道	平成24年3月30日
29	061A0633	横道3号	門字横道	平成24年3月30日
30	061A0635	滝の上	門字滝ノ上	平成24年3月30日
31	061A1001	救沢15号	門字救沢	平成24年3月30日
32	061A1002	横道5号	門字横道	平成24年3月30日
33	061A1003	名目入	門字名目入	平成24年3月30日
34	061A1004	道ノ上1号	門字道ノ上	平成24年3月30日
35	061A1005	上平5号	門字上平	平成24年3月30日
36	071A1002	大沢日向	浅内字大沢日向	平成24年3月30日

資料編

番号	箇所番号	箇所名	字	告示年月日
	071A1002-2			令和2年3月31日
37	051A0638	大平	大平	平成24年3月30日
38	051A1001	松林2号	松林	平成24年3月30日
39	051A1004	大平3号	大平	平成24年3月30日
40	051A1003	年々2号	年々	平成24年3月30日
41	051A1002	年々・年々1号	年々	平成24年3月30日
42	051A0639	松林	安家	平成24年3月30日
43	061A0634	名目入2号	門	平成24年3月30日
44	062A1001	細入	尼額	平成24年3月30日
45	071A1003	日蔭道ノ上	大川	平成24年3月30日
46	061B1006	救沢11号	門	平成24年3月30日
47	061B1027	道ノ上2号	門	平成24年3月30日
48	061B1033	上平4号	門	平成24年3月30日
49	063B1009	中島1号	中島	平成24年3月30日
50	070A2003	上外山	大川	平成24年3月30日
51	071A1001	下町	大川	平成24年3月30日
52	051B1002	松ヶ沢1号	安家字松ヶ沢	令和元年7月9日
53	051B1004	松ヶ沢2号	安家字松ヶ沢	令和元年7月9日
54	051B1005	松ヶ沢3号	安家字松ヶ沢	令和元年7月9日
55	051B1007	松ヶ沢4号	安家字松ヶ沢	令和元年7月9日
56	051B1008	松ヶ沢5号	安家字松ヶ沢	令和元年7月9日
57	051B1010	松ヶ沢6号	安家字松ヶ沢	令和元年7月9日
58	062B1001	本田	岩泉字本田	令和元年7月9日
59	062B1002	本田1号	岩泉字本田	令和元年7月9日
60	062B1003	本田2号	岩泉字本田	令和元年7月9日
61	062B1004	夏節	岩泉字夏節	令和元年7月9日
62	062B1005	根玉	岩泉字根玉	令和元年7月9日
63	062B1006	小屋敷	岩泉字小屋敷	令和元年7月9日
64	062B1013	和乙茂4号	乙茂字和乙茂	令和元年7月9日
65	062B1014	上3号	乙茂字上	令和元年7月9日
66	062B1015	上1号	乙茂字上	令和6年11月29日
67	062B1016	和乙茂3号	乙茂字乙茂	令和元年7月9日
68	062B1018	和乙茂2号	乙茂字乙茂	令和元年7月9日
69	062B1019	和乙茂1号	乙茂字和乙茂	令和元年7月9日
70	062B1020	上	乙茂字和乙茂	令和元年7月9日
71	062B1021	和乙茂	乙茂字上	令和元年7月9日
72	062B1022	上2号	乙茂字上	令和元年7月9日
73	063B1003	中野	小本中野	令和2年3月31日
74	063B1004	中野3号	小本中野	令和2年3月31日
75	063B1005	中島3号	中島中島	令和2年3月31日

資料編

番号	箇所番号	箇所名	字	告示年月日
76	063B1006	中島 5 号	中島中島	令和 2 年 3 月 31 日
77	063B1007	中島 6 号	中島中島	令和 2 年 3 月 31 日
78	063B1008	中島	中里岸	令和 2 年 3 月 31 日
79	063B1010	中島 2 号	中島中島	令和 6 年 11 月 29 日
80	063B1011	長内	小本長内	令和 6 年 11 月 29 日
81	063B1012	内の沢 1 号	小本内の沢	令和 2 年 3 月 31 日
82	063B1013	袈野 1 号	袈野袈野	令和 2 年 3 月 31 日
83	063B1014	袈野	袈野愛羅	令和 2 年 3 月 31 日
84	063B1015	赤鹿 1 号	袈野赤鹿	令和 2 年 3 月 31 日
85	063B1017	内の沢	小本内の沢	令和 2 年 3 月 31 日
86	063B1018	中岸	中里岸	令和 2 年 3 月 31 日
87	063B1019	赤鹿	袈野赤鹿	令和 2 年 3 月 31 日
88	063B1020	卒郡	中島卒郡	令和 2 年 3 月 31 日
89	063B1021	林ノ下	中里林の下	令和 2 年 3 月 31 日
90	073B1001	中里 1 号	中里中里	令和 2 年 3 月 31 日
91	073B1002	中里	中里下中里	令和 2 年 3 月 31 日
92	073B1004	外川目 1 号	中島外川目	令和 2 年 3 月 31 日
93	073B1005	外川目 2 号	中島外川目	令和 2 年 3 月 31 日
94	073B1006	外川目 4 号	中島外川目	令和 2 年 3 月 31 日
95	073B1007	外川目 3 号	中島外川目	令和 2 年 3 月 31 日
96	483N0008	長内 1	中島長内	令和 2 年 3 月 31 日
97	483N0014	長内 2	中島長内	令和 2 年 3 月 31 日
98	062A0816	惣畑	岩泉惣畑	令和 2 年 3 月 31 日
99	071B1003	上糸坪	浅内上野	令和 2 年 3 月 31 日
100	071B1004	下川代 2 号	浅内下川代	令和 2 年 3 月 31 日
101	071B1005	下川代	浅内下川代	令和 2 年 3 月 31 日
102	071B1007	下川代 1 号	浅内大沢日蔭	令和 2 年 3 月 31 日
103	071B1009	上川代 1 号	浅内下川代	令和 2 年 3 月 31 日
104	071B1010	大沢日向 4 号	浅内大沢日向	令和 2 年 3 月 31 日
105	071B1012	大沢日向 3 号	浅内大沢日向	令和 2 年 3 月 31 日
106	071B1015	大沢日蔭 2 号	浅内大沢日蔭	令和 2 年 3 月 31 日
107	071B1018	大沢日蔭	浅内大沢日蔭	令和 2 年 3 月 31 日
108	071B1021	大沢日蔭 3 号	浅内大沢日蔭	令和 2 年 3 月 31 日
109	071B1024	大沢日蔭 1 号	浅内大沢日蔭	令和 2 年 3 月 31 日
110	071B1026	大沢日蔭 4 号	浅内大沢日蔭	令和 2 年 3 月 31 日
111	071B1027	大沢日向 2 号	浅内大沢日向	令和 2 年 3 月 31 日
112	071B1030	大沢日向 1 号	浅内大沢日向	令和 2 年 3 月 31 日
113	071B1031	甲地 4 号	鼠入甲地	令和 2 年 3 月 31 日
114	071B1032	甲地 3 号	鼠入甲地	令和 2 年 3 月 31 日
115	071B1033	甲地 2 号	鼠入甲地	令和 2 年 3 月 31 日

資料編

番号	箇所番号	箇所名	字	告示年月日
116	071B1036	甲地 1 号	鼠入甲地	令和 2 年 3 月 31 日
117	072B1001	日向ノ沢 1 号	尼額日向の沢	令和 2 年 3 月 31 日
118	072B1002	日向ノ沢 2 号	尼額日向の沢	令和 2 年 3 月 31 日
119	072B1010	山屋 2 号	岩泉山屋	令和 2 年 3 月 31 日
120	072B1012	山屋 1 号	岩泉山屋	令和 2 年 3 月 31 日
121	072B1015	山屋 3 号	岩泉山屋	令和 2 年 3 月 31 日
122	072B1016	山屋 4 号	岩泉山屋	令和 2 年 3 月 31 日
123	072B1019	山屋	岩泉山屋	令和 2 年 3 月 31 日
124	072B1024	日向森山 4 号	鼠入日向森山	令和 2 年 3 月 31 日
125	072B1025	日向森山 3 号	鼠入日向森山	令和 2 年 3 月 31 日
126	072B1026	日向森山 2 号	鼠入日向森山	令和 2 年 3 月 31 日
127	072B1028	日向森山 1 号	鼠入日向森山	令和 2 年 3 月 31 日
128	072B1029	日向森山	鼠入日向森山	令和 2 年 3 月 31 日
129	072B1030	鼠入 5 号	鼠入	令和 2 年 3 月 31 日
130	072B1031	鼠入 4 号	鼠入	令和 2 年 3 月 31 日
131	072B1032	鼠入 3 号	鼠入	令和 2 年 3 月 31 日
132	072B1033	鼠入 7 号	鼠入	令和 2 年 3 月 31 日
133	072B1034	鼠入 2 号	鼠入	令和 2 年 3 月 31 日
134	072B1035	鼠入 6 号	鼠入	令和 2 年 3 月 31 日
135	072B1036	鼠入	鼠入	令和 2 年 3 月 31 日
136	072B1041	鼠入 1 号	鼠入	令和 2 年 3 月 31 日
137	061B1005	救沢 12 号	門	令和 2 年 3 月 31 日
138	061B1007	救沢 10 号	門	令和 2 年 3 月 31 日
139	061B1008	救沢 9 号	門	令和 2 年 3 月 31 日
140	061B1009	救沢 8 号	門	令和 2 年 3 月 31 日
141	061B1010	救沢 7 号	門	令和 2 年 3 月 31 日
142	061B1011	救沢 5 号	門	令和 2 年 3 月 31 日
143	061B1012	救沢	門	令和 2 年 3 月 31 日
144	061B1013	救沢 1 号	門	令和 2 年 3 月 31 日
145	061B1014	横道	門	令和 2 年 3 月 31 日
146	061B1015	横道 2 号	門	令和 2 年 3 月 31 日
147	061B1016	救沢 17 号	門	令和 2 年 3 月 31 日
148	061B1019	救沢 3 号	門	令和 2 年 3 月 31 日
149	061B1021	救沢 4 号	門	令和 2 年 3 月 31 日
150	061B1023	名目入 3 号	門	令和 2 年 3 月 31 日
151	061B1024	道ノ上 3 号	門	令和 2 年 3 月 31 日
152	061B1025	下三田貝 3 号	門	令和 2 年 3 月 31 日
153	061B1026	道ノ上	門	令和 2 年 3 月 31 日
154	061B1028	下三田貝 4 号	門	令和 2 年 3 月 31 日
155	061B1034	上平 6 号	門	令和 2 年 3 月 31 日

資料編

番号	箇所番号	箇所名	字	告示年月日
156	061B1035	上平 2 号	門	令和 2 年 3 月 31 日
157	061B1036	上平 1 号	門	令和 2 年 3 月 31 日
158	061B1002	救沢 16 号	門救沢	令和 2 年 3 月 31 日
159	061B1003	救沢 14 号	門救沢	令和 2 年 3 月 31 日
160	061B1004	救沢 13 号	門救沢	令和 2 年 3 月 31 日
161	061B1017	救沢 2 号	門救沢	令和 2 年 3 月 31 日
162	061B1018	横道 1 号	門横道	令和 2 年 3 月 31 日
163	061B1020	救沢 6 号	門救沢	令和 2 年 3 月 31 日
164	071B1002	下栗畑	浅内下栗畑	令和 2 年 3 月 31 日
165	042B2001	半城子	安家茂井	令和 3 年 3 月 19 日
166	042B2002	半城子 1 号	安家茂井	令和 3 年 3 月 19 日
167	042B2003	茂井	安家茂井	令和 3 年 3 月 19 日
168	042B2004	茂井 1 号	安家茂井	令和 3 年 3 月 19 日
169	042B2005	茂井 2 号	安家茂井	令和 3 年 3 月 19 日
170	050B2001	沢川目	門国見	令和 3 年 3 月 19 日
171	051B1001	松ヶ沢	安家松ヶ沢	令和 3 年 3 月 19 日
172	051B1003	松林 3 号	安家松林	令和 3 年 3 月 19 日
173	051B1006	松林 1 号	安家氷渡	令和 3 年 3 月 19 日
174	051B1011	大平 4 号	安家大平	令和 3 年 3 月 19 日
175	051B1012	折壁	安家氷渡	令和 3 年 3 月 19 日
176	051B1013	折壁 1 号	安家折壁	令和 3 年 3 月 19 日
177	052B1001	年々 3 号	安家茂井	令和 3 年 3 月 19 日
178	052B1002	年々 4 号	安家年々	令和 3 年 3 月 19 日
179	052B1003	年々 5 号	安家年々	令和 3 年 3 月 19 日
180	052B1004	年々 6 号	安家年々	令和 3 年 3 月 19 日
181	052B1005	年々 7 号	安家年々	令和 3 年 3 月 19 日
182	052B1006	江川	安家高須賀	令和 3 年 3 月 19 日
183	060A0631	国見 1 号	門西雷峠	令和 3 年 3 月 19 日
184	060B2001	国境	門国境	令和 3 年 3 月 19 日
185	060B2002	湯沢鹿	門湯沢鹿	令和 3 年 3 月 19 日
186	060B2003	湯沢鹿 1 号	門湯沢鹿	令和 3 年 3 月 19 日
187	060B2004	国見	門見内川	令和 3 年 3 月 19 日
188	060B2005	見内川 1 号	門見内川	令和 3 年 3 月 19 日
189	060B2006	見内川 2 号	門見内川	令和 3 年 3 月 19 日
190	060B2007	見内川 3 号	門見内川	令和 3 年 3 月 19 日
191	060B2008	見内川 4 号	門上見内川	令和 3 年 3 月 19 日
192	060B2009	三田貝	門南三田貝	令和 3 年 3 月 19 日
193	060B2010	三田貝 1 号	門三田貝	令和 3 年 3 月 19 日
194	060B2011	三田貝 3 号	門南三田貝	令和 3 年 3 月 19 日
195	060B2012	三田貝 5 号	門南三田貝	令和 3 年 3 月 19 日

資料編

番号	箇所番号	箇所名	字	告示年月日
196	060B2013	三田貝 4 号	門三田貝	令和 3 年 3 月 19 日
197	060B2014	下三田貝 2 号	門南三田貝	令和 3 年 3 月 19 日
198	060B2015	下三田貝 1 号	門南三田貝	令和 3 年 3 月 19 日
199	060B2016	三田貝 2 号	門南三田貝	令和 3 年 3 月 19 日
200	060B2017	南沢 1 号	穴沢南沢	令和 3 年 3 月 19 日
201	060B2018	南沢 2 号	穴沢南沢	令和 3 年 3 月 19 日
202	060B2019	権現 7 号	釜津田権現	令和 3 年 3 月 19 日
203	060B2020	権現	釜津田栗宿	令和 3 年 3 月 19 日
204	060B2021	権現 1 号	釜津田権現	令和 3 年 3 月 19 日
205	060B2022	権現 6 号	釜津田権現	令和 3 年 3 月 19 日
206	060B2023	権現 2 号	釜津田権現	令和 3 年 3 月 19 日
207	060B2024	権現 3 号	釜津田栗宿	令和 3 年 3 月 19 日
208	060B2025	南沢 3 号	穴沢南沢	令和 3 年 3 月 19 日
209	060B2026	権現 4 号	釜津田権現	令和 3 年 3 月 19 日
210	060B2027	南沢	穴沢南沢	令和 3 年 3 月 19 日
211	060B2028	権現 5 号	釜津田権現	令和 3 年 3 月 19 日
212	061B1001	湯沢鹿 2 号	門大久保	令和 3 年 3 月 19 日
213	061B1029	黒森	蓑綿泉沢	令和 3 年 3 月 19 日
214	061B1030	下三田貝 5 号	門下三田貝	令和 3 年 3 月 19 日
215	061B1031	下三田貝	門下三田貝	令和 3 年 3 月 19 日
216	061B1037	小船 3 号	穴沢小船	令和 3 年 3 月 19 日
217	061B1038	小船 1 号	穴沢小船	令和 3 年 3 月 19 日
218	061B1039	小船 2 号	穴沢小船	令和 3 年 3 月 19 日
219	061B1040	小船 4 号	穴沢小船	令和 3 年 3 月 19 日
220	061B1041	小船 5 号	穴沢小船	令和 3 年 3 月 19 日
221	061B1042	稻荷 6 号	蓑綿碁石峠	令和 3 年 3 月 19 日
222	061B1043	小船 6 号	穴沢田山	令和 3 年 3 月 19 日
223	061B1044	稻荷 5 号	蓑綿山本	令和 3 年 3 月 19 日
224	061B1045	小船	穴沢小船	令和 3 年 3 月 19 日
225	061B1046	稻荷 4 号	蓑綿稻荷	令和 3 年 3 月 19 日
226	061B1047	田山 1 号	穴沢金成	令和 3 年 3 月 19 日
227	061B1048	田山 2 号	穴沢小船	令和 3 年 3 月 19 日
228	061B1050	滝野	二升石滝野	令和 3 年 3 月 19 日
229	061B1051	馬立	蓑綿馬立	令和 3 年 3 月 19 日
230	061B1052	稻荷 2 号	蓑綿稻荷	令和 3 年 3 月 19 日
231	061B1053	稻荷 1 号	蓑綿一ツ苗代	令和 3 年 3 月 19 日
232	061B1054	中島 4 号	蓑綿中島	令和 3 年 3 月 19 日
233	061B1055	本銅	蓑綿本銅	令和 3 年 3 月 19 日
234	061B1056	日蔭 1 号	二升石日蔭	令和 3 年 3 月 19 日
235	061B1057	稻荷	蓑綿田畑	令和 3 年 3 月 19 日

資料編

番号	箇所番号	箇所名	字	告示年月日
236	061B1058	田山 4 号	穴沢田山	令和 3 年 3 月 19 日
237	062A0626	大館	岩泉大館	令和 3 年 3 月 19 日
238	062A0628	中家	岩泉森の越	令和 3 年 3 月 19 日
239	062A0815	向町	岩泉向町	令和 3 年 3 月 19 日
240	062B1007	沢廻	岩泉沢廻	令和 3 年 3 月 19 日
241	062B1008	沢廻 1 号	岩泉沢廻	令和 3 年 3 月 19 日
242	062B1009	沢廻 2 号	岩泉府金	令和 3 年 3 月 19 日
243	062B1010	大北川	岩泉大北川	令和 3 年 3 月 19 日
244	062B1011	大北川 1 号	岩泉大北川	令和 3 年 3 月 19 日
245	062B1012	外川目	岩泉外川目	令和 3 年 3 月 19 日
246	062B1017	指畑	岩泉指畑	令和 6 年 11 月 29 日
247	062B1023	坂本	岩泉坂本	令和 3 年 3 月 19 日
248	062B1024	貝内野	二升石貝内野	令和 3 年 3 月 19 日
249	062B1025	日向の沢	尼額日向の沢	令和 3 年 3 月 19 日
250	070B2001	下種倉	釜津田下種倉	令和 3 年 3 月 19 日
251	070B2002	下種倉 1 号	釜津田下種倉	令和 3 年 3 月 19 日
252	070B2003	釜沢 6 号	釜津田釜沢	令和 3 年 3 月 19 日
253	070B2004	釜沢 7 号	釜津田中居村	令和 3 年 3 月 19 日
254	070B2005	小焼巻 1 号	釜津田小焼巻	令和 3 年 3 月 19 日
255	070B2006	釜沢	釜津田中居村	令和 3 年 3 月 19 日
256	070B2007	釜沢 5 号	釜津田釜沢	令和 3 年 3 月 19 日
257	070B2008	釜沢 4 号	釜津田釜沢	令和 3 年 3 月 19 日
258	070B2009	小焼巻	釜津田上種倉	令和 3 年 3 月 19 日
259	070B2010	上種倉	釜津田館	令和 3 年 3 月 19 日
260	070B2011	小焼巻 2 号	釜津田上種倉	令和 3 年 3 月 19 日
261	070B2012	釜沢 3 号	釜津田中居村	令和 3 年 3 月 19 日
262	070B2013	上種倉 2 号	釜津田上種倉	令和 3 年 3 月 19 日
263	070B2014	釜沢 2 号	釜津田中居村	令和 3 年 3 月 19 日
264	070B2015	沢口 2 号	釜津田塵畑	令和 3 年 3 月 19 日
265	070B2016	下外山 1 号	大川下外山	令和 3 年 3 月 19 日
266	070B2018	下外山 2 号	大川下外山	令和 3 年 3 月 19 日
267	070B2019	釜沢 1 号	釜津田中居村	令和 3 年 3 月 19 日
268	070B2020	沢口 1 号	釜津田塵畑	令和 3 年 3 月 19 日
269	070B2022	沢口 6 号	釜津田小日蔭	令和 3 年 3 月 19 日
270	070B2023	塵畑	釜津田沢口	令和 3 年 3 月 19 日
271	070B2024	沢口	釜津田沢口	令和 3 年 3 月 19 日
272	070B2025	小日蔭	釜津田小日蔭	令和 3 年 3 月 19 日
273	070B2026	唐地 2 号	釜津田釜沢	令和 3 年 3 月 19 日
274	070B2029	唐地	釜津田釜沢	令和 3 年 3 月 19 日
275	070B2031	唐地 1 号	釜津田八重沢	令和 3 年 3 月 19 日

資料編

番号	箇所番号	箇所名	字	告示年月日
276	070B2032	唐地 3 号	釜津田釜沢	令和 3 年 3 月 19 日
277	070B2034	八重沢	釜津田日蔭	令和 3 年 3 月 19 日
278	070B2036	尾和田	釜津田尾和田	令和 3 年 3 月 19 日
279	070B2037	上外山 1 号	大川上外山	令和 3 年 3 月 19 日
280	070B2038	尾和田 1 号	釜津田唐地	令和 3 年 3 月 19 日
281	070B2039	上外山 3 号	大川上外山	令和 3 年 3 月 19 日
282	070B2040	滝の上	釜津田尾和田	令和 3 年 3 月 19 日
283	071B1001	下栗畑 1 号	浅内下栗畑	令和 3 年 3 月 19 日
284	071B1006	扇の沢 1 号	大川扇の沢	令和 3 年 3 月 19 日
285	071B1008	扇の沢	大川扇の沢	令和 3 年 3 月 19 日
286	071B1011	寺庭	大川寺庭	令和 3 年 3 月 19 日
287	071B1013	寺庭 1 号	大川寺庭	令和 3 年 3 月 19 日
288	071B1014	石立	大川石立	令和 3 年 3 月 19 日
289	071B1016	長田	大川長田	令和 3 年 3 月 19 日
290	071B1017	下町向	大川下町向	令和 3 年 3 月 19 日
291	071B1019	舞の子 2 号	大川舞の子	令和 3 年 3 月 19 日
292	071B1020	下町向 1 号	大川下町向	令和 3 年 3 月 19 日
293	071B1022	舞の子 1 号	大川舞の子	令和 3 年 3 月 19 日
294	071B1023	舞の子	大川舞の子	令和 3 年 3 月 19 日
295	071B1025	大家 2 号	大川日蔭舞の子	令和 3 年 3 月 19 日
296	071B1028	日蔭舞の子	大川日大家	令和 3 年 3 月 19 日
297	071B1029	日蔭舞の子 1 号	大川日蔭舞の子	令和 3 年 3 月 19 日
298	071B1034	平井	大川平井	令和 3 年 3 月 19 日
299	071B1035	甲地	鼠入甲地	令和 3 年 3 月 19 日
300	071B1037	大家 1 号	大川大家	令和 3 年 3 月 19 日
301	071B1038	大家	大川大家	令和 3 年 3 月 19 日
302	072B1003	白土	岩泉白土	令和 3 年 3 月 19 日
303	072B1004	大平 5 号	岩泉大平	令和 3 年 3 月 19 日
304	072B1005	大平 2 号	岩泉大平	令和 3 年 3 月 19 日
305	072B1006	大平 1 号	岩泉大平	令和 3 年 3 月 19 日
306	072B1007	大向 1 号	猿沢大向	令和 3 年 3 月 19 日
307	072B1009	大向 2 号	猿沢上の沢口	令和 3 年 3 月 19 日
308	072B1011	竹野	猿沢竹野	令和 3 年 3 月 19 日
309	072B1013	堤	猿沢堤	令和 3 年 3 月 19 日
310	072B1014	月出 1 号	岩泉穴の沢	令和 3 年 3 月 19 日
311	072B1017	月出	岩泉月出	令和 3 年 3 月 19 日
312	072B1018	月出 2 号	岩泉月出	令和 3 年 3 月 19 日
313	072B1020	穴の沢	岩泉穴の沢	令和 3 年 3 月 19 日
314	072B1021	穴の沢 2 号	岩泉穴の沢	令和 3 年 3 月 19 日
315	072B1022	穴の沢 1 号	岩泉穴の沢	令和 3 年 3 月 19 日

資料編

番号	箇所番号	箇所名	字	告示年月日
316	072B1023	穴の沢 3 号	岩泉月出	令和 3 年 3 月 19 日
317	072B1027	日向前 1 号	猿沢日向前	令和 3 年 3 月 19 日
318	072B1037	高清水	下有芸高清水	令和 3 年 3 月 19 日
319	072B1038	日向前	猿沢日向前	令和 3 年 3 月 19 日
320	072B1039	日向前 2 号	猿沢日向前	令和 3 年 3 月 19 日
321	072B1042	中日向	下有芸中日向	令和 3 年 3 月 19 日
322	072B1043	高清水 2 号	下有芸下有芸	令和 3 年 3 月 19 日
323	072B1044	高清水 1 号	下有芸下有芸	令和 3 年 3 月 19 日
324	072B1045	中田角地 1 号	上有芸中田角地	令和 3 年 3 月 19 日
325	072B1046	中田角地	上有芸中田角地	令和 3 年 3 月 19 日
326	072B1047	上有芸	上有芸大石平角地	令和 3 年 3 月 19 日
327	072B1048	運名根	上有芸運名根	令和 3 年 3 月 19 日
328	072B1049	栃の木 1 号	下有芸栃の木	令和 3 年 3 月 19 日
329	072B1050	栃の木 2 号	下有芸後	令和 3 年 3 月 19 日
330	072B1051	肘葛 3 号	下有芸肘葛	令和 3 年 3 月 19 日
331	072B1052	肘葛	下有芸肘葛	令和 3 年 3 月 19 日
332	072B1053	栃の木	下有芸栃の木	令和 3 年 3 月 19 日
333	072B1054	栃の木 3 号	下有芸栃の木	令和 3 年 3 月 19 日
334	072B1055	上構 1 号	上有芸上構	令和 3 年 3 月 19 日
335	072B1056	上構	上有芸上構	令和 3 年 3 月 19 日
336	072B1057	目倉梨 1 号	下有芸目倉梨	令和 3 年 3 月 19 日
337	072B1058	目倉梨	下有芸目倉梨	令和 3 年 3 月 19 日
338	072B1059	中平 1 号	上有芸中平	令和 3 年 3 月 19 日
339	072B1060	風吹平	上有芸道の下	令和 3 年 3 月 19 日
340	072B1061	中平	上有芸中平	令和 3 年 3 月 19 日
341	072B1062	中苧坪	上有芸中平	令和 3 年 3 月 19 日
342	072B1063	中苧坪 1 号	上有芸中平	令和 3 年 3 月 19 日
343	073B1008	外山	猿沢外山	令和 3 年 3 月 19 日
344	073B1009	長下 2 号	下有芸長下	令和 3 年 3 月 19 日
345	073B1010	立石 3 号	下有芸立石	令和 3 年 3 月 19 日
346	073B1011	長下	下有芸長下	令和 3 年 3 月 19 日
347	073B1012	長下 1 号	下有芸長下	令和 3 年 3 月 19 日
348	073B1013	立石 2 号	下有芸長下	令和 3 年 3 月 19 日
349	073B1014	立石 1 号	下有芸立石	令和 3 年 3 月 19 日
350	073B1015	立石	下有芸立石	令和 3 年 3 月 19 日
351	073B1016	晴板	下有芸晴板	令和 3 年 3 月 19 日
352	073B1017	肘葛 1 号	下有芸白石畑	令和 3 年 3 月 19 日
353	073B1018	肘葛 2 号	下有芸肘葛	令和 3 年 3 月 19 日
354	483N0001	大平 6 号	安家大平	令和 3 年 3 月 19 日
355	483N0007	中野	岩泉中野	令和 6 年 11 月 29 日

資料編

番号	箇所番号	箇所名	字	告示年月日
356	483AN5005	半城子 4 号	安家字半城子	令和 7 年 3 月 7 日
357	483AN5034	年々 10 号	安家字年々	令和 7 年 3 月 7 日
358	483AN5086	沢中- 1	岩泉字室場	令和 7 年 3 月 7 日
359	483AN5086	沢中- 2	岩泉字室場	令和 7 年 3 月 7 日
360	483AN5098	夏節 A- 1	岩泉字夏節	令和 7 年 3 月 7 日
361	483AN5098	夏節 A- 2	岩泉字夏節	令和 7 年 3 月 7 日
362	483AN5155	土橋- 1	岩泉字田屋峠	令和 7 年 3 月 7 日
363	483AN5155	土橋- 2	岩泉字田屋峠	令和 7 年 3 月 7 日
364	483AN5156	堤ヶ沢	岩泉字堤ヶ沢	令和 7 年 3 月 7 日
365	483AN5159	和川原	岩泉字和川原	令和 7 年 3 月 7 日
366	483AN5170	三本松- 1	岩泉字三本松	令和 7 年 3 月 7 日
367	483AN5170	三本松- 2	岩泉字三本松	令和 7 年 3 月 7 日
368	483AN5173	横道	岩泉字横道	令和 7 年 3 月 7 日
369	483AN5175	一ツ石- 1	岩泉字一ツ石	令和 7 年 3 月 7 日
370	483AN5175	一ツ石- 2	岩泉字一ツ石	令和 7 年 3 月 7 日
371	483AN5175	一ツ石- 3	岩泉字一ツ石	令和 7 年 3 月 7 日
372	483AN5181	中野 4 号- 1 - 1	小本字中野	令和 7 年 3 月 7 日
373	483AN5181	中野 4 号- 1 - 2	小本字中野	令和 7 年 3 月 7 日
374	483AN5181	中野 4 号- 2	小本字中野	令和 7 年 3 月 7 日
375	483AN5183	中野 5 号- 1	小本字中野	令和 7 年 3 月 7 日
376	483AN5183	中野 5 号- 2	小本字中野	令和 7 年 3 月 7 日
377	483AN5192	下田	二升石字下和野	令和 7 年 3 月 7 日
378	483AN5194	和野- 1	尼額字和野	令和 7 年 3 月 7 日
379	483AN5194	和野- 2	尼額字和野	令和 7 年 3 月 7 日
380	483AN5196	長畑	尼額字長畑	令和 7 年 3 月 7 日
381	483AN5206	惣畑 A	岩泉字惣畑	令和 7 年 3 月 7 日
382	483AN5226	中岸 A	中里字岸	令和 7 年 3 月 7 日
383	483AN5231	卒郡 A- 1	中島字卒郡	令和 7 年 3 月 7 日
384	483AN5231	卒郡 A- 2	中島字卒郡	令和 7 年 3 月 7 日
385	483AN5231	卒郡 A- 3	中島字卒郡	令和 7 年 3 月 7 日
386	483AN5320	水堀 A	上有芸字水堀	令和 7 年 3 月 7 日
387	483AN5333	皆の川- 1	上有芸字中苧坪	令和 7 年 3 月 7 日
388	483AN5333	皆の川- 2	上有芸字中苧坪	令和 7 年 3 月 7 日
389	483BN5001	半城子 2 号	安家字半城子	令和 7 年 3 月 7 日
390	483BN5002	半城子 3 号- 1	安家字茂井	令和 7 年 3 月 7 日
391	483BN5002	半城子 3 号- 2	安家字茂井	令和 7 年 3 月 7 日
392	483BN5003	茂井 3 号	安家字年々	令和 7 年 3 月 7 日
393	483BN5007	半城子 5 号	安家字茂井	令和 7 年 3 月 7 日
394	483BN5011	年々 8 号	安家字年々	令和 7 年 3 月 7 日
395	483BN5015	松ヶ沢 7 号	安家字松ヶ沢	令和 7 年 3 月 7 日

資料編

番号	箇所番号	箇所名	字	告示年月日
396	483BN5016	松林4号	安家字松林	令和7年3月7日
397	483BN5018	松林5号	安家字松林	令和7年3月7日
398	483BN5023	年々9号	安家字年々	令和7年3月7日
399	483BN5047	江川	安家字高須賀	令和7年3月7日
400	483BN5055	江川A-1	安家字高須賀	令和7年3月7日
401	483BN5055	江川A-2	安家字高須賀	令和7年3月7日
402	483BN5083	新田	岩泉字新田	令和7年3月7日
403	483BN5084	沢中B-1	岩泉字室場	令和7年3月7日
404	483BN5084	沢中B-2	岩泉字室場	令和7年3月7日
405	483BN5097	夏節C	岩泉字夏節	令和7年3月7日
406	483BN5100	夏節D	岩泉字夏節	令和7年3月7日
407	483BN5101	沢中D-1	岩泉字沢中	令和7年3月7日
408	483BN5101	沢中D-2	岩泉字沢中	令和7年3月7日
409	483BN5103	沢中E-1	岩泉字沢中	令和7年3月7日
410	483BN5103	沢中E-2	岩泉字沢中	令和7年3月7日
411	483BN5126	配羅-1	岩泉字小屋敷	令和7年3月7日
412	483BN5126	配羅-2	岩泉字小屋敷	令和7年3月7日
413	483BN5129	神成	岩泉字神成	令和7年3月7日
414	483BN5134	沢中G-1	岩泉字沢中	令和7年3月7日
415	483BN5134	沢中G-2	岩泉字沢中	令和7年3月7日
416	483BN5137	大牛内	小本字大牛内	令和7年3月7日
417	483BN5154	後山	岩泉字後山	令和7年3月7日
418	483BN5162	中家A	岩泉字中家	令和7年3月7日
419	483BN5163	府金	岩泉字府金	令和7年3月7日
420	483BN5164	志田	岩泉字志田	令和7年3月7日
421	483BN5168	府金A	岩泉字府金	令和7年3月7日
422	483BN5169	神成A	岩泉字府金	令和7年3月7日
423	483BN5172	合の山	岩泉字合の山	令和7年3月7日
424	483BN5179	三田市	乙茂字三田市	令和7年3月7日
425	483BN5180	三田市A	乙茂字三田市	令和7年3月7日
426	483BN5193	寺野	二升石字十二ヶ堂	令和7年3月7日
427	483BN5198	山崎	尼額字山崎	令和7年3月7日
428	483BN5199	日向の沢A	尼額字日向の沢	令和7年3月7日
429	483BN5200	上坪	尼額字下坪	令和7年3月7日
430	483BN5201	下坪	尼額字下坪	令和7年3月7日
431	483BN5205	岩泉中野A	岩泉字中野	令和7年3月7日
432	483BN5213	鼠入川	岩泉字鼠入川	令和7年3月7日
433	483BN5217	上向	乙茂字上向	令和7年3月7日
434	483BN5218	上向A	乙茂字上向	令和7年3月7日
435	483BN5225	岸	中里字林の下	令和7年3月7日

資料編

番号	箇所番号	箇所名	字	告示年月日
436	483BN5244	中里 2 号	中里字中里	令和 7 年 3 月 7 日
437	483BN5262	日向前 3 号	猿沢字日向前	令和 7 年 3 月 7 日
438	483BN5264	相沢	猿沢字外山	令和 7 年 3 月 7 日
439	483BN5283	上森山	鼠入字甲地	令和 7 年 3 月 7 日
440	483BN5286	日向森山 5 号	鼠入字上森山	令和 7 年 3 月 7 日
441	483BN5287	下有芸	下有芸字高向	令和 7 年 3 月 7 日
442	483BN5311	上有芸 A	上有芸字上角地	令和 7 年 3 月 7 日
443	483BN5315	長下 3 号	下有芸字平畑	令和 7 年 3 月 7 日
444	483BN5323	水堀 B	上有芸字水堀	令和 7 年 3 月 7 日
445	483BN5332	水堀- 1	上有芸字向平	令和 7 年 3 月 7 日
446	483BN5332	水堀- 2	上有芸字向平	令和 7 年 3 月 7 日
447	483AN5347	大坂本	安家字大坂本	令和 7 年 11 月 28 日
448	483AN5348	大平 7 号	安家字大平	令和 7 年 11 月 28 日
449	483AN5352	大平 8 号	安家字大平	令和 7 年 11 月 28 日
450	483AN5360	日蔭 1 号	安家字日蔭	令和 7 年 11 月 28 日
451	483AN5362	大平 9 号	安家字大平	令和 7 年 11 月 28 日
452	483AN5363	折壁 2 号	安家字折壁	令和 7 年 11 月 28 日
453	483AN5365	大平 10 号	安家字大平	令和 7 年 11 月 28 日
454	483AN5368	折壁 3 号	安家字折壁	令和 7 年 11 月 28 日
455	483AN5535	上野	穴沢字上野	令和 7 年 11 月 28 日
456	483AN5536	南沢 4 号	穴沢字南沢	令和 7 年 11 月 28 日
457	483AN5537	南沢 5 号	穴沢字南沢	令和 7 年 11 月 28 日
458	483AN5539	南沢 6 号	穴沢字南沢	令和 7 年 11 月 28 日
459	483AN5558	大沢日蔭 5 号	浅内字大沢日蔭	令和 7 年 11 月 28 日
460	483AN5565	小森	浅内字小森	令和 7 年 11 月 28 日
461	483AN5567	上糸坪 A	浅内字上糸坪	令和 7 年 11 月 28 日
462	483AN5567	上糸坪 B	浅内字上糸坪	令和 7 年 11 月 28 日
463	483BN5340	大坂本 A	安家字大坂本	令和 7 年 11 月 28 日
464	483BN5341	大坂本 B	安家字大坂本	令和 7 年 11 月 28 日
465	483BN5342	大坂本 C	安家字大坂本	令和 7 年 11 月 28 日
466	483BN5343	大坂本 D	安家字大坂本	令和 7 年 11 月 28 日
467	483BN5344	大坂本 E	安家字大坂本	令和 7 年 11 月 28 日
468	483BN5345	大坂本 F	安家字大坂本	令和 7 年 11 月 28 日
469	483BN5346	大坂本 G	安家字大坂本	令和 7 年 11 月 28 日
470	483BN5350	松ヶ沢 8 号	安家字松ヶ沢	令和 7 年 11 月 28 日
471	483BN5351	大平 11 号	安家字大平	令和 7 年 11 月 28 日
472	483BN5361	折壁 4 号	安家字折壁	令和 7 年 11 月 28 日
473	483BN5364	大坂本 H	安家字大坂本	令和 7 年 11 月 28 日
474	483BN5366	折壁 5 号	安家字折壁	令和 7 年 11 月 28 日
475	483BN5369	折壁 6 号	安家字折壁	令和 7 年 11 月 28 日

資料編

番号	箇所番号	箇所名	字	告示年月日
476	483BN5370	折壁 7 号	安家字折壁	令和 7 年 11 月 28 日
477	483BN5371	折壁 8 号	安家字折壁	令和 7 年 11 月 28 日
478	483BN5372	折壁 9 号	安家字折壁	令和 7 年 11 月 28 日
479	483BN5373	氷渡	安家字氷渡	令和 7 年 11 月 28 日
480	483BN5506	南沢 7 号	穴沢字南沢	令和 7 年 11 月 28 日
481	483BN5532	道の下	穴沢字道の下	令和 7 年 11 月 28 日
482	483BN5533	大宮内	穴沢字大宮内	令和 7 年 11 月 28 日
483	483BN5534	大宮内 A	穴沢字大宮内	令和 7 年 11 月 28 日
484	483BN5534	大宮内 B	穴沢字大宮内	令和 7 年 11 月 28 日
485	483BN5541	南沢 8 号	穴沢字南沢	令和 7 年 11 月 28 日
486	483BN5542	南沢 9 号	穴沢字南沢	令和 7 年 11 月 28 日
487	483BN5543	南沢 10 号	穴沢字南沢	令和 7 年 11 月 28 日
488	483BN5555	松野 A	浅内字松野	令和 7 年 11 月 28 日
489	483BN5559	上糸坪 C	浅内字上糸坪	令和 7 年 11 月 28 日
490	483BN5563	猿走	浅内字猿走	令和 7 年 11 月 28 日
491	483BN5564	小森 A	浅内字小森	令和 7 年 11 月 28 日
492	483BN5564	小森 B	浅内字小森	令和 7 年 11 月 28 日
493	483BN5566	小森 C	浅内字小森	令和 7 年 11 月 28 日
494	483BN5625	大沢日向 5 号	浅内字大沢日向	令和 7 年 11 月 28 日
495	483BN5625	大沢日向 6 号	浅内字大沢日向	令和 7 年 11 月 28 日

2 土石流

番号	箇所番号	箇所名	字	告示年月日
1	A062019	小屋敷の沢	岩泉字小屋敷	平成 19 年 3 月 16 日
2	A062020	小屋敷の沢 2	岩泉字小屋敷	平成 19 年 3 月 16 日
3	A062021	小屋敷の沢 3	岩泉字小屋敷	平成 19 年 3 月 16 日
4	A062022	沢廻の沢	岩泉字沢廻	平成 19 年 3 月 16 日
5	A062111	サンゴク沢	岩泉字小屋敷	平成 19 年 3 月 16 日
6	A063011	南中野の沢	小本字南中野	平成 19 年 3 月 16 日
7	A063012	下中野の沢	小本字中野	平成 19 年 3 月 16 日
8	A063013	下中野の沢 2	小本字中野	平成 19 年 3 月 16 日
9	A063014	下中野の沢 3	小本字鼻保	令和 6 年 11 月 29 日
10	A063015	小本の沢	小本字内ノ沢	平成 19 年 3 月 16 日
11	A063016	小本の沢 2	小本字内ノ沢	平成 19 年 3 月 16 日
12	A063017	小本の沢 3	小本字小本	平成 19 年 3 月 16 日
13	A062013	乙茂の沢	乙茂	平成 20 年 11 月 21 日
14	A062014	乙茂の沢 2	乙茂	平成 20 年 11 月 21 日
15	A062015	乙茂の沢 3	乙茂	平成 20 年 11 月 21 日
16	A062016	上乙茂の沢	乙茂	平成 20 年 11 月 21 日
17	A062017	上乙茂の沢 2	乙茂	平成 20 年 11 月 21 日

資料編

番号	箇所番号	箇所名	字	告示年月日
18	A062018	上乙茂の沢 3	乙茂	平成 20 年 11 月 21 日
19	A063001	赤鹿の沢	襲野字赤鹿	平成 20 年 11 月 21 日
20	A063002	宮本の沢	襲野字宮本	平成 20 年 11 月 21 日
21	A063003	宮本の沢 2	襲野字宮本	平成 20 年 11 月 21 日
22	A063004	日向の沢	襲野字赤鹿	平成 20 年 11 月 21 日
23	A063005	日向の沢 2	襲野字赤鹿	平成 20 年 11 月 21 日
24	A063006	中岸の沢	中里	平成 20 年 11 月 21 日
25	A063007	岸の沢	中里	平成 20 年 11 月 21 日
26	A063008	垂水の沢	中島	平成 20 年 11 月 21 日
27	A063009	卒郡の沢	中島	平成 20 年 11 月 21 日
28	A063010	卒郡の沢 2	中島	平成 20 年 11 月 21 日
29	A073009	中里の沢	中里	平成 20 年 11 月 21 日
30	A073010	上小成の沢	小本字小成	平成 20 年 11 月 21 日
31	A073011	茂師の沢	小本字茂師	平成 20 年 11 月 21 日
32	A073101	中里の沢 2	中里	平成 20 年 11 月 21 日
33	A062104	沢中沢 2	岩泉字沢中	平成 22 年 11 月 26 日
34	A062105	沢中沢 3	岩泉字沢中	平成 22 年 11 月 26 日
35	A062106	沢中沢 4	岩泉字沢中	平成 22 年 11 月 26 日
36	A062107	沢中沢 5	岩泉字沢中	平成 22 年 11 月 26 日
37	A072001	皆ノ川の沢	上有芸字中平	平成 22 年 11 月 26 日
38	A072002	皆ノ川の沢 2	上有芸字中平	平成 22 年 11 月 26 日
39	A072004	栃の木沢	下有芸字栃ノ木	平成 22 年 11 月 26 日
40	A072010	上中倉の沢	下有芸字中倉	平成 22 年 11 月 26 日
41	A072011	上猿沢	猿沢字林ノ下	平成 22 年 11 月 26 日
42	A072012	下猿沢	猿沢字大向	平成 22 年 11 月 26 日
43	A072103	下猿沢の沢	猿沢字竹野	平成 22 年 11 月 26 日
44	A072104	栃ノ木の沢 2	下有芸字栃ノ木	平成 22 年 11 月 26 日
45	A073008	肘葛の沢	下有芸字肘葛	平成 22 年 11 月 26 日
46	A062004	田屋峠の沢	田屋峠	平成 22 年 11 月 26 日
47	A062005	土橋の沢	土橋	平成 22 年 11 月 26 日
48	A062006	土橋の沢 2	天間	平成 22 年 11 月 26 日
49	A062007	西上町の沢	天間	平成 22 年 11 月 26 日
50	A062008	上町の沢	岩泉字天間・字太田	令和 6 年 11 月 29 日
51	A062009	上町の沢 2	和川原	令和 6 年 11 月 29 日
52	A062010	中野の沢	中野	平成 22 年 11 月 26 日
53	A062011	惣畑の沢	惣畑	平成 22 年 11 月 26 日
54	A062023	片畑の沢	片畑	平成 22 年 11 月 26 日
55	A062024	片畑の沢 2	大館	平成 22 年 11 月 26 日
56	A062025	村木の沢	村木	平成 22 年 11 月 26 日
57	A062102	田屋峠の沢 3	田屋峠	平成 22 年 11 月 26 日

資料編

番号	箇所番号	箇所名	字	告示年月日
58	A062103	田屋峠の沢 4	田屋峠	平成 22 年 11 月 26 日
59	A072005	鼠入の沢	鼠入	平成 22 年 11 月 26 日
60	A072007	穴ノ沢	穴ノ沢	平成 22 年 11 月 26 日
61	A072008	上有芸の沢	水堀	平成 22 年 11 月 26 日
62	A072009	上有芸の沢 2	運名根	平成 22 年 11 月 26 日
63	A072101	鼠入の沢 2	鼠入	平成 22 年 11 月 26 日
64	A072102	高清水の沢	高清水	平成 22 年 11 月 26 日
65	A052001	高須賀の沢	安家	平成 22 年 11 月 26 日
66	A061018	大宮の沢	穴沢	平成 22 年 11 月 26 日
67	A061019	穴沢	穴沢	平成 22 年 11 月 26 日
68	A061020	松石の沢	褰綿	平成 22 年 11 月 26 日
69	A061106	本銅口の沢	褰綿	平成 22 年 11 月 26 日
70	A062101	田屋峠の沢 2	岩泉	平成 22 年 11 月 26 日
71	A070001	仲居村の沢	釜津田	平成 22 年 11 月 26 日
72	J052109	高須賀の沢 15	安家	平成 22 年 11 月 26 日
73	A061104	山本の沢	褰綿	平成 22 年 11 月 26 日
74	A061107	松橋の沢	二升石	平成 22 年 11 月 26 日
75	A070002	外椀の沢	釜津田	平成 22 年 11 月 26 日
76	A070103	釜沢	釜津田	平成 22 年 11 月 26 日
77	A070104	釜沢 2	釜津田	令和 6 年 11 月 29 日
78	A070105	釜沢 3	釜津田	平成 22 年 11 月 26 日
79	A070107	釜沢 5	釜津田	平成 22 年 11 月 26 日
80	A070108	仲居村の沢 2	釜津田	平成 22 年 11 月 26 日
81	A072006	月出の沢	岩泉	平成 22 年 11 月 26 日
82	A062003	尼額の沢	道ノ下	平成 24 年 3 月 30 日
83	A062108	尼額の沢 2	尼額	平成 24 年 3 月 30 日
84	A062109	尼額の沢 3	尼額	平成 24 年 3 月 30 日
85	A042001	半城子の沢	安家	平成 24 年 3 月 30 日
86	A042002	半城子の沢 2	安家	平成 24 年 3 月 30 日
87	A042003	半城子の沢 3	安家	平成 24 年 3 月 30 日
88	A042004	半城子の沢 4	安家	平成 24 年 3 月 30 日
89	A042005	半城子の沢 5	安家	平成 24 年 3 月 30 日
90	A051001	大平の沢	安家	令和 6 年 11 月 29 日
91	A061010	門の沢	門	平成 24 年 3 月 30 日
92	A061012	滝ノ上の沢	門	平成 24 年 3 月 30 日
93	A061013	石畑の沢	門	平成 24 年 3 月 30 日
94	A071002	日蔭の沢	大川	平成 24 年 3 月 30 日
95	A071003	日蔭の沢 2	大川	平成 24 年 3 月 30 日
96	A071006	本町の沢 3	大川	平成 24 年 3 月 30 日
97	A042006	半城子の沢 6	安家	平成 24 年 3 月 30 日

資料編

番号	箇所番号	箇所名	字	告示年月日
98	A050007	国境の沢	門	平成 24 年 3 月 30 日
99	A050008	沢川目の沢	門	平成 24 年 3 月 30 日
100	A050009	沢川目の沢 2	門	平成 24 年 3 月 30 日
101	A050101	国見の沢	門	平成 24 年 3 月 30 日
102	A050102	国境の沢 2	門	平成 24 年 3 月 30 日
103	A051002	大平の沢 2	安家	平成 24 年 3 月 30 日
104	A051003	大平の沢 3	安家	平成 24 年 3 月 30 日
105	A060001	浅不動沢	門	平成 24 年 3 月 30 日
106	A060003	浅不動沢 3	門	平成 24 年 3 月 30 日
107	A060101	国境の沢 3	門	平成 24 年 3 月 30 日
108	A061017	谷内向の沢	穴沢	平成 24 年 3 月 30 日
109	A061021	二升石の沢	二升石	平成 24 年 3 月 30 日
110	A062002	二升石の沢 3	二升石	平成 24 年 3 月 30 日
111	A071007	下町の沢	大川	平成 24 年 3 月 30 日
112	A050010	雷峠の沢	門	平成 24 年 3 月 30 日
113	A051004	元村の沢	安家	平成 24 年 3 月 30 日
114	A051101	氷渡の沢	安家	平成 24 年 3 月 30 日
115	A060002	浅不動沢 2	門	平成 24 年 3 月 30 日
116	A060004	浅不動沢 4	門	平成 24 年 3 月 30 日
117	A061001	大久保の沢	門	令和 6 年 11 月 29 日
118	A061008	名目入の沢	門	平成 24 年 3 月 30 日
119	A061101	門の沢 2	門	平成 24 年 3 月 30 日
120	A061102	救沢	門	平成 24 年 3 月 30 日
121	B062101	鼠入川の沢	尼額	平成 24 年 3 月 30 日
122	B063108	垂水の沢 2	中島	平成 24 年 3 月 30 日
123	B063109	垂水の沢 3	中島	平成 24 年 3 月 30 日
124	A070101	唐地の沢	釜津田	平成 24 年 3 月 30 日
125	A070102	唐地の沢 2	釜津田	平成 24 年 3 月 30 日
126	A071004	本町の沢	大川	令和 6 年 11 月 29 日
127	A071005	本町の沢 2	大川	平成 24 年 3 月 30 日
128	A071011	大沢 4	浅内	平成 24 年 3 月 30 日
129	A071013	大沢 6	浅内	平成 24 年 3 月 30 日
130	B072130	申籠の沢	猿沢字林ノ下	令和元年 5 月 31 日
131	B072132	下猿沢の沢 2	猿沢字上ノ沢口	令和元年 5 月 31 日
132	B072133	下猿沢の沢 3	猿沢字上ノ沢口	令和元年 5 月 31 日
133	B072134	下猿沢の沢 4	猿沢字上ノ沢口	令和元年 5 月 31 日
134	J072129	日向前の沢	猿沢字日向前	令和元年 5 月 31 日
135	J072130	日向前の沢 2	猿沢字日向前	令和元年 5 月 31 日
136	J072131	日向前の沢 3	猿沢字日向前	令和元年 5 月 31 日
137	J072132	林ノ下の沢	猿沢字林ノ下	令和元年 5 月 31 日

資料編

番号	箇所番号	箇所名	字	告示年月日
138	J072133	林ノ下の沢 2	猿沢字林ノ下	令和元年 5 月 31 日
139	J072134	堤の沢	猿沢字堤	令和元年 5 月 31 日
140	J072135	竹野の沢	猿沢字竹野	令和元年 5 月 31 日
141	J072136	大向の沢	猿沢字大向	令和元年 5 月 31 日
142	J072137	大向の沢 2	猿沢字大向	令和元年 5 月 31 日
143	J072138	大向の沢 3	猿沢字大向	令和元年 5 月 31 日
144	J072139	大向の沢 4	猿沢字大向	令和元年 5 月 31 日
145	J072140	大向の沢 5	猿沢字大向	令和元年 5 月 31 日
146	A062110	夏節の沢	岩泉字夏節	令和元年 7 月 9 日
147	B051111	松ヶ沢の沢 2	安家字松ヶ沢	令和元年 7 月 9 日
148	B051112	氷渡の沢 6	安家字氷渡	令和元年 7 月 9 日
149	B051113	氷渡の沢 7	安家字氷渡	令和元年 7 月 9 日
150	B051114	氷渡の沢 8	安家字氷渡	令和元年 7 月 9 日
151	B051115	松ヶ沢の沢 3	安家字松ヶ沢	令和元年 7 月 9 日
152	B051116	松ヶ沢の沢 4	安家字松ヶ沢	令和元年 7 月 9 日
153	B062106	荷内川の沢 2	乙茂字上	令和元年 7 月 9 日
154	B062107	荷内川の沢 3	乙茂字上	令和元年 7 月 9 日
155	B062108	上乙茂の沢 4	乙茂字上	令和 6 年 11 月 29 日
156	B062109	上乙茂の沢 5	乙茂字乙茂	令和元年 7 月 9 日
157	B062110	上乙茂の沢 6	乙茂字乙茂	令和元年 7 月 9 日
158	B062111	上乙茂の沢 7	乙茂字乙茂	令和元年 7 月 9 日
159	B062112	本田の沢	乙茂字乙茂	令和元年 7 月 9 日
160	B062113	根玉の沢	岩泉字館市	令和元年 7 月 9 日
161	B062114	配羅の沢	岩泉字根玉	令和元年 7 月 9 日
162	B062115	夏節の沢 2	岩泉字神成	令和元年 7 月 9 日
163	B062116	夏節の沢 3	岩泉字夏節	令和元年 7 月 9 日
164	B062117	夏節の沢 4	岩泉字夏節	令和元年 7 月 9 日
165	B062118	夏節の沢 5	岩泉字夏節	令和元年 7 月 9 日
166	B062119	夏節の沢 6	岩泉字夏節	令和元年 7 月 9 日
167	B062120	夏節の沢 7	岩泉字夏節	令和元年 7 月 9 日
168	B062121	腰巻の沢	岩泉字夏節	令和元年 7 月 9 日
169	B062122	夏節の沢 8	岩泉字夏節	令和元年 7 月 9 日
170	B062123	サンゴク沢の沢	岩泉字小屋敷	令和元年 7 月 9 日
171	B063101	牛畑の沢	乙茂字乙茂	令和元年 7 月 9 日
172	B063102	三田市の沢	乙茂字三田市	令和元年 7 月 9 日
173	B063103	乙茂の沢 4	乙茂字三田市	令和元年 7 月 9 日
174	J051109	氷渡の沢 9	安家字氷渡	令和元年 7 月 9 日
175	J051110	松ヶ沢の沢 5	安家字松ヶ沢	令和元年 7 月 9 日
176	J051111	松ヶ沢の沢 6	安家字松ヶ沢	令和元年 7 月 9 日
177	J051112	松ヶ沢の沢 7	安家字松ヶ沢	令和元年 7 月 9 日

資料編

番号	箇所番号	箇所名	字	告示年月日
178	J051113	松ヶ沢の沢 8	安家字松ヶ沢	令和元年 7 月 9 日
179	J051114	松ヶ沢の沢 9	安家字松ヶ沢	令和元年 7 月 9 日
180	J062101	館市の沢	岩泉字館市	令和元年 7 月 9 日
181	J062102	本田の沢 2	岩泉字本田	令和元年 7 月 9 日
182	J062103	館市の沢 2	岩泉字館市	令和元年 7 月 9 日
183	J062104	根玉の沢 2	岩泉字根玉	令和元年 7 月 9 日
184	J062105	根玉の沢 3	岩泉字根玉	令和元年 7 月 9 日
185	J062106	神成の沢	岩泉字神成	令和元年 7 月 9 日
186	J062126	乙茂の沢 5	乙茂字大向	令和元年 7 月 9 日
187	J062127	乙茂の沢 6	乙茂字大向	令和元年 7 月 9 日
188	J062128	乙茂の沢 7	乙茂字大向	令和元年 7 月 9 日
189	J063111	襲野の沢 4	乙茂字三田市	令和元年 7 月 9 日
190	J063112	乙茂の沢 9	乙茂字大向	令和元年 7 月 9 日
191	B063104	襲野の沢	襲野襲野	令和 2 年 3 月 31 日
192	B063105	襲野の沢 2	襲野襲野	令和 2 年 3 月 31 日
193	B063106	襲野の沢 3	襲野愛羅	令和 2 年 3 月 31 日
194	B063107	林ノ下の沢	中里林の下	令和 2 年 3 月 31 日
195	B063110	下中野の沢 4	小本鼻保	令和 6 年 11 月 29 日
196	B073107	中里の沢 3	中里下中里	令和 2 年 3 月 31 日
197	B073108	小成の沢	小本小成	令和 6 年 11 月 29 日
198	J063113	愛羅の沢	襲野愛羅	令和 2 年 3 月 31 日
199	J063114	乙茂の沢 10	襲野赤鹿	令和 6 年 11 月 29 日
200	J063115	赤鹿の沢 2	襲野赤鹿	令和 2 年 3 月 31 日
201	J063116	中里の沢 4	中里田屋地	令和 2 年 3 月 31 日
202	J063117	鼻保の沢	小本鼻保	令和 2 年 3 月 31 日
203	J063118	鼻保の沢 2	小本大牛内	令和 2 年 3 月 31 日
204	J063119	鼻保の沢 3	小本大牛内	令和 2 年 3 月 31 日
205	J073110	中里の沢	中里下中里	令和 2 年 3 月 31 日
206	J073111	中里の沢 5	中里下中里	令和 2 年 3 月 31 日
207	J073112	中里の沢 6	中里下中里	令和 2 年 3 月 31 日
208	J073113	中島の沢	中島外川目	令和 2 年 3 月 31 日
209	N483001	小本の沢 4	小本内の沢	令和 2 年 3 月 31 日
210	A071008	大沢	浅内大沢日向	令和 2 年 3 月 31 日
211	A071009	大沢 2	浅内大沢日向	令和 6 年 11 月 29 日
212	A071010	大沢 3	浅内大沢日蔭	令和 2 年 3 月 31 日
213	A071012	大沢 5	浅内大沢日向	令和 2 年 3 月 31 日
214	A071014	大沢 7	浅内大沢日向	令和 6 年 11 月 29 日
215	A071103	大沢 8	浅内大沢日向	令和 6 年 11 月 29 日
216	B071128	川代の沢	浅内下川代	令和 2 年 3 月 31 日
217	B071129	川代の沢 2	浅内下川代	令和 2 年 3 月 31 日

資料編

番号	箇所番号	箇所名	字	告示年月日
218	B071130	川代の沢 3	浅内下川代	令和 2 年 3 月 31 日
219	B071133	大沢 11	浅内大沢日向	令和 2 年 3 月 31 日
220	B071134	甲地の 3	鼠入	令和 2 年 3 月 31 日
221	B071135	甲地の 4	鼠入	令和 2 年 3 月 31 日
222	B071136	甲地の 5	鼠入	令和 2 年 3 月 31 日
223	B071137	甲地の 6	鼠入	令和 2 年 3 月 31 日
224	B072111	尼額の沢 5	尼額	令和 2 年 3 月 31 日
225	B072112	鼠入の沢 3	鼠入	令和 2 年 3 月 31 日
226	B072113	鼠入の沢 4	鼠入	令和 2 年 3 月 31 日
227	B072114	鼠入の沢 5	鼠入	令和 2 年 3 月 31 日
228	B072115	鼠入の沢 6	鼠入	令和 2 年 3 月 31 日
229	B072116	森山の沢	鼠入	令和 2 年 3 月 31 日
230	B072117	森山の沢 2	鼠入	令和 2 年 3 月 31 日
231	B072118	森山の沢 3	鼠入	令和 2 年 3 月 31 日
232	B072119	森山の沢 4	鼠入	令和 2 年 3 月 31 日
233	J071116	下川代の沢 2	浅内川代日蔭	令和 2 年 3 月 31 日
234	J071117	下川代の沢 3	浅内川代日蔭	令和 2 年 3 月 31 日
235	J071118	大沢日向の沢	浅内大沢日向	令和 2 年 3 月 31 日
236	J071120	大沢日蔭の沢 2	浅内大沢日蔭	令和 2 年 3 月 31 日
237	J071126	大沢日蔭の沢 8	浅内大沢日蔭	令和 2 年 3 月 31 日
238	J071127	大沢日向の沢 2	浅内大沢日向	令和 2 年 3 月 31 日
239	J071128	大沢日向の沢 3	浅内大沢日向	令和 2 年 3 月 31 日
240	J071129	大沢日向の沢 4	浅内大沢日向	令和 2 年 3 月 31 日
241	J071130	大沢日向の沢 5	浅内大沢日向	令和 2 年 3 月 31 日
242	J071132	下先祖畑の沢	浅内栗畑日蔭	令和 2 年 3 月 31 日
243	J071133	下先祖畑の沢 2	浅内栗畑日蔭	令和 2 年 3 月 31 日
244	J071134	下先祖畑の沢 3	浅内下先祖畑	令和 2 年 3 月 31 日
245	J071135	二升石の沢 5	浅内浅内向	令和 2 年 3 月 31 日
246	J071139	鼠入の沢 7	鼠入甲地	令和 2 年 3 月 31 日
247	J071140	鼠入の沢 8	鼠入甲地	令和 2 年 3 月 31 日
248	J072101	鼠入の沢 9	鼠入甲地	令和 2 年 3 月 31 日
249	J072102	鼠入の沢 10	鼠入中山	令和 2 年 3 月 31 日
250	J072103	鼠入の沢 11	鼠入中山	令和 2 年 3 月 31 日
251	J072104	鼠入の沢 12	鼠入中山	令和 2 年 3 月 31 日
252	J072105	鼠入の沢 13	鼠入日影鼠入	令和 2 年 3 月 31 日
253	J072106	鼠入の沢 14	鼠入下鼠入	令和 2 年 3 月 31 日
254	J072107	鼠入の沢 15	鼠入日影鼠入	令和 2 年 3 月 31 日
255	J072108	鼠入の沢 16	鼠入下鼠入	令和 2 年 3 月 31 日
256	J072109	鼠入の沢 17	鼠入上森山	令和 2 年 3 月 31 日
257	J072110	鼠入の沢 18	鼠入下鼠入	令和 2 年 3 月 31 日

資料編

番号	箇所番号	箇所名	字	告示年月日
258	J072111	鼠入の沢 19	鼠入下鼠入	令和 2 年 3 月 31 日
259	J072112	鼠入の沢 20	鼠入上森山	令和 2 年 3 月 31 日
260	J072113	鼠入の沢 21	鼠入下鼠入	令和 2 年 3 月 31 日
261	J072114	鼠入の沢 22	鼠入日向森山	令和 2 年 3 月 31 日
262	A061002	横道の沢	門中瀬	令和 2 年 3 月 31 日
263	A061003	中瀬の沢	門中瀬	令和 2 年 3 月 31 日
264	A061005	中瀬の沢 2	門中瀬	令和 2 年 3 月 31 日
265	A061006	中瀬の沢 3	門中瀬	令和 2 年 3 月 31 日
266	A061007	中瀬の沢 4	門中瀬	令和 2 年 3 月 31 日
267	A061009	名目入の沢 2	門名目入	令和 2 年 3 月 31 日
268	A061011	町向の沢	門町向	令和 2 年 3 月 31 日
269	A061015	山岸の沢	門山岸	令和 2 年 3 月 31 日
270	A061016	山岸の沢 2	門山岸	令和 2 年 3 月 31 日
271	B060106	下見内川の沢	門下見内川	令和 2 年 3 月 31 日
272	B060107	下見内川の沢 2	門下見内川	令和 2 年 3 月 31 日
273	B060109	上見内川の沢	門上見内川	令和 2 年 3 月 31 日
274	B060110	上見内川の沢 2	門上見内川	令和 2 年 3 月 31 日
275	B060111	見内川の沢	門見内川	令和 2 年 3 月 31 日
276	B060112	見内川の沢 2	門見内川	令和 2 年 3 月 31 日
277	B060113	見内川の沢 3	門見内川	令和 2 年 3 月 31 日
278	B060114	見内川の沢 4	門見内川	令和 2 年 3 月 31 日
279	B060115	見内川の沢 5	門見内川	令和 2 年 3 月 31 日
280	B061105	大久保の沢 3	門横道	令和 2 年 3 月 31 日
281	B061106	横道の沢 2	門横道	令和 2 年 3 月 31 日
282	B061107	中瀬の沢 5	門中瀬	令和 2 年 3 月 31 日
283	B061108	中瀬の沢 6	門中瀬	令和 2 年 3 月 31 日
284	B061113	救沢 4	門上救沢	令和 2 年 3 月 31 日
285	B061114	救沢 5	門上救沢	令和 2 年 3 月 31 日
286	B061115	救沢 6	門上救沢	令和 2 年 3 月 31 日
287	B061116	救沢 7	門上救沢	令和 2 年 3 月 31 日
288	B061118	救沢 8	門上救沢	令和 2 年 3 月 31 日
289	B061119	救沢 9	門上救沢	令和 2 年 3 月 31 日
290	B061120	救沢 10	門上救沢	令和 2 年 3 月 31 日
291	B061121	救沢 11	門町	令和 2 年 3 月 31 日
292	B061122	救沢 12	門滝の上	令和 2 年 3 月 31 日
293	B061123	救沢 13	門滝の上	令和 2 年 3 月 31 日
294	B061124	町の沢	門町	令和 2 年 3 月 31 日
295	J060104	見内川の沢 8	門見内川	令和 2 年 3 月 31 日
296	J071125	大沢日蔭の沢 7	浅内	令和 2 年 3 月 31 日
297	J061101	大石沢 4	門倉脇口	令和 2 年 3 月 31 日

資料編

番号	箇所番号	箇所名	字	告示年月日
298	N483008	森山の沢 5	鼠入日向森山	令和 2 年 3 月 31 日
299	A071015	浅内の沢	浅内上糸坪	令和 2 年 3 月 31 日
300	B060108	下見内川の沢 3	門下見内川	令和 2 年 3 月 31 日
301	B061101	大石沢	門倉脇口	令和 2 年 3 月 31 日
302	B061102	大石沢 2	門倉脇口	令和 2 年 3 月 31 日
303	B061103	大石沢 3	門倉脇口	令和 2 年 3 月 31 日
304	B061104	大久保の沢 2	門倉脇口	令和 2 年 3 月 31 日
305	B061111	救沢 2	門上救沢	令和 2 年 3 月 31 日
306	B061112	救沢 3	門上救沢	令和 2 年 3 月 31 日
307	B060101	国境の沢 4	門国境	令和 2 年 3 月 31 日
308	A051102	大平の沢 4	安家折壁	令和 3 年 3 月 19 日
309	A052002	高須賀の沢 2	安家高須賀	令和 3 年 3 月 19 日
310	A060005	田麦の沢	釜津田権現	令和 3 年 3 月 19 日
311	A060006	三田貝の沢	門三田貝	令和 3 年 3 月 19 日
312	A061014	道の上の沢	門道の上	令和 3 年 3 月 19 日
313	A061103	上野の沢	穴沢上野	令和 3 年 3 月 19 日
314	A061105	関屋の沢	襲綿岡口	令和 3 年 3 月 19 日
315	A062001	二升石の沢 2	二升石寺野	令和 3 年 3 月 19 日
316	A062012	沢中沢	岩泉沢中	令和 3 年 3 月 19 日
317	A070003	外山の沢	大川上外山	令和 3 年 3 月 19 日
318	A070106	釜沢 4	釜津田中居村	令和 3 年 3 月 19 日
319	A070109	沢口の沢	釜津田沢口	令和 3 年 3 月 19 日
320	A071001	大広の沢	大川寺庭	令和 3 年 3 月 19 日
321	A071016	二升石の沢 4	二升石下和野	令和 3 年 3 月 19 日
322	A071101	大広の沢 2	大川寺庭	令和 3 年 3 月 19 日
323	A071102	大広の沢 3	大川寺庭	令和 3 年 3 月 19 日
324	A071104	滝鳴の沢	大川長田	令和 3 年 3 月 19 日
325	A071105	滝鳴の沢 2	大川滝鳴	令和 3 年 3 月 19 日
326	B042201	茂井の沢	安家半城子	令和 3 年 3 月 19 日
327	B042202	茂井の沢 2	安家茂井	令和 3 年 3 月 19 日
328	B042203	茂井の沢 3	安家茂井	令和 3 年 3 月 19 日
329	B050101	国見の沢 2	門国見	令和 3 年 3 月 19 日
330	B050102	国見の沢 3	門国境	令和 3 年 3 月 19 日
331	B050103	大坂本の沢	安家大坂本	令和 3 年 3 月 19 日
332	B050104	大坂本の沢 2	安家大坂本	令和 3 年 3 月 19 日
333	B051101	折壁の沢	安家折壁	令和 3 年 3 月 19 日
334	B051102	大平の沢 5	安家大平	令和 3 年 3 月 19 日
335	B051103	折壁の沢 2	安家折壁	令和 3 年 3 月 19 日
336	B051104	氷渡の沢 2	安家氷渡	令和 3 年 3 月 19 日
337	B051105	氷渡の沢 3	安家氷渡	令和 3 年 3 月 19 日

資料編

番号	箇所番号	箇所名	字	告示年月日
338	B051106	氷渡の沢 4	安家氷渡	令和 3 年 3 月 19 日
339	B051107	氷渡の沢 5	安家氷渡	令和 3 年 3 月 19 日
340	B051108	大平の沢 6	安家大平	令和 3 年 3 月 19 日
341	B051109	大平の沢 7	安家大平	令和 3 年 3 月 19 日
342	B051110	松ヶ沢の沢	安家松ヶ沢	令和 3 年 3 月 19 日
343	B051117	松林の沢	安家松林	令和 3 年 3 月 19 日
344	B051118	松林の沢 2	安家松林	令和 3 年 3 月 19 日
345	B051119	年々の沢	安家高須賀	令和 3 年 3 月 19 日
346	B051120	年々の沢 2	安家年々	令和 3 年 3 月 19 日
347	B051121	年々の沢 3	安家年々	令和 3 年 3 月 19 日
348	B051122	元村の沢 2	安家日蔭	令和 3 年 3 月 19 日
349	B051123	松林の沢 3	安家松林	令和 3 年 3 月 19 日
350	B051124	松林の沢 4	安家松林	令和 6 年 11 月 29 日
351	B051125	江川の沢	安家江川	令和 3 年 3 月 19 日
352	B052201	高須賀の沢 3	安家高須賀	令和 3 年 3 月 19 日
353	B052202	高須賀の沢 4	安家高須賀	令和 3 年 3 月 19 日
354	B052203	高須賀の沢 5	安家高須賀	令和 3 年 3 月 19 日
355	B052204	高須賀の沢 6	安家高須賀	令和 3 年 3 月 19 日
356	B052205	高須賀の沢 7	安家高須賀	令和 3 年 3 月 19 日
357	B052206	高須賀の沢 8	安家高須賀	令和 3 年 3 月 19 日
358	B052207	年々の沢 4	安家年々	令和 3 年 3 月 19 日
359	B052208	年々の沢 5	安家年々	令和 3 年 3 月 19 日
360	B052209	年々の沢 6	安家年々	令和 3 年 3 月 19 日
361	B052210	年々の沢 7	安家年々	令和 3 年 3 月 19 日
362	B052211	年々の沢 8	安家年々	令和 3 年 3 月 19 日
363	B060102	国境の沢 5	門国境	令和 3 年 3 月 19 日
364	B060103	国境の沢 6	門国境	令和 3 年 3 月 19 日
365	B060104	国境の沢 7	門国境	令和 3 年 3 月 19 日
366	B060105	国境の沢 8	門国境	令和 3 年 3 月 19 日
367	B060116	栗宿の沢	釜津田権現	令和 3 年 3 月 19 日
368	B060117	権現の沢	釜津田栗宿	令和 3 年 3 月 19 日
369	B060118	南三田貝の沢	門南三田貝	令和 3 年 3 月 19 日
370	B060119	三田貝の沢 2	門三田貝	令和 3 年 3 月 19 日
371	B060120	三田貝の沢 3	門三田貝	令和 3 年 3 月 19 日
372	B060121	三田貝の沢 4	門三田貝	令和 3 年 3 月 19 日
373	B060122	三田貝の沢 5	門三田貝	令和 3 年 3 月 19 日
374	B060123	南三田貝の沢 2	門南三田貝	令和 6 年 11 月 29 日
375	B060124	南三田貝の沢 3	門南三田貝	令和 3 年 3 月 19 日
376	B060125	三田貝の沢 6	門三田貝	令和 3 年 3 月 19 日
377	B060126	南三田貝の沢 4	門南三田貝	令和 3 年 3 月 19 日

資料編

番号	箇所番号	箇所名	字	告示年月日
378	B060127	三田貝の沢 7	門三田貝	令和 6 年 11 月 29 日
379	B060128	三田貝の沢 8	門三田貝	令和 3 年 3 月 19 日
380	B060129	三田貝の沢 9	門三田貝	令和 6 年 11 月 29 日
381	B060130	三田貝の沢 10	門下三田貝	令和 3 年 3 月 19 日
382	B060131	三田貝の沢 11	門下三田貝	令和 6 年 11 月 29 日
383	B060132	南沢の沢	穴沢南沢	令和 3 年 3 月 19 日
384	B060133	南沢の沢 2	穴沢南沢	令和 3 年 3 月 19 日
385	B060134	南沢の沢 3	穴沢南沢	令和 3 年 3 月 19 日
386	B060135	南沢の沢 4	穴沢南沢	令和 3 年 3 月 19 日
387	B061109	南沢口の沢	門下三田貝	令和 3 年 3 月 19 日
388	B061110	南沢口の沢 2	門下三田貝	令和 3 年 3 月 19 日
389	B061117	救沢 14	門救沢	令和 3 年 3 月 19 日
390	B061125	谷内間の沢	穴沢礫	令和 3 年 3 月 19 日
391	B061126	日蔭の沢 3	穴沢小船	令和 3 年 3 月 19 日
392	B061127	日蔭の沢 4	穴沢小船	令和 3 年 3 月 19 日
393	B061128	田山の沢	穴沢田山	令和 3 年 3 月 19 日
394	B061129	田山の沢 2	穴沢田山	令和 3 年 3 月 19 日
395	B061130	蓑綿の沢	蓑綿山本	令和 3 年 3 月 19 日
396	B061131	山本の沢 2	蓑綿山本	令和 3 年 3 月 19 日
397	B061132	浦場の沢	蓑綿浦場	令和 3 年 3 月 19 日
398	B061133	泉沢の沢 2	蓑綿碁石峠	令和 3 年 3 月 19 日
399	B061134	泉沢の沢 3	蓑綿碁石峠	令和 3 年 3 月 19 日
400	B061135	田畑の沢	蓑綿田畑	令和 3 年 3 月 19 日
401	B061136	馬立の沢	蓑綿碁石峠	令和 3 年 3 月 19 日
402	B061137	松橋の沢 3	二升石和田	令和 3 年 3 月 19 日
403	B061138	松橋の沢 4	二升石滝野	令和 3 年 3 月 19 日
404	B061139	尼額の沢 4	二升石日蔭	令和 3 年 3 月 19 日
405	B062102	鼠入川の沢 2	岩泉坂本	令和 3 年 3 月 19 日
406	B062103	下岩泉の沢	岩泉坂本	令和 3 年 3 月 19 日
407	B062104	下岩泉の沢 2	岩泉外川目	令和 3 年 3 月 19 日
408	B062105	荷内川の沢	岩泉指畑	令和 3 年 3 月 19 日
409	B062124	室場の沢 15	岩泉室場	令和 3 年 3 月 19 日
410	B062125	室場の沢	岩泉室場	令和 3 年 3 月 19 日
411	B062126	松前沢	岩泉室場	令和 3 年 3 月 19 日
412	B070101	尾和田の沢	釜津田尾和田	令和 3 年 3 月 19 日
413	B070102	尾和田の沢 2	釜津田尾和田	令和 3 年 3 月 19 日
414	B070103	唐地の沢 3	釜津田唐地	令和 6 年 11 月 29 日
415	B070104	唐地の沢 4	釜津田唐地	令和 3 年 3 月 19 日
416	B070105	唐地の沢 5	釜津田八重沢	令和 3 年 3 月 19 日
417	B070106	唐地の沢 6	釜津田釜沢	令和 3 年 3 月 19 日

資料編

番号	箇所番号	箇所名	字	告示年月日
418	B070107	釜沢の沢	釜津田釜沢	令和3年3月19日
419	B070108	釜沢の沢 6	釜津田中居村	令和3年3月19日
420	B070109	中居村の沢 3	釜津田八重沢	令和3年3月19日
421	B070110	八重沢	釜津田小日蔭	令和3年3月19日
422	B070111	小日蔭の沢	釜津田小日蔭	令和3年3月19日
423	B070112	外椀の沢 2	釜津田沢口	令和3年3月19日
424	B070113	沢口の沢 2	釜津田小日蔭	令和3年3月19日
425	B070114	沢口の沢 3	釜津田塵畑	令和3年3月19日
426	B070115	館の沢	釜津田上種倉	令和3年3月19日
427	B070116	館の沢 2	釜津田上種倉	令和3年3月19日
428	B070117	館の沢 3	釜津田上種倉	令和3年3月19日
429	B070118	種倉の沢	釜津田下種倉	令和3年3月19日
430	B070119	外山の沢 2	大川上外山	令和3年3月19日
431	B070120	外山の沢 3	大川上外山	令和3年3月19日
432	B070121	外山の沢 4	大川下外山	令和3年3月19日
433	B070122	外山の沢 5	大川上外山	令和3年3月19日
434	B070123	外山の沢 6	大川上外山	令和3年3月19日
435	B070124	外山の沢 7	大川下外山	令和3年3月19日
436	B070125	川崎の沢	大川下外山	令和3年3月19日
437	B071101	川崎の沢 2	大川滝鳴	令和3年3月19日
438	B071102	長田の沢	大川長田	令和3年3月19日
439	B071103	長田の沢 2	大川長田	令和3年3月19日
440	B071104	滝鳴の沢 3	大川石立	令和3年3月19日
441	B071105	日蔭の沢 5	大川日蔭道の下	令和3年3月19日
442	B071106	本町の沢 4	大川寺庭	令和3年3月19日
443	B071107	扇の沢	大川扇の沢	令和3年3月19日
444	B071108	扇の沢 2	大川扇の沢	令和3年3月19日
445	B071109	扇の沢 3	大川扇の沢	令和3年3月19日
446	B071110	扇の沢 4	大川扇の沢	令和3年3月19日
447	B071111	扇の沢 5	大川扇の沢	令和3年3月19日
448	B071112	扇の沢 6	大川扇の沢	令和3年3月19日
449	B071113	上通の沢	大川下町向	令和3年3月19日
450	B071114	上通の沢 2	大川下町向	令和3年3月19日
451	B071115	下町の沢 2	大川舞の子	令和6年11月29日
452	B071116	伏屋の沢	大川舞の子	令和6年11月29日
453	B071117	寄部沢	大川大家	令和3年3月19日
454	B071118	寄部沢 2	大川大家	令和3年3月19日
455	B071119	寄部沢 3	大川大家	令和3年3月19日
456	B071120	寄部沢 4	大川大家	令和3年3月19日
457	B071121	寄部沢 5	大川大家	令和3年3月19日

資料編

番号	箇所番号	箇所名	字	告示年月日
458	B071122	宇津野沢	大川大家	令和３年３月１９日
459	B071123	宇津野沢 2	大川大家	令和３年３月１９日
460	B071124	平井の沢	大川大家	令和３年３月１９日
461	B071125	平井の沢 2	大川大家	令和３年３月１９日
462	B071126	日蔭舞の子の沢	大川大家	令和３年３月１９日
463	B071127	舞の子の沢	大川舞の子	令和３年３月１９日
464	B071131	大沢 9	浅内大沢日蔭	令和３年３月１９日
465	B071132	大沢 10	浅内大沢日蔭	令和３年３月１９日
466	B072101	松屋敷の沢	上有芸上構	令和３年３月１９日
467	B072102	長者の沢	下有芸栃の木	令和３年３月１９日
468	B072103	皆の川の沢 3	上有芸中平	令和３年３月１９日
469	B072104	皆の川の沢 4	上有芸中平	令和３年３月１９日
470	B072105	栃の木の沢 3	下有芸栃の木	令和３年３月１９日
471	B072106	栃の木の沢 4	下有芸後	令和３年３月１９日
472	B072107	栃の木の沢 5	下有芸後	令和３年３月１９日
473	B072108	目倉梨の沢	下有芸目倉梨	令和３年３月１９日
474	B072109	肘葛の沢 4	下有芸肘葛	令和３年３月１９日
475	B072110	肘葛の沢 5	下有芸肘葛	令和３年３月１９日
476	B072120	月出の沢 2	岩泉穴の沢	令和３年３月１９日
477	B072121	山屋の沢	岩泉山屋	令和３年３月１９日
478	B072122	山屋の沢 2	岩泉山屋	令和３年３月１９日
479	B072123	山屋の沢 3	岩泉山屋	令和３年３月１９日
480	B072124	水堀の沢	上有芸水堀	令和３年３月１９日
481	B072125	平張の沢	上有芸中田角地	令和３年３月１９日
482	B072126	平張の沢 2	上有芸中田角地	令和３年３月１９日
483	B072127	下有芸の沢	下有芸下有芸	令和３年３月１９日
484	B072128	高清水の沢 2	下有芸高清水	令和３年３月１９日
485	B072129	高清水の沢 3	下有芸高向	令和３年３月１９日
486	B072131	下中倉の沢	猿沢日向前	令和３年３月１９日
487	B073101	肘葛の沢 2	下有芸肘葛	令和３年３月１９日
488	B073102	田茂宿の沢	下有芸立石	令和３年３月１９日
489	B073103	槻ノ橋の沢	下有芸長下	令和３年３月１９日
490	B073104	長下の沢	下有芸平畑	令和３年３月１９日
491	B073105	長下の沢 2	下有芸長下	令和３年３月１９日
492	B073106	相沢の沢	猿沢外山	令和３年３月１９日
493	B082101	皆ノ川の沢 5	上有芸道の下	令和３年３月１９日
494	J042103	茂井の沢 4	安家茂井	令和３年３月１９日
495	J042104	茂井の沢 5	安家茂井	令和３年３月１９日
496	J042105	茂井の沢 6	安家茂井	令和３年３月１９日
497	J042106	茂井の沢 7	安家茂井	令和３年３月１９日

資料編

番号	箇所番号	箇所名	字	告示年月日
498	J042107	年々の沢 9	安家年々	令和 3 年 3 月 19 日
499	J042108	茂井の沢 8	安家茂井	令和 3 年 3 月 19 日
500	J042201	半城子の沢 7	安家半城子	令和 3 年 3 月 19 日
501	J042202	半城子の沢 8	安家半城子	令和 3 年 3 月 19 日
502	J050101	国境の沢 9	門国境	令和 3 年 3 月 19 日
503	J050102	国境の沢 10	門国見	令和 3 年 3 月 19 日
504	J050103	国境の沢 11	門国見	令和 3 年 3 月 19 日
505	J050107	大坂本の沢 5	安家大平	令和 3 年 3 月 19 日
506	J051102	大平の沢 11	安家折壁	令和 3 年 3 月 19 日
507	J051107	燃壁沢の沢	安家氷渡	令和 3 年 3 月 19 日
508	J051108	燃壁沢の沢 2	安家氷渡	令和 3 年 3 月 19 日
509	J051115	日蔭の沢 6	安家日蔭	令和 3 年 3 月 19 日
510	J051116	日蔭の沢 7	安家江川	令和 3 年 3 月 19 日
511	J051117	日蔭の沢 8	安家江川	令和 3 年 3 月 19 日
512	J052101	江川の沢 2	安家江川	令和 3 年 3 月 19 日
513	J052102	江川の沢 3	安家江川	令和 3 年 3 月 19 日
514	J052103	高須賀の沢 9	安家高須賀	令和 3 年 3 月 19 日
515	J052104	高須賀の沢 10	安家高須賀	令和 3 年 3 月 19 日
516	J052105	高須賀の沢 11	安家高須賀	令和 3 年 3 月 19 日
517	J052106	高須賀の沢 12	安家高須賀	令和 3 年 3 月 19 日
518	J052107	高須賀の沢 13	安家高須賀	令和 3 年 3 月 19 日
519	J052108	高須賀の沢 14	安家高須賀	令和 3 年 3 月 19 日
520	J052110	高須賀の沢 16	安家高須賀	令和 3 年 3 月 19 日
521	J052111	高須賀の沢 17	安家高須賀	令和 3 年 3 月 19 日
522	J052112	高須賀の沢 18	安家高須賀	令和 3 年 3 月 19 日
523	J052113	年々の沢 10	安家年々	令和 3 年 3 月 19 日
524	J052114	年々の沢 11	安家年々	令和 3 年 3 月 19 日
525	J052115	年々の沢 12	安家年々	令和 3 年 3 月 19 日
526	J052116	年々の沢 13	安家年々	令和 3 年 3 月 19 日
527	J052117	茂井の沢 9	安家茂井	令和 3 年 3 月 19 日
528	J060112	三田貝の沢 12	門下三田貝	令和 3 年 3 月 19 日
529	J060114	三田貝の沢 14	門三田貝	令和 3 年 3 月 19 日
530	J060121	権現の沢 4	釜津田栗宿	令和 3 年 3 月 19 日
531	J060125	南三田貝の沢 8	門南三田貝	令和 3 年 3 月 19 日
532	J061103	大石沢 6	門横道	令和 3 年 3 月 19 日
533	J061107	救沢の沢	門救沢	令和 3 年 3 月 19 日
534	J061109	救沢の沢 3	門町	令和 3 年 3 月 19 日
535	J061110	山岸の沢 3	門山岸	令和 3 年 3 月 19 日
536	J061119	田山の沢 9	穴沢田山	令和 3 年 3 月 19 日
537	J061122	上野の沢 2	穴沢岡口	令和 3 年 3 月 19 日

資料編

番号	箇所番号	箇所名	字	告示年月日
538	J061123	上野の沢 3	穴沢岡口	令和 3 年 3 月 19 日
539	J061124	泉沢の沢	蓑綿碁石峠	令和 3 年 3 月 19 日
540	J061125	馬立の沢 2	蓑綿馬立	令和 3 年 3 月 19 日
541	J061126	馬立の沢 3	蓑綿馬立	令和 3 年 3 月 19 日
542	J061127	松橋の沢 5	二升石滝野	令和 6 年 11 月 29 日
543	J061128	松橋の沢 6	二升石日蔭	令和 6 年 11 月 29 日
544	J062122	惣畑の沢 2	岩泉惣畑向	令和 3 年 3 月 19 日
545	J062123	鼠入川の沢 3	岩泉西野	令和 3 年 3 月 19 日
546	J062124	鼠入川の沢 4	岩泉指畑	令和 3 年 3 月 19 日
547	J062125	指畑の沢	岩泉指畑	令和 3 年 3 月 19 日
548	J062129	乙茂の沢 8	乙茂大向	令和 3 年 3 月 19 日
549	J070102	滝の上の沢 3	釜津田尾和田	令和 3 年 3 月 19 日
550	J070104	尾和田の沢 3	釜津田尾和田	令和 3 年 3 月 19 日
551	J070107	小日蔭の沢 2	釜津田日蔭	令和 3 年 3 月 19 日
552	J070108	沢口の沢 4	釜津田小日蔭	令和 3 年 3 月 19 日
553	J070109	沢口の沢 5	釜津田小日蔭	令和 3 年 3 月 19 日
554	J070110	上種倉の沢	釜津田上種倉	令和 3 年 3 月 19 日
555	J071103	長田の沢 3	大川長田	令和 3 年 3 月 19 日
556	J071107	大冢の沢 2	大川大冢	令和 3 年 3 月 19 日
557	J071108	平井の沢 4	大川平井	令和 3 年 3 月 19 日
558	J071113	日蔭舞の子の沢 2	大川日蔭舞の子	令和 3 年 3 月 19 日
559	J071119	大沢日蔭の沢	浅内大沢日蔭	令和 3 年 3 月 19 日
560	J071121	大沢日蔭の沢 3	浅内大沢日蔭	令和 3 年 3 月 19 日
561	J071122	大沢日蔭の沢 4	浅内大沢日蔭	令和 3 年 3 月 19 日
562	J071123	大沢日蔭の沢 5	浅内大沢日蔭	令和 3 年 3 月 19 日
563	J071124	大沢日蔭の沢 6	浅内大沢日蔭	令和 3 年 3 月 19 日
564	J071137	案台の沢	二升石案台	令和 3 年 3 月 19 日
565	J071138	西野の沢	二升石西野	令和 3 年 3 月 19 日
566	J072115	月出の沢 3	岩泉月出	令和 3 年 3 月 19 日
567	J072116	大平の沢	岩泉大平	令和 3 年 3 月 19 日
568	J072117	水堀の沢 2	上有芸水堀	令和 3 年 3 月 19 日
569	J072119	上有芸の沢 3	上有芸上角地	令和 3 年 3 月 19 日
570	J072121	上有芸の沢 4	上有芸向平	令和 3 年 3 月 19 日
571	J072123	鉢神の沢	下有芸栃の木	令和 3 年 3 月 19 日
572	J072126	高清水の沢 4	下有芸高清水	令和 3 年 3 月 19 日
573	J072148	千足の沢 2	下有芸川向	令和 3 年 3 月 19 日
574	J072155	目倉梨の沢 2	下有芸目倉梨	令和 3 年 3 月 19 日
575	J072158	中日向の沢	下有芸中日向	令和 3 年 3 月 19 日
576	J073103	砂合の沢	下有芸砂合	令和 3 年 3 月 19 日
577	J073104	白石畑の沢	下有芸砂合	令和 3 年 3 月 19 日

資料編

番号	箇所番号	箇所名	字	告示年月日
578	J073105	白石畑の沢 2	下有芸白石畑	令和 3 年 3 月 19 日
579	J073106	肘葛の沢 3	下有芸肘葛	令和 3 年 3 月 19 日
580	J073109	晴板の沢	下有芸晴板	令和 3 年 3 月 19 日
581	N483002	小焼巻の沢	釜津田小焼巻	令和 3 年 3 月 19 日
582	N483003	平井の沢 7	大川大家	令和 3 年 3 月 19 日
583	N483004	平井の沢 8	大川大家	令和 3 年 3 月 19 日
584	N483005	釜津田沢	釜津田沢口	令和 6 年 11 月 29 日
585	N483006	松ヶ沢の沢 10	安家松ヶ沢	令和 3 年 3 月 19 日
586	N483007	茂井の沢 10	安家茂井	令和 3 年 3 月 19 日
587	N483009	本銅口の沢 2	蓑綿本銅	令和 3 年 3 月 19 日
588	N483010	大平の沢 15	安家大平	令和 3 年 3 月 19 日
589	N483011	滝の上の沢 7	釜津田滝の上	令和 3 年 3 月 19 日
590	AN483537	上有芸の沢 5	上有芸字運名根	令和 7 年 3 月 7 日
591	BN483509	江川の沢 4	安家字江川	令和 7 年 3 月 7 日
592	BN483522	沢中沢 6	岩泉字沢中	令和 7 年 3 月 7 日
593	BN483523	沢中沢 7	岩泉字沢中	令和 7 年 3 月 7 日
594	BN483527	宇和野の沢	二升石字橋の下	令和 7 年 3 月 7 日
595	BN483528	上向の沢	乙茂字上向	令和 7 年 3 月 7 日
596	BN483529	卒郡の沢 3	中島字久師	令和 7 年 3 月 7 日
597	BN483540	水堀の沢 3	上有芸字水堀	令和 7 年 3 月 7 日
598	BN483541	栃の木沢 6	下有芸字栃の木	令和 7 年 3 月 7 日
599	BN483542	目倉梨の沢 3	下有芸字目倉梨	令和 7 年 3 月 7 日
600	BN483543	皆の川の沢 6	上有芸字中苧坪	令和 7 年 3 月 7 日
601	AN483547	大平の沢 16	安家字大平	令和 7 年 11 月 28 日
602	BN483571	南沢の沢 5	穴沢字南沢	令和 7 年 11 月 28 日
603	BN483573	南沢の沢 6	穴沢字南沢	令和 7 年 11 月 28 日
604	BN483574	南沢の沢 7	穴沢字南沢	令和 7 年 11 月 28 日

3 地すべり

番号	箇所番号	箇所名	字	告示年月日
1	38	浅不動	門中家	令和 3 年 3 月 19 日
2	39	蓑錦	蓑綿稻荷	令和 3 年 3 月 19 日

2-16-2 山地災害危険地区

山地災害危険地区とは、山地災害が発生するおそれのある地域について、国が定める調査要領に基づき判定した箇所で、その予想される災害の形態により上記3種類の区分のほか、「なだれ災害危険地区」がある。

令和5年度末現在、岩手県の山地災害危険地区は3,833箇所(民有林)となっており、これらの地区を中心に治山事業を実施している。

注1 災害の未然防止に役立てることを目的に区域を設定したもの。

注2 山地災害危険地区の土地は、法律等で規制されるものではない。

1 国有林地内崩壊土砂流出危険地区

調査 番号	地区名	位置	崩壊土砂 流出危険度	被災 危険度	危険地区の 危険度判定	危険地区 面積(ha)	保安林	治山事業 進捗状況
483-1	囲沢	岩泉字夏節国有林 563 林班	a1	c2	B	1.26	無	無
483-2	滝沢	岩泉字夏節国有林 564 林班	a1	c2	B	1.62	無	未成
483-3	遅沢	釜津田字権現国有林 549 林班	a1	a2	A	2.64	有	一部概成
483-4	野沢	釜津田字権現国有林 550 林班	b1	c2	C	1.26	有	一部概成
483-5	ウトウゲ沢	釜津田字権現国有林 551 林班	a1	c2	B	3.36	無	未成
483-6	板の股沢	釜津田字中居村国有林 594 林班	b1	b2	B	1.20	有	一部概成
483-7	青松沢	大川字兜森・上外山国有林 507 林班	b1	c2	C	5.52	有	一部概成
483-7	青松沢	大川字兜森・上外山国有林 509 林班	b1	c2	C	5.52	有	一部概成
483-7	青松沢	大川字兜森・上外山国有林 511 林班	b1	c2	C	5.52	有	一部概成
483-7	青松沢	大川字兜森・上外山国有林 512 林班	b1	c2	C	5.52	有	一部概成
483-8	ウエノジ沢	釜津田字滝ノ上国有林 532 林班	b1	b2	B	3.60	有	無
483-9	滝ノ上1	釜津田字下大板屋・滝ノ上国有林 516 林班	b1	c2	C	2.16	有	無
483-9	滝ノ上1	釜津田字下大板屋・滝ノ上国有林 533 林班	b1	c2	C	2.16	有	無
483-10	滝ノ上2	釜津田字滝ノ上国有林 535 林班	b1	c2	C	4.32	有	未成
483-11	上の又沢	釜津田字滝ノ上国有林 533 林班	b1	c2	C	4.32	有	一部概成
483-11	上の又沢	釜津田字滝ノ上国有林 534 林班	b1	c2	C	4.32	有	一部概成
483-12	医者待沢	釜津田字下大板屋国有林 516 林班	b1	c2	C	4.80	有	一部概成
483-12	医者待沢	釜津田字下大板屋国有林 517 林班	b1	c2	C	4.80	有	一部概成
483-12	医者待沢	釜津田字下大板屋国有林 519 林班	b1	c2	C	4.80	有	一部概成
483-12	医者待沢	釜津田字下大板屋国有林 520 林班	b1	c2	C	4.80	有	一部概成
483-13	岩の渡沢	釜津田字滝ノ上国有林 535 林班	a1	c2	B	1.44	有	無
483-14	ローギ沢	釜津田字滝ノ上国有林 535 林班	a1	c2	B	2.16	無	無
483-14	ローギ沢	釜津田字滝ノ上国有林 536 林班	a1	c2	B	2.16	無	無
483-15	セツカ沢	釜津田字滝ノ上国有林 536 林班	b1	c2	C	3.12	無	無

資料編

調査 番号	地区名	位置	崩壊土砂 流出危険度	被災 危険度	危険地区の 危険度判定	危険地区 面積(ha)	保安林	治山事業 進捗状況
483-16	オトコ沢	釜津田字下大板屋国有林 521 林班	b1	c2	C	5.52	有	一部概成
483-16	オトコ沢	釜津田字下大板屋国有林 523 林班	b1	c2	C	5.52	有	一部概成
483-17	南の沢	釜津田字下大板屋国有林 525 林班	b1	c2	C	2.16	有	未成
483-18	駒ヶ沢	釜津田字滝ノ上国有林 537 林班	b1	c2	C	4.56	無	無
483-19	大馬ヶ沢	釜津田字滝ノ上国有林 538 林班	b1	c2	C	2.64	有	無
483-19	大馬ヶ沢	釜津田字滝ノ上国有林 539 林班	b1	c2	C	2.64	有	無
483-20	藪川沢	釜津田字滝ノ上国有林 540 林班	b1	c2	C	4.80	無	一部概成
483-20	藪川沢	釜津田字滝ノ上国有林 541 林班	b1	c2	C	4.80	無	一部概成
483-21	上大板屋	釜津田字下大板屋国有林 526 林班	c1	c2	C	0.96	有	無
483-22	大曲沢	釜津田字上大板屋国有林 527 林班	a1	c2	B	1.20	有	無
483-23	一の又沢	釜津田字上大板屋国有林 528 林班	b1	a2	A	2.16	有	一部概成
483-24	櫃取	釜津田字上大板屋国有林 545 林班	a1	c2	B	1.20	有	無
483-25	三の又沢	釜津田字上大板屋国有林 529 林班	c1	c2	C	0.96	有	一部概成
483-26	獅子ヶ沢	釜津田字上大板屋国有林 545 林班	b1	c2	C	1.44	有	無
483-27	寄部沢	大川字兜森国有林 501 林班	b1	c2	C	6.96	無	一部概成

※ 1 危険度の順位 c1 < b1 < a1

※ 2 危険度判定の順位 C < B < A

2 民有林地内崩壊土砂流出危険地区

(1) 山腹崩壊危険地区

調査番号	地区名	位置			崩壊土砂 流出危険度	被災 危険度	危険地区の 危険度判定	危険 地区 面積(ha)	保安林	治山 事業 進捗 状況
025-047-032	龍泉洞	岩泉	神成	206	a1	a2	A	6	有	未成
025-047-001	乙茂	岩泉	三田市	253	a1	c2	B	2	有	無
025-047-002	乙茂	岩泉	三田市 49-4	253	a1	c2	B	2	有	一部概成
025-047-003	乙茂	岩泉		253	a1	c2	B	1	無	無
025-047-004	二升石	岩泉	貝内野	200	b1	a2	A	3	有	無
025-047-005	二升石	岩泉	貝内野	199	a1	a2	A	2	有	無
025-047-006	二升石	岩泉	貝内野	199	a1	c2	B	2	有	概成
025-047-007	名目入	小川	門	545	b1	a2	A	3	有	概成
025-047-008	名目入	小川	三田貝	494	c1	c2	C	1	有	概成
025-047-009	中沢	門	中瀬	495	c1	a2	B	1	有	概成
025-047-010	浅内	大川	上野	397	a1	a2	A	2	無	無
025-047-011	下町	大川	下町	381	a1	a2	A	2	無	無
025-047-012	日蔭	大川	大川第4地割	294	a1	a2	A	1	無	無

資料編

調査番号	地区名	位置			崩壊土砂 流出危険度	被災 危険度	危険地区の 危険度判定	危険 地区 面積(ha)	保安林	治山 事業 進捗 状況
025-047-013	日蔭	大川	大川第5地割	296	c1	a2	B	1	無	無
025-047-014	中居村	釜津田	釜沢	354	a1	a2	A	4	有	概成
025-047-015	卒郡	小本	卒郡	12	a1	b2	A	7	有	概成
025-047-016	権現	釜津田	上栗宿	427	a1	c2	B	2	有	概成
025-047-017	裴綿	小川	稲荷	579	a1	a2	A	1	無	概成
025-047-018	落合	大川	松野	400	a1	c2	B	1	有	概成
025-047-019	救沢	門	救沢	551	b1	c2	C	2	無	概成
025-047-020	二升石	二升石	橋の下	188	a1	c2	B	2	有	概成
025-047-021	名目入	門	名目入	545	c1	a2	B	4	有	概成
025-047-022	中沢	門	横道	543	a1	c2	B	1	無	概成
025-047-023	権現	釜津田	上栗宿	428	a1	c2	B	5	有	概成
025-047-024	中野	小本	中野	40	a1	a2	A	1	無	概成
025-047-025	種倉	釜津田	種倉	367	a1	a2	A	1	無	概成
025-047-026	三田貝	門	南三田貝	484	a1	a2	A	2	無	無
025-047-027	小本	小本	須賀	9995	c1	c2	C	1	有	一部概成
025-047-028	川代	浅内	猿走	391	a1	c2	B	1	有	概成
025-047-029	茂師	小本	小成	2	a1	c2	B	1	無	無
025-047-030	国境	岩泉	府金	516	c1	b2	C	1	無	一部概成

※ 1 危険度の順位 c1 < b1 < a1

※ 2 危険度判定の順位 C < B < A

(2) 崩壊土砂流出危険地区

調査番号	地区名	位置			崩壊土砂 流出 危険度	被災 危険度	危険地区の 危険度 判定	危険 地区 面積(ha)	保安林	治山 事業 進捗 状況
025-047-177	大沢日蔭	浅内	大沢日蔭	257 他	a1	c2	B	1.72	無	未成
025-047-175	尾和田	釜津田	尾和田	345	b1	c2	C	0.74	有	未着手
025-047-174	尼額	刈屋	尼額	183	c1	c2	C	0.27	無	概成
025-047-173	下和野	二升石	下和野	193	b1	c2	C	4.05	無	未成
025-047-172	南沢	穴沢	南沢	474	b1	c2	C	0.27	無	未成
025-047-171	南沢	穴沢	南沢	474	a1	b2	A	0.58	有	概成
025-047-001	年々	安家	茂井	657	a1	b2	A	1.5	無	無
025-047-002	川口	安家	半城子	657	b1	a2	A	2.27	無	無
025-047-003	川口	安家	半城子	657	c1	a2	B	0.32	無	無
025-047-004	川口	安家	半城子	652	a1	b2	A	1.16	無	無

資料編

調査番号	地区名	位置			崩壊土砂 流出 危険度	被災 危険度	危険地区の 危険度 判定	危険 地区 面積(ha)	保安林	治山 事業 進捗 状況
025-047-005	川口	安家	川口	658	c1	b2	C	0.91	無	無
025-047-006	川口	安家	半城子	658	b1	b2	B	0.22	無	無
025-047-007	川口	安家	半城子	657	a1	a2	A	0.46	無	無
025-047-008	川口	安家	半城子	656	b1	a2	A	0.34	無	無
025-047-009	川口	安家	川口	655	c1	c2	C	0.16	無	無
025-047-010	元村	安家	元村	653	b1	a2	A	0.36	無	無
025-047-011	元村	安家	元村	9996	b1	a2	A	0.26	無	無
025-047-012	元村	安家	松林	9996	c1	b2	C	0.04	無	無
025-047-013	元村	安家	松林	9996	c1	c2	C	0	無	無
025-047-014	松ヶ沢	安家	栗山	9996	a1	c2	B	1.11	無	無
025-047-015	松ヶ沢	安家	松ヶ沢	9996	a1	c2	B	1.03	無	無
025-047-016	大平	安家	高屋敷	9996	b1	a2	A	0.2	無	無
025-047-017	大平	安家	安家大平	9996	a1	a2	A	0.47	無	無
025-047-018	元村	安家	元村	618	b1	c2	C	0.41	無	無
025-047-019	高須賀	安家	高須賀	615	b1	c2	C	0.65	無	無
025-047-020	高須賀	安家	江川	9996	a1	c2	B	2.83	無	無
025-047-021	高須賀	安家	高須賀	592	a1	a2	A	0.6	無	無
025-047-022	高須賀	安家	高須賀	594	a1	c2	B	0.74	無	無
025-047-023	江川	安家	江川	599	b1	c2	C	1.69	無	無
025-047-024	江川	安家	江川	603	a1	c2	B	1.1	無	無
025-047-025	江川	安家	江川	9996	a1	c2	B	0.8	無	無
025-047-026	江川	安家	江川	9996	a1	c2	B	1.02	無	無
025-047-027	国境	小川	国境	332	b1	a2	A	0.43	有	無
025-047-028	国境	小川	沢川目	517	b1	a2	A	0.94	有	無
025-047-029	見内川	小川	雷峠	520	a1	a2	A	3.96	無	無
025-047-030	国境	小川	国境	332	c1	a2	B	0.98	無	無
025-047-031	国境	小川	国境	509	a1	c2	B	0.93	有	無
025-047-032	見内川	小川	落合	508	a1	b2	A	2.18	無	無
025-047-033	浅不動	小川	浅不動	526	a1	b2	A	1.55	無	無
025-047-034	浅不動	小川	浅不動	524	b1	a2	A	1.78	無	無
025-047-035	小松山	小川	大久保	537	a1	a2	A	0.92	無	無
025-047-036	浅不動	小川	大久保	535	a1	c2	B	2.76	有	一部概成
025-047-037	中沢	門	横道	543	b1	a2	A	0.18	無	無
025-047-038	名目入	門	名目入	544	a1	a2	A	0.62	無	無
025-047-039	中沢	門	横道	494	b1	a2	A	0.68	有	一部概成

資料編

調査番号	地区名	位置			崩壊土砂 流出 危険度	被災 危険度	危険地区の 危険度 判定	危険 地区 面積(ha)	保安林	治山 事業 進捗 状況
025-047-040	救沢	門	救沢	550	a1	c2	B	1.62	無	一部概成
025-047-041	救沢	門	救沢	9996	b1	a2	A	2.32	無	無
025-047-042	救沢	門	救沢	544	a1	a2	A	0.34	無	一部概成
025-047-043	救沢	門	救沢	546	b1	b2	B	0.22	無	概成
025-047-044	救沢	門	救沢	546	c1	b2	C	0.04	無	概成
025-047-045	救沢	門	救沢	559	a1	b2	A	0.89	無	概成
025-047-046	石畑	小川	石畑	561	b1	a2	A	0.29	無	概成
025-047-047	石畑	小川	石畑	561	a1	a2	A	0.83	無	無
025-047-048	穴沢	小川	穴沢	564	a1	a2	A	0.37	無	無
025-047-049	穴沢	小川	穴沢	564	b1	b2	B	0.29	無	概成
025-047-050	褰綿	褰綿	泉沢	9996	a1	c2	B	0.7	無	一部概成
025-047-051	褰綿	褰綿	泉沢	571	a1	c2	B	2.09	無	無
025-047-052	一ツ苗代	小川	松石	578	b1	a2	A	0.25	無	無
025-047-053	三田貝	小川	三田貝	491	b1	a2	A	0.23	無	無
025-047-054	三田貝	小川	三田貝	402	b1	b2	B	1.73	無	無
025-047-055	南沢	小川	穴沢	480	a1	a2	A	0.65	無	概成
025-047-056	南沢	小川	穴沢	406	a1	c2	B	2.71	有	一部概成
025-047-057	田山	小川	穴沢	378	b1	b2	B	2.1	無	無
025-047-058	田山	小川	穴沢	448	a1	c2	B	1.22	無	無
025-047-059	一ツ苗代	小川	穴沢	384	a1	c2	B	0.86	無	無
025-047-060	一ツ苗代	小川	穴沢	393	a1	a2	A	2.08	有	無
025-047-061	権現	大川	釜津田	402	a1	b2	A	2.4	無	無
025-047-062	権現	大川	釜津田	403	b1	c2	C	6.73	有	一部概成
025-047-063	中居村	大川	釜津田	356	b1	a2	A	1.9	有	概成
025-047-064	滝の上	大川	釜津田	9996	a1	b2	A	2.24	無	無
025-047-065	唐地	大川	釜津田	345	b1	a2	A	0.6	有	無
025-047-066	中居村	大川	釜津田	9996	a1	a2	A	1.5	無	無
025-047-067	館沢口	大川	釜津田	360	a1	b2	A	0.49	有	概成
025-047-068	館沢口	大川	釜津田	359	a1	a2	A	1.3	有	一部概成
025-047-069	種倉	大川	釜津田	409	a1	b2	A	1.72	有	無
025-047-070	外山	大川	大川	312	a1	b2	A	0.78	無	無
025-047-071	外山	大川	外山	9996	c1	c2	C	1.79	有	概成
025-047-072	大広	大川	大広	377	a1	a2	A	1.42	有	概成
025-047-073	下町	大川	下町	382	b1	b2	B	0.65	無	無
025-047-074	日蔭	大川	大川	9996	a1	b2	A	1.83	無	無

資料編

調査番号	地区名	位置			崩壊土砂 流出 危険度	被災 危険度	危険地区の 危険度 判定	危険 地区 面積(ha)	保安林	治山 事業 進捗 状況
025-047-075	日蔭	大川	大川	9996	a1	c2	B	1.22	無	無
025-047-076	日蔭	大川	大川	296	c1	a2	B	0.23	無	無
025-047-077	平井	大川	宇津野	9996	a1	b2	A	1.21	無	無
025-047-078	平井	大川	宇津野	280	a1	c2	B	0.84	有	無
025-047-079	平井	大川	平井	273	a1	c2	B	1.78	無	無
025-047-080	川代	大川	浅内	385	a1	c2	B	3.09	無	無
025-047-081	落合	岩泉	二升石	400	a1	c2	B	0.35	有	概成
025-047-082	大沢	浅内	大沢	105	a1	a2	A	0.98	無	無
025-047-083	大沢	浅内	大沢	270	a1	a2	A	1.41	無	無
025-047-084	本田	岩泉	新田	9996	a1	c2	B	0.6	無	無
025-047-085	本田	岩泉	新田	224	a1	c2	B	0.68	無	無
025-047-086	本田	岩泉	本田	213	a1	a2	A	0.81	無	無
025-047-087	二升石	岩泉	二升石	194	a1	c2	B	0.85	無	無
025-047-088	二升石	岩泉	二升石	193	a1	a2	A	1.59	無	一部概成
025-047-089	尼額	岩泉	尼額	213	b1	c2	C	1.74	有	一部概成
025-047-090	二升石	岩泉	二升石	198	c1	c2	C	0.04	無	無
025-047-091	上下町	岩泉	後山	202	a1	c2	B	5.59	無	一部概成
025-047-092	上下町	岩泉	岩泉	206	b1	a2	A	0.13	無	無
025-047-093	沢廻	岩泉	小屋敷	233	b1	a2	A	0.62	無	無
025-047-094	沢中	岩泉	下岩泉	234	c1	c2	C	2.65	無	無
025-047-095	沢中	岩泉	下岩泉	9996	c1	a2	B	1.26	有	無
025-047-096	下岩泉	岩泉	神滝	239	c1	c2	C	4.42	有	無
025-047-097	乙茂	岩泉	乙茂	241	b1	c2	C	1.36	有	無
025-047-098	乙茂	岩泉	乙茂	245	b1	b2	B	3.94	無	無
025-047-099	尼額	岩泉	尼額	137	a1	c2	B	1.14	有	無
025-047-100	向町	岩泉	尼額	181	c1	b2	C	0.53	無	無
025-047-101	三本松 上の山	岩泉	大平	175	b1	c2	C	0.68	無	無
025-047-102	月出	岩泉	大平	177	b1	c2	C	0.49	無	無
025-047-103	月出	岩泉	山屋	180	a1	c2	B	1.61	無	無
025-047-104	下岩泉	岩泉	猿沢	169	b1	c2	C	0.55	無	概成
025-047-105	月出	岩泉	穴ノ沢	131	a1	a2	A	0.63	無	無
025-047-106	月出	岩泉	穴ノ沢	172	a1	a2	A	0.47	有	無
025-047-107	乙茂	岩泉	乙茂	171	a1	c2	B	2.21	無	概成
025-047-108	乙茂	岩泉	乙茂	161	b1	c2	C	0.97	有	無

資料編

調査番号	地区名	位置			崩壊土砂 流出 危険度	被災 危険度	危険地区の 危険度 判定	危険 地区 面積(ha)	保安林	治山 事業 進捗 状況
025-047-109	猿沢	岩泉	猿沢	163	c1	a2	B	0.29	無	無
025-047-110	猿沢	岩泉	猿沢	144	c1	a2	B	0.57	無	無
025-047-111	猿沢	岩泉	猿沢	147	c1	a2	B	0.23	無	無
025-047-112	猿沢	岩泉	猿沢	150	b1	c2	C	1.73	無	無
025-047-113	褒野	褒野	褒野	252	a1	a2	A	1.42	有	概成
025-047-114	褒野	小本	褒野	29	b1	c2	C	1.94	有	一部概成
025-047-115	岸	小本	中島	35	b1	c2	C	3.64	無	無
025-047-116	褒野	小本	日向	32	a1	a2	A	0.96	有	無
025-047-117	岸	小本	小本中里	32	c1	a2	B	0.32	有	概成
025-047-118	岸	小本	中島	32	b1	a2	A	0.85	有	概成
025-047-119	中島	小本	中島	37	c1	a2	B	0.35	有	無
025-047-120	中野	小本	小本中里	40	c1	a2	B	0.03	無	概成
025-047-121	中野	小本	小本	41	c1	c2	C	0.02	無	無
025-047-122	褒野	褒野	褒野	27	c1	a2	B	3.66	無	無
025-047-123	褒野	岩泉	中里	24	b1	c2	C	0.29	無	無
025-047-124	中里	岩泉	中里	15	b1	a2	A	0.42	無	無
025-047-125	豊岡	岩泉	中里	7	b1	c2	C	2.41	無	一部概成
025-047-126	豊岡	小本	外川目	7	b1	a2	A	3.24	有	概成
025-047-127	豊岡	岩泉	阿津羅	7	c1	c2	C	2.03	有	無
025-047-128	卒郡	小本	中島	12	c1	c2	C	0.17	無	無
025-047-129	卒郡	小本	中島	12	a1	b2	A	0.55	無	一部概成
025-047-130	小成	小本	小成	6	c1	a2	B	1.13	無	無
025-047-131	小本	小本	小本	10	b1	c2	C	0.68	無	無
025-047-132	小本	小本	小本	1	c1	c2	C	0.3	無	無
025-047-133	小本	小本	小本	1	b1	b2	B	0.19	無	無
025-047-134	高清水	有芸	高清水	173	a1	a2	A	0.76	有	無
025-047-135	下有芸	有芸	馬飼野	126	a1	b2	A	1.59	無	無
025-047-136	甲地	有芸	鼠入	2700	b1	c2	C	0.98	有	一部概成
025-047-137	水堀	有芸	上有芸	108	c1	b2	C	0.94	無	無
025-047-138	松屋敷	有芸	松屋敷	93	b1	b2	B	1.97	有	無
025-047-139	皆の川	有芸	皆ノ川	76	b1	c2	C	1.32	無	無
025-047-140	皆の川	有芸	皆ノ川	73	b1	b2	B	0.77	無	無
025-047-141	上有芸	有芸	上有芸	118	a1	a2	A	1.47	無	一部概成
025-047-142	上有芸	有芸	平張	69	c1	a2	B	0.81	無	無
025-047-143	栃の木	有芸	栃の木	69	a1	a2	A	1.13	無	無

資料編

調査番号	地区名	位置			崩壊土砂 流出 危険度	被災 危険度	危険地区の 危険度 判定	危険 地区 面積(ha)	保安林	治山 事業 進捗 状況
025-047-144	上中倉	有芸	上中倉	47	b1	a2	A	2.16	有	無
025-047-145	上中倉	有芸	上中倉	50	a1	c2	B	2.48	有	概成
025-047-146	救沢	門	救沢	543	a1	c2	B	0.5	有	一部概成
025-047-147	救沢	門	救沢	544	a1	c2	B	0.41	有	一部概成
025-047-148	救沢	門	救沢	544	b1	a2	A	0.15	無	一部概成
025-047-149	中沢	門	中瀬	495	c1	a2	B	0.48	有	概成
025-047-150	中沢	門	中瀬	494	b1	a2	A	0.78	有	概成
025-047-151	中沢	門	中瀬	494	b1	a2	A	0.31	有	一部概成
025-047-152	中沢	門	中瀬	494	c1	a2	B	0.08	有	一部概成
025-047-153	大沢	浅内	大沢	111	b1	b2	B	0.78	無	無
025-047-154	大渡	大川	大渡	269	b1	c2	C	0.17	有	一部概成
025-047-155	平井	大川	宇津野	281	c1	c2	C	0.08	有	無
025-047-156	寄部	大川	大家	9996	a1	c2	B	5.48	有	未成
025-047-157	見内川	岩泉	二升石	527	c1	c2	C	1.25	無	無
025-047-158	見内川	小川	見内川	504	b1	b2	B	1.11	有	一部概成
025-047-159	田茂宿	大川	有芸	43	c1	b2	C	0.41	有	概成
025-047-160	一ツ苗代	和田	松橋	195	c1	b2	C	0.51	無	無
025-047-161	二升石	二升石	下和野	193	c1	a2	B	1.02	無	無
025-047-162	種倉	釜津田	上種倉	363	a1	c2	B	2.16	無	無
025-047-163	尼額	尼額	追形	203	c1	a2	B	0.33	無	概成
025-047-164	尼額	尼額	合地	138	c1	c2	C	1.05	無	無
025-047-165	褰綿	褰綿	泉沢	565	c1	c2	C	0.12	有	一部概成
025-047-166	松橋	二升石	滝野	9996	b1	c2	C	6.14	有	概成
025-047-167	種倉	釜津田	下種倉	370	a1	c2	B	0.92	有	概成
025-047-168	田茂宿	有芸	下有芸	54	c1	a2	B	0.12	無	概成
025-047-169	乙茂	乙茂	三田市	248	c1	a2	B	0.07	無	無
025-047-170	乙茂	乙茂	乙茂	248	b1	a2	A	0.22	無	一部概成

※ 1 危険度の順位 c1 < b1 < a1

※ 2 危険度判定の順位 C < B < A

(3) 地すべり危険地区

資料編

調査番号	地区名	位置			崩壊土砂 流出危険度	被災 危険度	危険地区の 危険度判定	危険地区 面積(ha)	保安林	治山 事業 進捗 状況
025-047-001	小松山	門	中沢	531	a1	a2	A	28.07	有	概成
025-047-002	中居村	釜津田	釜沢	354	a1	c2	B	1.98	有	一部概成

※ 1 危険度の順位 $c1 < b1 < a1$

※ 2 危険度判定の順位 $C < B < A$

2-16-3 砂防指定地一覧

砂防法（明治30年3月30日法律第29号）第2条に基づき、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のために一定の行為を禁止し若しくは制限すべき土地として国土交通大臣が指定した土地の区域をいう。（一定の行為を行う際は知事の許可が必要）

砂防指定地の指定を要する土地（区域）のうち、主なものは、以下のとおり。

①溪流若しくは河川の縦横浸食又は山腹の崩壊等により土砂等の生産、流送若しくは堆積が顕著であり、又は顕著となるおそれのある区域

②風水害、震災等により、溪流等に土砂等の流出又は堆積が顕著であり、砂防設備の設置が必要と認められる区域

（岩手県 令和4年12月31日現在）

No.	指定年月日	水系名	河川溪流名	支溪名	面積(h)
1	S 15. 7. 6	小本川	大川	種倉沢	2.3800
2	S 15. 7. 6	小本川	大川	沢口沢	3.0000
3	S 17. 9. 4	小本川	大川	釜沢	2.2300
4	S 36.12. 8	小本川	小本川	三田市川	4.7000
5	S 38. 9.14	摂待川	摂待川	摂待川	4.1000
6	S 40. 7.10	その他	小成川	小成川、境沢	2.2700
7	S 41. 8. 9	その他	小成川	茸沢	3.4000
8	S 44. 1.16	小本川	小本川	荷内川	10.2000
9	S 44. 1.16	小本川	大川	野津辺沢	16.8000
10	S 45.10. 6	小本川	大川	大沢	7.2000
11	S 47.11.16	小本川	小本川	中沢	3.7000
12	S 48.12. 7	小本川	小本川	見内川	4.5000
13	S 48.12. 7	小本川	小本川	田山沢、萩牛沢	3.2000
14	S 48.12. 7	小本川	小本川	泉沢	2.8000
15	S 50. 1.30	その他	小成川	小成川、オオカン沢	2.8000
16	S 50. 1.30	小本川	小本川	雷峠沢、鬼久保沢	5.0000
17	S 53. 4.17	小本川	小本川	才の神沢	5.2600
18	S 54. 3. 5	小本川	大川	野津辺沢	1.6500
19	S 56. 4.23	小本川	小本川	才の神沢、ヨッチノ沢	8.9700
20	S 57. 5.25	その他	小成川	小成川、オオカン沢	1.0200
21	S 58. 3.23	小本川	小本川	見内川	2.2100
22	S 58.12.15	小本川	大川	沢口沢	0.8000
23	S 58.12.15	その他	小成川	小成川	0.1100
24	S 58.12.15	小本川	小本川	鼠入川	2.2400

資料編

No.	指定年月日	水系名	河川溪流名	支溪名	面積(h)
25	S 60. 9. 18	小本川	大川	小焼巻沢	0. 4600
26	S 62. 2. 12	小本川	小本川	三田市川	12. 0000
27	S 62. 12. 5	小本川	小本川	三田貝沢	0. 5400
28	S 63. 1. 16	小本川	小本川	才の神沢	0. 4000
29	S 63. 11. 18	小本川	小本川	堤ヶ沢	0. 8500
30	H 1. 10. 6	小本川	小本川	大石沢	3. 5700
31	H 2. 12. 12	小本川	小本川	三田貝沢	24. 5300
32	H 2. 12. 12	小本川	小本川	堤ヶ沢	27. 9900
33	H 4. 2. 4	小本川	小本川	本銅沢	3. 6500
34	H 4. 2. 4	小本川	小本川	長内沢	8. 1600
35	H 4. 12. 25	小本川	小本川	三田貝沢	0. 0700
36	H 7. 2. 13	小本川	小本川	石畑沢	2. 0800
37	H 7. 2. 13	小本川	小本川	山岸の沢	0. 5000
38	H 8. 4. 9	小本川	小本川	長内沢	0. 9900
39	H 8. 4. 9	小本川	小本川	山岸の沢(2)	0. 4000
40	H11. 3. 17	小本川	小本川	乙茂の沢	0. 9900
41	H12. 5. 10	小本川	小本川	本銅沢	0. 3300
42	H14. 5. 29	小本川	小本川	堤ヶ沢	0. 7400
43	H15. 2. 13	小本川	小本川	浅内の沢	0. 2900
44	H16. 10. 5	小本川	小本川	浅内の沢	0. 0644
45	H25. 3. 13	小本川	長内川	長内沢	0. 0118
46	H26. 3. 24	小本川	小本川	国境の沢(4)	0. 3631
47	H27. 7. 28	小本川	小本川	上町の沢2	0. 9031
48	H28. 11. 16	小本川	小本川	沢川目の沢2	2. 5864
49	H30. 12. 26	小本川	松橋川	松橋の沢(5)	0. 9324
50	H30. 12. 26	小本川	小本川	大久保の沢	0. 3210
51	H30. 12. 26	小本川	三田貝川	三田貝の沢(9)	0. 4961
52	H30. 12. 26	小本川	三田貝川	三田貝の沢(7)	0. 3554
53	H30. 12. 26	小本川	三田貝川	三田貝の沢(11)	0. 2316
54	H30. 12. 26	小本川	大川	釜沢(2)	0. 1997
55	H30. 12. 26	小本川	小本川	伏屋の沢	0. 5046
56	H30. 12. 26	小本川	大川	唐地の沢(3)	0. 3792
57	H30. 12. 26	小本川	大川	釜津田沢	0. 2178
58	H30. 12. 26	小本川	小本川	上乙茂の沢(4)	0. 8070
59	H30. 12. 26	安家川	安家川	大平の沢	0. 4459
60	H31. 4. 10	小本川	小本川	国境の沢(4)	0. 7381

資料編

No.	指定年月日	水系名	河川溪流名	支溪名	面積(h)
61	R2. 7. 3	小本川	松橋川	松橋の沢(6)	1. 5750
62	R2. 7. 3	小本川	松橋川	松橋川	2. 9489
63	R2. 7. 3	小本川	大川	大沢(11)	0. 6985
64	R2. 7. 3	小本川	小本川	上町の沢	0. 6083
65	R2. 8. 3	小本川	大川	下町の沢(2)	0. 3368
66	R2. 8. 3	小本川	大川	本町の沢	0. 6140
67	R2. 8. 3	小本川	大川	大沢(7)	0. 1556
68	R2. 8. 3	小本川	大川	大沢(6)	0. 6035
69	R2. 8. 3	小本川	大川	大沢	0. 2986
70	R2. 8. 3	小本川	大川	大沢(2)	0. 5228
71	R2. 8. 3	小本川	大川	大沢(8)	0. 9891
72	R3. 1. 21	安家川	安家川	松林の沢(4)	0. 1568
73	R3. 1. 21	小本川	三田貝川	南三田貝の沢(2)	0. 7722
74	R3. 3. 5	安家川	安家川	松林の沢(新)	1. 0619
75	R3. 3. 5	小本川	小本川	垂水の沢(3)	0. 1684
76	R3. 5. 31	小本川	小本川	上町の沢2	0. 0408
77	R3. 5. 31	小本川	小本川	本銅口の沢	2. 9199
78	R4. 8. 10	小本川	小本川	上町の沢(追加指定)	0. 0034
79	R4. 8. 10	小本川	大川	大沢(7)	0. 0093
80	R4. 11. 25	小本川	大川	日蔭の沢(2)	0. 4107
81	R4. 11. 25	小本川	小本川	下中野の沢2	0. 2798
82	R4. 12. 14	小本川	大川	浅内の沢	0. 3781

2-18-1 林野火災対策用資機材の配置状況

(令和5年3月1日現在)

	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ	軽可搬ポンプ	山林スプレーヤー	背負い式消火水のう	組立水槽	布バケツ	チェーンソー	刈払機	スコップ	唐鍬	自動音声警報装置	ウォーターチャージャ
岩泉消防署	2	1		1	61	2	10	3	4	8	11	0	5
岩泉町消防団	16	41	0	8	251	10		37		230	62		1
岩泉林務出張所			0		23		14			2			
岩泉町			2	0	125	0							
岩泉町森林組合										1	14		
岩泉地区国生協					2								
岩泉・釜津田森林事務所			0		8	4	6		2	15	30		

2-18-2 岩泉町火入れに関する条例

(昭和 60 年 3 月 20 日条例第 2 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、岩泉町の森林又は森林の周囲 1 キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 21 条の許可の手續その他必要な事項を定めることを目的とする。

(許可の申請)

第 2 条 森林法第 21 条第 1 項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、火入れを行おうとする期間(以下「火入予定期間」という。)の開始する日の 10 日前までに、申請書(様式第 1 号)に、次の各号に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

- (1) 火入れを行おうとする土地(以下「火入地」という。)及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図
 - (2) 火入地が、申請者以外の者が所有し又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書
 - (3) 申請者が、請負(委託)契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負(委託)契約書の写し
- 2 申請者は、火入地において火入れの実施を指揮監督する者(以下「火入責任者」という。)を定め、申請書に明示しなければならない。

(許可の要件)

第 3 条 町長は、当該申請に係る火入れが次の各号のすべてに該当する場合でなければ許可をしてはならない。

- (1) 火入れの目的が、森林法第 21 条第 2 項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。
- (2) 火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。

(許可証の交付等)

第 4 条 町長は、火入れの許可をするときは、森林法第 21 条第 1 項の規定に基づき、第 8 条から第 15 条まで及び第 16 条第 4 項の規定を遵守してこれを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した許可証(様式第 2 号。以下「火入許可証」という。)を交付するものとする。

2 町長は、火入れを不許可とするときは、その旨及び理由を記載した書面を申請者に交付するものとする。

(許可後における指示)

第 5 条 町長は、火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、森林法第 21 条の規定に基づき火入れの差し止め又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。

(許可の対象期間)

第6条 火入れの許可の対象期間は、1件につき10日以内とする。

(許可の対象面積)

第7条 1団地における1回の火入れの許可の対象面積は、1ヘクタールを超えないものとする。ただし、火入地を1ヘクタール以下に区画し、その1区画に火入れを行い、完全に消火したことを確認してから次の1区画の火入れを行う場合にあっては、町長はこれを超えて許可することができる。

(火入れの通知)

第8条 火入れの許可を受けた者(以下「火入者」という。)は、火入れを行う前日までに、火入れの場所及び日時を町長に通知しなければならない。

(火入許可証の返納)

第9条 火入者は、火入れが終了したとき、又は火入れの許可の対象期間を経過したときは、速やかに町長に火入許可証を返納しなければならない。

(火入責任者の義務)

第10条 火入責任者は、火入れの現場において、直接火入れの実施の指揮監督に当たらなければならない。

2 火入責任者は、火入れに際し、火入許可証を携帯しなければならない。

3 火入責任者は、次条に定める防火の設備及び第12条に定める火入従事者の配置が適正になされ、かつ、現地の気象状況に異常が認められないことを確認した後でなければ火入れをしてはならない。

(防火帯の設置)

第11条 火入責任者は、火入地の周囲に幅3メートル以上(火入地が傾斜地である場合におけるその上側又は風勢のある場合における風下に当たる部分については6メートル以上)の防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。

2 前項の防火帯は、河川、湖沼、溝、堰等によつて防火帯と同等の効果が認められる場合は、その設置を省略することができる。

(火入従事者)

第12条 火入者は、火入れに当たっては、1回の火入れの面積に応じ、次のとおり火入れの作業に従事する者(以下「火入従事者」という。)を配置しなければならない。

(1) 1ヘクタールまでは10人以上

(2) 1ヘクタールを超える場合にあっては、その超える面積0.2ヘクタールにつき1人を(1)の人数に加えて得た人数以上

2 火入者は、鋸、鎌、鍬、スコップ、火たたき等の消火に必要な器具を、火入従事者に携行させなければならない。

3 火入責任者は、火入れの跡地が完全に消火したことを確認した後でなければ、火入従事者を火入れの現場から退去させてはならない。

(火入れの方法)

第 13 条 火入れは、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り
小区画ごとに、風下から行わなければならない。ただし、火入地が傾斜地である場合
には、上方から下方に向かつて行わなければならない。

2 火入れは、日の出後に着手し、日没までに終えなければならない。

(火入れの中止)

第 14 条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であつても、強風注意報、
異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行つてはならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によつて他に延焼するおそれがあると認められる
とき又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときには、速やかに
消火しなければならない。

(緊急連絡体制の整備)

第 15 条 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たっては、町長及び消防署長に
連絡することのできる体制を確保しておかななければならない。

(消防署長への通知等)

第 16 条 町長は、火入れの許可を行つた場合には、消防署長にその旨通知するものと
する。

2 町長は、火入れの許可をしようとする場合において必要と認めるときは、当該職員
を火入地に立ち入らせ、実地調査をさせることができる。

3 町長は、必要と認めるときは、火入れの際に当該職員を火入れに立ち合わせるこ
とができる。

4 前項の場合において、火入者、火入責任者及び火入従事者は、当該職員の指示に従
わなければならない。

附 則

この条例は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 2 条関係) 〈略〉

様式第 2 号(第 4 条関係) 〈略〉

3-1-1 岩泉町災害警戒本部設置要領

平成6年3月25日制定

平成31年4月1日現在一部改正

令和3年3月1日現在一部改正

令和4年4月1日現在一部改正

令和4年12月16日現在一部改正

(目的)

第1 この要領は気象予警報等予警報が発せられ、又は地震若しくは長雨等による地面現象災害が発生するおそれがある場合において、情報の収集及び伝達を迅速かつ円滑に行うため、岩泉町災害警戒本部(以下「災害警戒本部」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置基準)

第2 災害警戒本部の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 沿岸北部に気象警報、高潮警報、波浪警報(海上警報を除く。)又は洪水警報が発表された場合。
- (2) 水位周知指定河川(小本川及び安家川)の基準水位が「氾濫注意水位」を超過した場合((1)の基準で設置した場合を除く)。
- (3) 大規模な火災、爆発等(「火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防第267号)」に定める火災等即報の基準を超えた災害をいう。)が発生した場合で町長が必要と認めたとき。
- (4) 岩手県に津波注意報が発表された場合。
- (5) 町内で震度4を観測した場合。
- (6) 後発地震注意情報が発表された場合(地震及び津波に起因する災害対策本部が設置されている場合、又は(4)及び(5)の基準で設置した場合を除く)。
- (7) その他町長が特に必要と認めた場合。

(所掌事項)

第3 災害警戒本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 気象警報等の受領及び関係機関への伝達に関すること。
- (2) 気象情報及び河川の水位情報の収集並びに関係機関への伝達に関すること。
- (3) 各地区の気象等に関する状況並びに被害発生状況の把握に関すること。
- (4) 各部、支部等の対応状況の把握に関すること。
- (5) 応急措置の実施に関すること。
- (6) 後発地震の発生に備えた情報の収集及び関係機関への伝達に関すること。
- (7) その他情報の収集に関すること。

(組織)

第4 災害警戒本部は、本部長、副本部長、本部員、本部職員及び本部支援室をもって構成する。本部長は町長を、副本部長は副町長及び教育長をもって充て、本部員は総

務課長、政策推進課長、税務出納課長、町民課長、健康推進課長、経済観光交流課長、農林水産課長、地域整備課長、上下水道課長、消防防災課長、教育次長、議会事務局長及び危機管理課長を充て、本部職員は関係各課の総括室長以下の職員を充て、本部支援室は指名職員を充てる。

(本部長及び副本部長)

第5 本部長は部務を総括し、会議を主宰する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長事故あるとき、又はかけたときは、その職務を代理する。不在のときも同様とする。

(会議)

第6 災害警戒本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

(本部の事務)

第7 災害警戒本部の事務は、危機管理課において行う。

(地区支部)

第8 各地区における災害警戒活動を効果的に実施するため、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める地区に地区支部を置くことができる。

災害警戒本部の設置基準	地区支部を置く支所
沿岸北部に気象警報、高潮警報、波浪警報(海上警報を除く。)又は洪水警報が発表された場合	本部長は、その設置を必要と認めた支所
水位周知指定河川(小本川及び安家川)の基準水位が「氾濫注意水位」を超過した場合((上記の基準で設置した場合を除く))	
大規模な火災、爆発等(「火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)」に定める火災等即報の基準を超えた災害をいう。)が発生した場合で町長が必要と認めたとき	
岩手県に津波注意報が発表された場合	小本支所
町内で震度4を観測した場合	本部長が、その設置を必要と認めた支所
後発地震注意情報が発表された場合	
その他町長が特に必要と認めた場合	

2 地区支部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地区内の気象等に関する状況並びに被害発生状況の把握に関すること。
- (2) 河川の水位の状況に関すること。
- (3) 地区内における各種団体等の対応状況の把握に関すること。
- (4) その他災害警戒本部との連絡及び災害警戒本部から指示された事項の処理に関すること。

3 地区支部は、支所長を支部長とし、支部職員は各々の支所職員及び指名職員をもって充てる。

4 津波注意報が発表された場合は、小本地区支部に小本支所の職員及び指名職員をもって充てる。

(廃止基準)

第9 災害警戒本部は、気象警報等が解除された場合等において、本部長が災害の発生のおそれがなくなつたと認めるとき廃止する。

2 災害による被害が相当規模を超えると見込まれるときは、災害警戒本部を廃止、岩泉町災害対策本部を設置する。

(補規)

第10 この要領に定めるもののほか、災害警戒本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

3-1-2 岩泉町災害対策本部条例

(昭和 38 年 3 月 5 日条例第 3 号)

改正 平成 24 年 9 月 19 日条例第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、岩泉町災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

4 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

5 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 災害対策本部長は、必要があると認めるときは、現地災害対策本部を置くことができる。

2 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置く。

3 前項の職員は、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

4 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 19 日条例第 19 号）

この条例は、公布の日から施行する。

3-2-1 気象警報等の種類及び内容

第1 気象業務法に基づくもの

1 情報の種類

種類		概要
気象に関する情報	早期注意情報 (警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表される。大雨や高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
	岩手県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼び掛ける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。 大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する岩手県気象情報」が速やかに発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する岩手県気象情報」が発表される。 大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの岩手県気象情報が発表される場合がある。
	記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。
	土砂災害警戒情報 (備考1)	大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で気象庁から発表される。なお、実際に危険度高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻

資料編

		の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね 1 時間である。
--	--	---

備考 1 土砂災害警戒情報は、大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

2 注意報の種類（発表基準は資料編 3－2－3 気象警報・注意報発表基準（盛岡地方気象台）を参照）

種類		概要
気象注意報	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	大雨注意報（備考 1）	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 ハザードマップによる災害リスクを再確認、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	雷注意報	落雷により被害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想したときに発表する。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表する。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表する。
	着雪注意報	著しい着雪により被害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表する。
	着氷注意報	著しい着氷により被害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表する。

資料編

	なだれ注意報	なだれにより災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表する。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに発表する。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスク等の再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪などにより河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

備考1 土砂崩れ注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に含めて行う。

2 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨注意報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

3 警報の種類（発表基準は資料編3-2-3 気象警報・注意報発表基準（盛岡地方気象台）を参照）

種 類		概 要
気 象 警 報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雨警報 （備考1）	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	大雪警報	大雪により重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表する。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当

	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 河川が増水や氾濫、堤防の損壊や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当

備考1 土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報にそれぞれ含めて行う。

2 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨警報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

4 キキクル大雨警報・洪水警報の危険度分布等

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報 2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）、：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）、：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が

資料編

	発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫等の「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

5 特別警報の種類（発表基準は資料編3－2－3 気象警報・注意報発表基準（盛岡地方気象台）を参照）

種類	概要
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。

備考1 土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。浸水警報の警報事項を含めて行う気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表する。

2 過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断する。

6 地震動の警報及び地震情報の種類

（１）緊急地震速報（警報）

ア 気象庁は、最大震度 5 弱以上または長周期地震動階級 3 以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上または長周期地震動階級 3 以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

イ 緊急地震速報（警報）のうち震度 6 弱以上または長周期地震動階級 4 の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

（２）地震情報の種類と内容

町は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、住民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

種類	発表基準	内容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と震源、揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度 3 以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない。)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度 1 以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度 1 以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から 10 分後程度で 1 回発表）

資料編

遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について、以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。 ※国外で大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から 1 時間半～2 時間程度で発表
北海道・三陸沖後発地震注意情報	・北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでモーメントマグニチュード 7.0 以上の地震が発生した場合 ・想定震源域の外側でモーメントマグニチュード 7.0 以上の地震が発生した場合は、地震のモーメントマグニチュードに基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合	気象庁において一定精度のモーメントマグニチュードを定（地震発生後 15 分～2 時間程度）し、情報発表の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図報として発表。

(3) 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等の情報を提供するために気象庁本庁及び管区・地方気象台が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料（全国速報版・地域速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報等発表時（遠地地震による発表時除く） ・岩手県内で震度 4 以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後 30 分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。

資料編

		・地震解説資料（全国速報版）上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域速報版）上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。
地震解説資料（全国詳細版・地域詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報等発表時 ・岩手県内で震度 5 弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後 1～2 時間を目途に第 1 号を発表する。 ・地震解説資料（全国詳細版）地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域詳細版）地震解説資料（全国詳細版）発表以降状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）。
地震活動図	・定期（毎月）	地震・津波に係る災害予想図の作成、 その他防災に係る活動を支援するために、毎月の都道府県内及びその地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料。

7 津波警報等の種類

（1）津波警報等の種類と内容

ア 津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約 3 分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」という。）が発表される。

イ 大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。

ウ 津波警報等とともに発表される予想される津波の高さは、通常は5段階の数値による。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震が発生した場合においては、津波警報等発表の時点では精度のよい地震の規模を決めることができないことから、その海域における最大の津波想定等をもとに予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。

エ 予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表した場合においては、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、数値で示した予想される津波の高さを発表する。

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震 の場合の 発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

- 注) ・「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
 - ・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
 - ・津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波情報の種類と内容

津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

情報の種類	発表内容	留意すべき事項
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表	・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。 ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）	・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。 ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）	・津波の高さは沖合での観測地に比べ、沿岸では更に高くなる。 ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表	
--------------	-------------------	--

(※１)・沿岸で観測された津波の第１波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。

- ・最大波の観測値は、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・最大波の観測値の発表は次のとおり。

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を発表中	1 m 超	数値で発表
	1 m 以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2m 以上	数値で発表
	0.2m 未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(※２)・沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。

- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・沖合で観測された津波の最大波の観測値（沿岸から 100km 程度以内にある沖合の観測点）及び沿岸での推定値の発表内容は次のとおり。

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報を発表中	3 m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を発表中	1 m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を発表	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(3) 津波予報

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

第2 消防法に基づくもの

種類	通報基準
火災気象通報	気象の状況が火災の予防上危険であると予想され、次の条件に該当する場合 ○最小湿度 40%以下、実効湿度 65%以下で風速 7 m/s 以上が 2 時間以上継続すると予想される場合 ○最小湿度 35%以下、実効湿度 60%以下と予想される場合 ○平均風速が盛岡・二戸・花北地域は 11m/s 以上、その他の地域は 10m/s 以上と予想される場合（降雨、降雪中は通報しないこともある。）
火災警報	火災気象通報が通知され、市町村の地域の気象状況が火災の発生又は拡大のおそれがあると認められる場合

第3 水防法に基づくもの

水防警報及び水位周知河川基準水位の通報

種類	通報基準
水防警報	河川が所定の水位に達した際に、防災機関（水防団や消防機関）の出動の指針とするために発令するもの
氾濫危険水位	河川が氾濫するおそれのある水位や安全に避難を開始すべき水位
避難判断水位	市町村からの避難情報が発表される目安となる水位

第4 水防法及び気象業務法に基づくもの

一般河川等の水防活動の利用に適合する予報及び警報

種類	内容
水防活動用気象注意報	大雨注意報をもって代える。
水防活動用気象警報	大雨特別警報又は大雨警報をもって代える。
水防活動用高潮注意報	高潮注意報をもって代える。
水防活動用高潮警報	高潮特別警報又は高潮警報をもって代える。
水防活動用洪水注意報	洪水注意報をもって代える。
水防活動用洪水警報	洪水警報をもって代える。
水防活動用津波注意報	津波注意報をもって代える。
水防活動用津波警報	大津波警報（津波特別警報）又は津波警報をもって代える。

3-2-2 気象警報・注意報発表基準（盛岡地方気象台）

警報・注意報発表基準一覧表

令和6年5月23日現在
発表官署 盛岡地方気象台

岩泉町	府県予報区	岩手県			
	一次細分区域	沿岸北部			
	市町村等をまとめた地域	宮古地域			
警報	大雨（浸水害） （土砂災害）	表面雨量指数基準	13		
		土壌雨量指数基準	82		
	洪水	流域雨量指数基準	安家川流域=16, 年々沢流域=6.5, 折壁川流域=9.2, 小本川流域=43.2, 長内川流域=3.8, 鼠入川流域=13.8, 清水川流域=11.9, 宇津野沢流域=7.2, 大川流域=24.7, 松橋川流域=8.7, 摂待川流域=12.2, 小成川流域=8.3		
		複合基準※1	安家川流域=(6, 16), 年々沢流域=(5, 5.8), 折壁川流域=(5, 8.2), 小本川流域=(5, 38.8), 長内川流域=(6, 3.4), 鼠入川流域=(5, 12.4), 清水川流域=(5, 10.7), 宇津野沢流域=(5, 6.4), 大川流域=(5, 22.2), 松橋川流域=(5, 7.9)		
		指定河川洪水予報による基準	—		
	暴風	平均風速	陸上	16m/s	
			海上	20m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	16m/s 雪を伴う	
			海上	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12 時間降雪の深さ 30cm	
			山沿い	12 時間降雪の深さ 50cm	
	波浪	有義波高	6.0m		
	高潮	潮位	1.3m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6		
		土壌雨量指数基準	58		
	洪水	流域雨量指数基準	安家川流域=12.8, 年々沢流域=5.2, 折壁川流域=7.3, 小本川流域=21.6, 長内川流域=3, 鼠入川流域=11, 清水川流域=9.5, 宇津野沢流域=5.7, 大川流域=19.7, 松橋川流域=6.9, 摂待川流域=9.7, 小成川流域=6.6		
		複合基準*1	安家川流域=(6, 10.2), 年々沢流域=(6, 4.2), 折壁川流域=(6, 7.3), 小本川流域=(5, 12.6), 長内川流域=(6, 2.4), 鼠入川流域=(5, 11), 清水川流域=(5, 9.5), 宇津野沢流域=(5, 5.7), 大川流域=(5, 15.8), 松橋川流域=(5, 6.9), 小成川流域=(5, 6.6)		
		指定河川洪水予報による基準	—		
	強風	平均風速	陸上	10m/s	

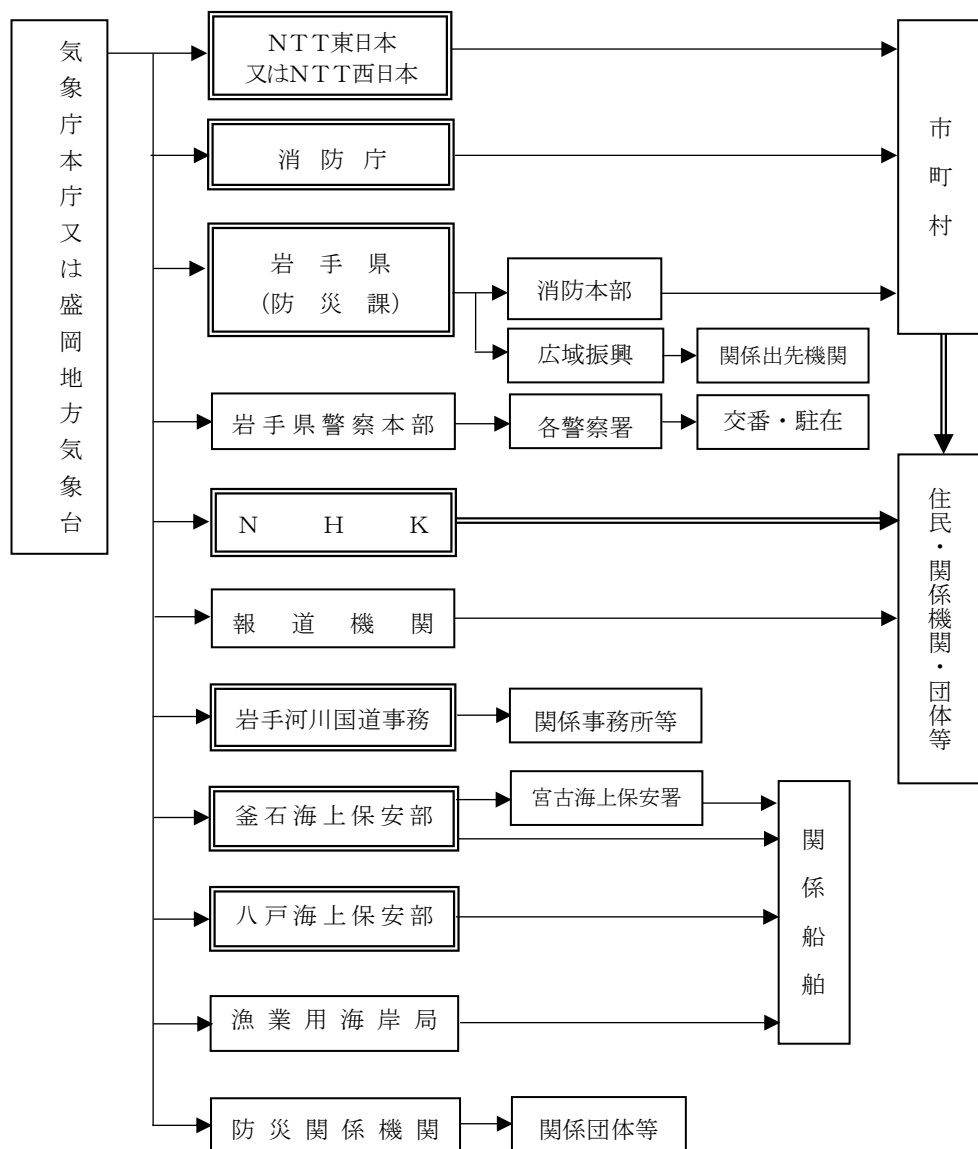
資料編

			海上	15m/s
風雪	平均風速		陸上	10m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
大雪	降雪の深さ		平野部	12 時間降雪の深さ 15cm
			山沿い	12 時間降雪の深さ 20cm
波浪	有義波高	3. 0m		
高潮	潮位	0. 9m		
雷	落雷等により被害が予想される場合			
融雪	融雪により被害が予想される場合			
濃霧	視程		陸上	100m
			海上	500m
乾燥	①最小湿度 40%、実効湿度 65%、風速 7m/s 以上が 2 時間継続 ②最小湿度 35%、実効湿度 60%			
なだれ	①山沿いで 24 時間降雪の深さが 40cm 以上 ②積雪が 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上の日が継続			
低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より 4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：①最低気温が氷点下 6℃以下であって、最低気温が平年より 4℃以上低いとき ②最低気温が氷点下 6℃以下であって、最低気温が平年より 2℃以上低い日が数日続くとき			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温 2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	100mm		

※ 1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

3-2-3 気象警報等伝達系統図

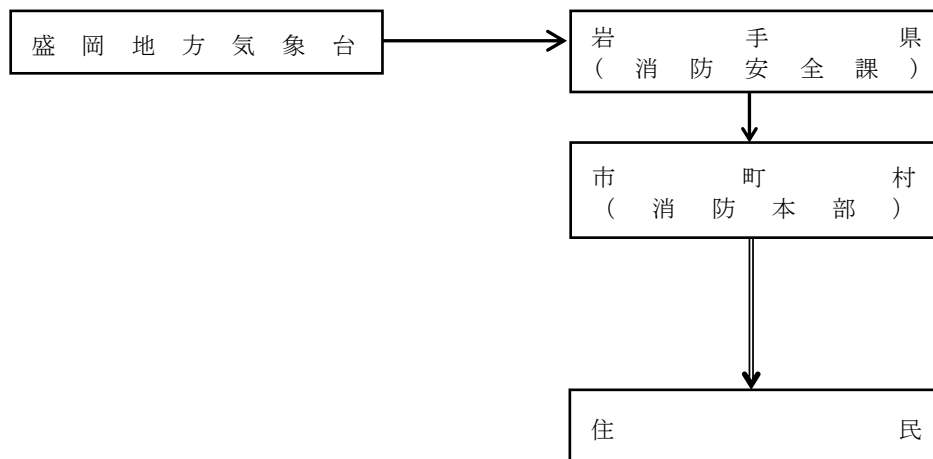
(気象警報伝達系統図)



(注)

- 1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務報施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先
- 2 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

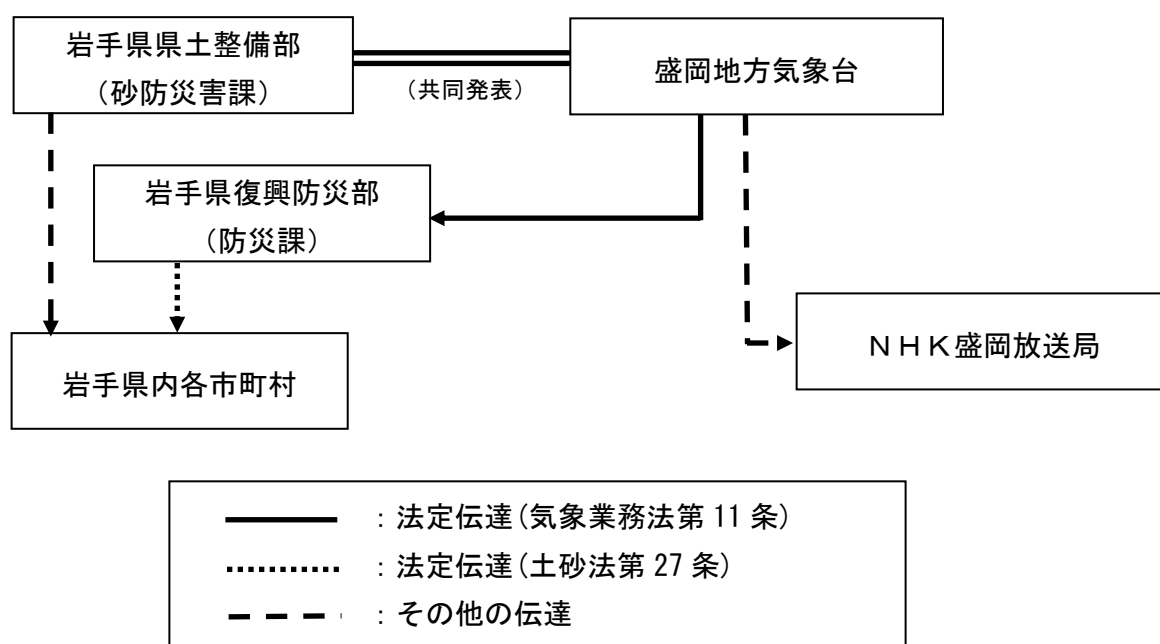
(火災気象通報・火災警報伝達系統図)



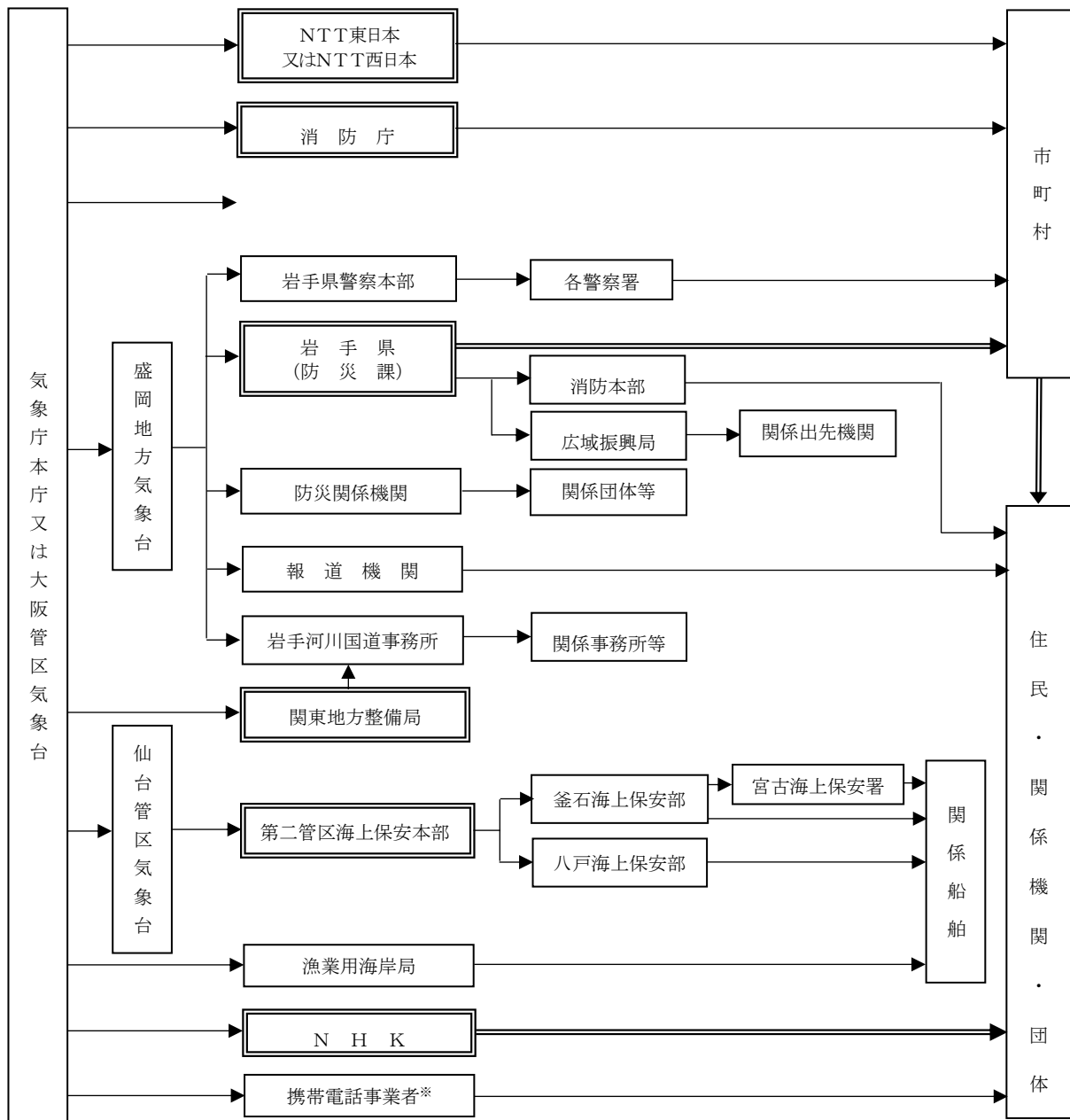
(注)

- 1 火災警報は、市町村長等が知事から伝達された火災気象通報又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき発する。
- 2 ——— 線は、火災気象通報の伝達系統
- 3 === 線は、火災警報の伝達系統

3-2-4 土砂災害警戒情報伝達系統図



3-2-5 津波警報等・地震情報等に関する伝達系統図



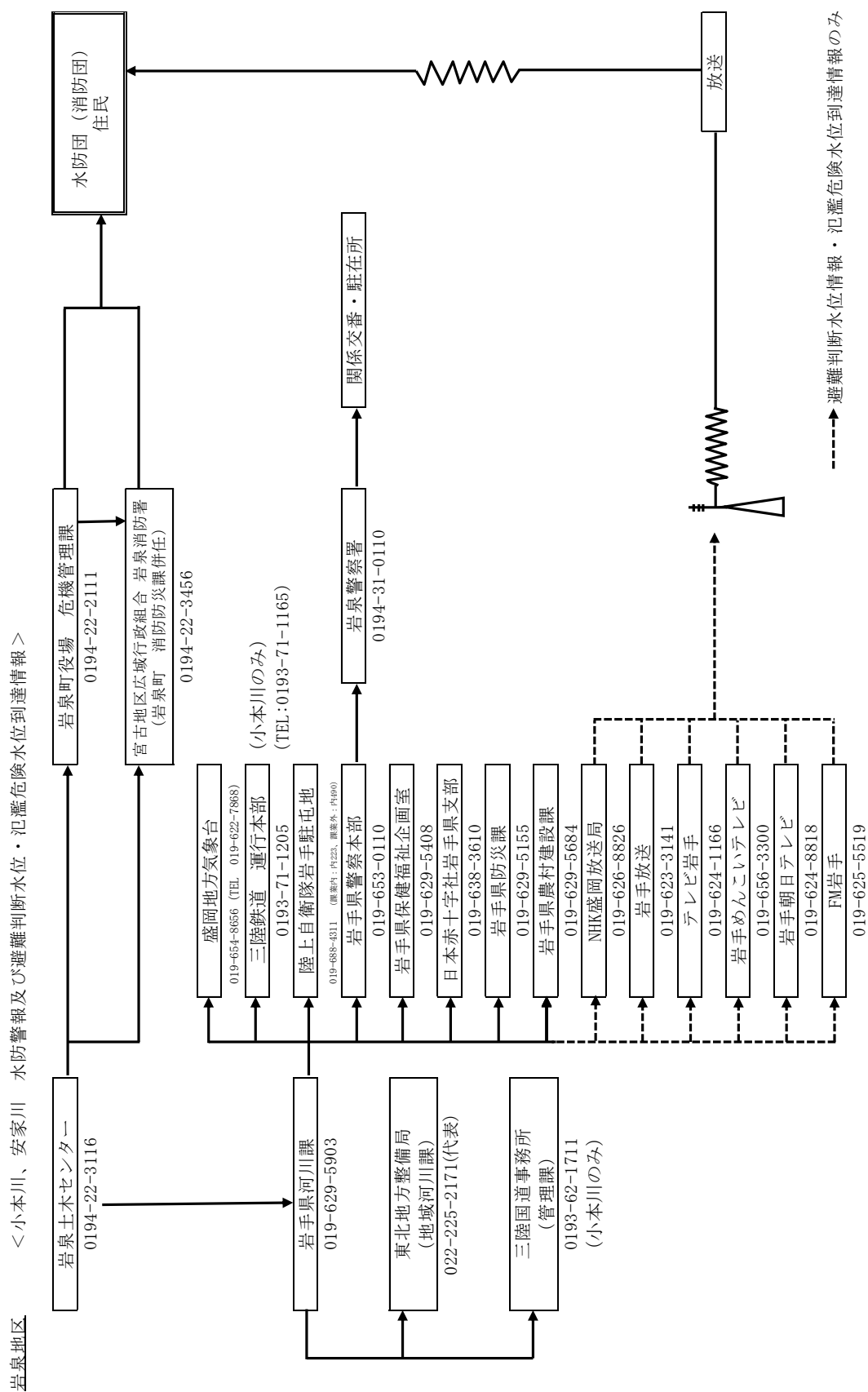
※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務報施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

3-2-6 水防警報等伝達系統図

〈小本川、安家川 水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位到達情報〉



3-2-7 情報別情報発信内容

情報分類		受報 区分	発報・ 受信者	備考
大	小			
気象 警報	■気象注意報 風雪、強風、大雨、大雪、濃霧、 雷、乾燥、霜、低温、着雪、着氷、 なだれ、融雪 ■その他注意報 高潮、波浪、洪水	R	★なし	
	■気象警報 暴風、暴風雪、大雨、大雪 ■その他警報 高潮、波浪、洪水	J	④⑦	
	■気象特別警報 大雨、暴風、暴風雪、大雪 ■その他特別警報 波浪、高潮	J	①②③④⑤⑥⑦	
	■気象に関する情報 記録的短時間大雨情報、土砂災 害警戒情報、竜巻注意情報	J	①②④⑤⑥⑦	危険箇所への手動で の警戒啓発を重ねて 行う
地震 津波	■緊急地震速報	J	⑦自動配信	
	■大津波警報 ■津波警報 ■津波注意報	J	①②③④⑤⑥⑦	岩手県沿岸情報とし て発表
	■津波予報	R	①②④⑤⑦	岩手県沿岸情報とし て発表
	■震度速報 震度4、震度5弱、震度5強、 震度6弱、震度6強、震度7	J	②④⑤⑦	岩手県沿岸情報とし て発表
	■震源・震度に関する情報 ※震度速報 震度4以上	R	①②④⑤	岩手県・岩泉情報とし て発表
	■その他地震情報 震源に関する情報、各地の震度 に関する情報、推計震度分布図	R	★なし	
	■その他津波情報 津波到達予測時刻・予想される 津波の高さに関する情報、各地の 満潮時刻・津波到達予想時刻に関 する情報、津波観測に関する情報、 津波に関するその他の情報	R	①②④⑤	
	■遠地地震に関する情報 ※太平洋広域に津波発生が可能 性がある場合	R	②④⑤⑦	
	■海外での大規模な噴火の発生 ※第1報から発報	R	①②④⑤⑦	
	■後発地震注意情報	気象庁・内 閣府会見	②④⑤⑥⑦	

資料編

情報分類		受報 区分	発報・ 受信者	備考
大	小			
災害 情報	■災害警戒本部設置	M	②④⑦	
	■災害対策本部設置	M	②④⑤⑥⑦	
	■災害対策本部現地指揮本部設置	M	②④⑥	
	■本部共有情報	M	④	※職員向け
	■火災警報	MF	①②④⑤	
	■火災気象通報	R	なし	
	■火災発生情報	F	①②④⑤	
	○消防防災課担当 出動指令、第2出動指令、鎮火 放送 ⇒①音声発報			
	○危機管理課担当 情報提供 ⇒②④⑤文字	M		
	■県管理河川水防警報	P	①②④⑤	
	■県管理河川避難判断水位情報			※対象河川なし
	■防災減災情報	CM	②④⑥⑦	
避難 情報	■警戒レベル3高齢者等避難	M	①②③④⑤⑥⑦	
	津波注意報の場合 ○消防防災課担当 初動対応 ⇒①②音声発報 ○危機管理課担当 体制整備後引継ぎ	M	①②③④⑤⑥⑦	※津波注意報解除 時は、その旨を付 記する。
	■警戒レベル4避難指示	M	①②③④⑤⑥⑦	※津波警報大津波 警報解除時は、そ の旨を付記する。
	津波警報、大津波警報の場合 ○消防防災課担当 初動対応 ⇒①②音声発報 ○危機管理課担当 体制整備後引継ぎ			
	■警戒レベル5 ○緊急安全確保（切迫状況） ○緊急安全確保（災害発生）	M	②③④⑤⑥⑦	
	■警戒区域設定	M	①②③④⑤⑥⑦	
	■避難所設営	M	①②③④⑤⑥⑦	
職員 参集	■災害警戒本部 本部職員 支部職員	M	④	※職員向け
	■災害対策本部 指定職員配備 主査以上配備 全職員配備	M	④	※職員向け
生活 安全	■停電 ■断水 ■通信 ■交通	M	①②④⑤⑥⑦	
	その他町からのお知らせ	CM等	内容に応じて決定 ①②④	

(注1) 受報の手段と受信者は次のとおりである。

「J」J-ALERT（自動）、「R」リアルタイム防災情報システム（手動）、「M」町本部長（手動）、「C」町長（手動）、「F」消防署（手動）、「P」県河川情報システム

(注2) 発報の手段と受信者は次のとおりである。

① 防災行政無線（全域）、② ぴーちゃんねっと、③ 携帯3社速報メール（登録者）、

④ 防災メール（登録者）、⑤ Twitter（登録者）、⑥ 町ホームページ、⑦Yahoo 防災速報

3—3—1 防災行政無線配置状況

(令和5年3月1日現在)

1 統制局

No.	名 称	区分	設置場所	備 考
1	防災岩泉	同報系	岩泉町役場無線室(主)	
2		同報系	岩泉消防署通信室(副)	
3		同報系	小本浜漁業協同組合無線室(副)	
4	防災岩泉統制局	移動系	岩泉町役場無線室(主)	
5	防災岩泉900	移動系	岩泉町役場危機管理課(副)	
6	防災岩泉901	移動系	岩泉消防署通信室(副)	
7	防災岩泉908	移動系	岩泉町役場無線室(動態監視用)	
8	防災岩泉911	移動系	岩泉町役場無線室(広域応援用)	

2 中継局

No.	名 称	区分	設置場所	備 考
1	防災岩泉広報大森	同報系	大森山	
2	防災岩泉広報御沢	同報系	御沢峠	
3	防災岩泉毛無	移動系	毛無森	
4	防災岩泉小成	移動系	小本字茂師地内	
5	防災岩泉御沢	移動系	御沢峠	
6	防災岩泉葡萄森	移動系	葡萄森	
7	防災岩泉 909・910	移動系	早坂高原(簡易局)	

3 固定局

No.	名 称	区分	設置場所	備 考
1	役場本庁舎	子局	岩泉字惣畑地内	
2	門	子局	門字町向地内	
3	大川下町	子局	大川字下町地内	
4	茂師1	子局	小本字本茂師地内	
5	茂師2	子局	小本字本茂師地内	
6	本茂師	子局	小本字本茂師地内	
7	小成1	子局	小本字小成地内	
8	小成2	子局	小本字小成地内	
9	小本1	子局	小本字小本地内	
10	小本2	子局	小本字小掛地内	

資料編

11	小本港	子局	小本字須賀地内	
12	中野1	子局	小本字下中野	
13	中野2	子局	小本字上中野	
14	中野3	子局	中島字長内地内	
15	中野4	子局	小本字南中野地内	
16	元村	子局	安家字日蔭地内	
17	上有芸	子局	上有芸字運名根地内	
18	毛無森中継局	中継	毛無森	
19	葡萄森中継局	中継	葡萄森	

4 移動局

No.	名 称	区分	設置場所	グループ1	グループ2	グループ3	グループ4	グループ5	応援一斉
1	防災岩泉1	車載	防災管理車(4-53)	○	○	○	○	○	○
2	防災岩泉2	車載	水道パトロール車(19-66)	○			○		○
3	防災岩泉3	車載	道路パトロール車(83-14)		○		○		○
4	防災岩泉4	車載	サクシード(99-19)		○		○		○
5	防災岩泉5	車載	ハイゼット(92-70)		○		○		○
6	防災岩泉6	車載	4tダンプ(いすゞ)(86-87)		○				○
7	防災岩泉7	車載	4tダンプ(日野)(70-11)		○				○
8	防災岩泉8	車載	ロータリ除雪車 NR302(7-04)		○				○
9	防災岩泉9	車載	ロータリ除雪車 NR302(7-14)		○				○
10	防災岩泉10	車載	除雪ドーザ ZW140J(旧)(12-70)		○				○
11	防災岩泉11	車載	除雪ドーザ ZW140J(新)(14-84)		○				○
12	防災岩泉12	車載	除雪ドーザ WA200-7Y(24-40)		○				○
13	防災岩泉13	車載	除雪ドーザ WA270-7Y(6-92)		○				○
14	防災岩泉14	車載	除雪ドーザ WA270-7Y(6-93)		○				○
15	防災岩泉15	車載	除雪ドーザ WA270-7Y(6-94)		○				○
16	防災岩泉16	車載	除雪ドーザ 910K(25-22)		○				○
17	防災岩泉17	車載	除雪ドーザ 903B2(17-51)		○				○
18	防災岩泉18	車載	除雪ドーザ L34(17-99)		○				○
19	防災岩泉19	車載	除雪ドーザ L20J(2-84)		○				○
20	防災岩泉20	車載	除雪ドーザ WA300(27)		○				○
21	防災岩泉21	車載	除雪ドーザ WA100(22-75)		○				○

資料編

No.	名 称	区分	設置場所	グループ1	グループ2	グループ3	グループ4	グループ5	応援一斉
22	防災岩泉 22	車載	除雪ドーザ WA200-6Y (22-41)		○				○
23	防災岩泉 23	車載	除雪ドーザ 936 (54-57)		○				○
24	防災岩泉 24	車載	除雪ドーザ WA270-6Y (15-01)		○				○
25	防災岩泉 25	車載	除雪ドーザ 910H (汎用) (17-52)		○				○
26	防災岩泉 50	携帯	総務課 (携帯)		○	○	○	○	○
27	防災岩泉 51	携帯	政策推進課 (携帯)				○	○	○
28	防災岩泉 52	携帯	税務出納課 (携帯)				○	○	○
29	防災岩泉 53	携帯	町民課 (携帯)				○	○	○
30	防災岩泉 54	携帯	健康推進課 (携帯)				○	○	○
31	防災岩泉 55	携帯	農林水産課 (携帯)				○	○	○
32	防災岩泉 56	携帯	経済観光交流課 (携帯)				○	○	○
33	防災岩泉 57	携帯	議会事務局 (携帯)				○	○	○
34	防災岩泉 58	携帯	教育委員会事務局 (携帯)				○	○	○
35	防災岩泉 59	携帯	上下水道課 (携帯)	○			○		○
36	防災岩泉 60	携帯	上下水道課 (携帯)	○			○		○
37	防災岩泉 61	携帯	地域整備課 (携帯)		○		○		○
38	防災岩泉 70	車載	消防防災課 本団車			○	○		○
39	防災岩泉 71	車載	消防防災課 指導車			○			○
40	防災岩泉 72	車載	消防防災課 指導車			○			○
41	防災岩泉 73	車載	消防防災課 速消車 (タンク車)			○			○
42	防災岩泉 74	車載	消防防災課 普通車 (ポンプ車)			○			○
43	防災岩泉 75	車載	消防防災課 防災活動車 (フォレスター)			○			○
44	防災岩泉 100	車載	消防団 消防車 (役場職域消防)			○			○
45	防災岩泉 101	車載	消防団 消防車 (向町)			○			○
46	防災岩泉 102	車載	消防団 消防車 (尼額)			○			○
47	防災岩泉 103	車載	消防団 消防車 (二升石)			○			○
48	防災岩泉 104	車載	消防団 消防車 (松橋)			○			○
49	防災岩泉 201	車載	消防団 消防車 (中家1部)			○			○
50	防災岩泉 202	車載	消防団 消防車 (中家2部)			○			○

資料編

No.	名 称	区分	設置場所	グループ1	グループ2	グループ3	グループ4	グループ5	応援一斉
51	防災岩泉203	車載	消防団 消防車(月出)			○			○
52	防災岩泉204	車載	消防団 消防車(鼠入)			○			○
53	防災岩泉301	車載	消防団 消防車(乙茂)			○			○
54	防災岩泉302	車載	消防団 消防車(猿沢)			○			○
55	防災岩泉303	車載	消防団 消防車(上有芸)			○			○
56	防災岩泉304	車載	消防団 消防車(栃の木)			○			○
57	防災岩泉401	車載	消防団 消防車(門)			○			○
58	防災岩泉402	車載	消防団 消防車(石畑)			○			○
59	防災岩泉403	車載	消防団 消防車(穴沢)			○			○
60	防災岩泉404	車載	消防団 消防車(褒綿)			○			○
61	防災岩泉405	車載	消防団 消防車(一ツ苗代)			○			○
62	防災岩泉501	車載	消防団 消防車(名目入)			○			○
63	防災岩泉502	車載	消防団 消防車(三田貝)			○			○
64	防災岩泉503	車載	消防団 消防車(横道)			○			○
65	防災岩泉504	車載	消防団 消防車(見内川)			○			○
66	防災岩泉601	車載	消防団 消防車(下町No.1)			○			○
67	防災岩泉602	車載	消防団 消防車(下町No.2)			○			○
68	防災岩泉603	車載	消防団 消防車(外椀No.1)			○			○
69	防災岩泉604	車載	消防団 消防車(外椀No.2)			○			○
70	防災岩泉605	車載	消防団 消防車(浅内)			○			○
71	防災岩泉700	車載	消防団 小本水門管理棟			○			○
72	防災岩泉701	車載	消防団 消防車(小本)			○			○
73	防災岩泉702	車載	消防団 消防車(茂師)			○			○
74	防災岩泉703	車載	消防団 消防車(小成)			○			○
75	防災岩泉704	車載	消防団 消防車(中野)			○			○
76	防災岩泉705	車載	消防団 消防車(大牛内)			○			○
77	防災岩泉706	車載	消防団 消防車(中島)			○			○

資料編

No.	名 称	区分	設置場所	グループ1	グループ2	グループ3	グループ4	グループ5	応援一斉
78	防災岩泉 707	車載	消防団 消防車(中里)			○			○
79	防災岩泉 708	車載	消防団 消防車(宮本)			○			○
80	防災岩泉 709	車載	消防団 水門管理車(小本)			○			○
81	防災岩泉 801	車載	消防団 消防車(元村)			○			○
82	防災岩泉 802	車載	消防団 消防車(川口)			○			○
83	防災岩泉 803	車載	消防団 消防車(大平)			○			○
84	防災岩泉 804	車載	消防団 消防車(松ヶ沢)			○			○
85	防災岩泉 805	車載	消防団 消防車(江川)			○			○
86	防災岩泉 150	携帯	消防防災課 速消車(携帯)			○			○
87	防災岩泉 151	携帯	消防団 本団 No.1(携帯)			○			○
88	防災岩泉 152	携帯	消防団 本団 No.2(携帯)			○			○
89	防災岩泉 153	携帯	消防団 本団 No.3(携帯)			○			○
90	防災岩泉 154	携帯	消防団 本団 No.4(携帯)			○			○
91	防災岩泉 155	携帯	消防団 本団 No.5(携帯)			○			○
92	防災岩泉 156	携帯	消防団 本団 No.6(携帯)			○			○
93	防災岩泉 157	携帯	消防団 本団 No.7(携帯)			○			○
94	防災岩泉 158	携帯	消防団 本団 No.8(携帯)			○			○
95	防災岩泉 159	携帯	消防団 本団 No.9(携帯)			○			○
96	防災岩泉 160	携帯	消防団 本団 No.10(携帯)			○			○
97	防災岩泉 161	携帯	消防団 本団 No.11(携帯)			○			○
98	防災岩泉 162	携帯	消防団 本団 No.12(携帯)			○			○
99	防災岩泉 163	携帯	消防団 本団 No.13(携帯)			○			○
100	防災岩泉 164	携帯	消防団 本団 No.14(携帯)			○			○
101	防災岩泉 165	携帯	消防団 本団 No.15(携帯)			○			○
102	防災岩泉 166	携帯	消防団 本団 No.16(携帯)			○			○
103	防災岩泉 167	携帯	消防団 本団 No.17(携帯)			○			○
104	防災岩泉 168	携帯	消防団 本団 No.18(携帯)			○			○

資料編

No.	名 称	区分	設置場所	グループ1	グループ2	グループ3	グループ4	グループ5	応援一斉
105	防災岩泉 169	携帯	消防団 本団 No.19(携帯)			○			○
106	防災岩泉 170	携帯	消防団 本団 No.20(携帯)			○			○
107	防災岩泉 171	携帯	消防団 7分団管理棟(携帯)			○			○
108	防災岩泉 172	携帯	消防団 7分団1部(携帯)			○			○
109	防災岩泉 173	携帯	消防団 7分団1部(携帯)			○			○
110	防災岩泉 174	携帯	消防団 7分団2部(携帯)			○			○
111	防災岩泉 175	携帯	消防団 7分団2部(携帯)			○			○
112	防災岩泉 176	携帯	消防団 7分団2部(携帯)			○			○
113	防災岩泉 177	携帯	消防団 7分団3部(携帯)			○			○
114	防災岩泉 178	携帯	消防団 1分団1部(携帯)			○			○
115	防災岩泉 179	携帯	消防団 1分団2部(携帯)			○			○
116	防災岩泉 180	携帯	消防団 1分団3部1班(携帯)			○			○
117	防災岩泉 181	携帯	消防団 1分団3部1班(携帯)			○			○
118	防災岩泉 182	携帯	消防団 2分団1部(携帯)			○			○
119	防災岩泉 183	携帯	消防団 2分団2部(携帯)			○			○
120	防災岩泉 184	携帯	消防団 2分団3部1班(携帯)			○			○
121	防災岩泉 185	携帯	消防団 2分団3部2班(携帯)			○			○
122	防災岩泉 186	携帯	消防団 3分団1部1班(携帯)			○			○
123	防災岩泉 187	携帯	消防団 3分団1部2班(携帯)			○			○
124	防災岩泉 188	携帯	消防団 3分団2部1班(携帯)			○			○
125	防災岩泉 189	携帯	消防団 3分団2部2班(携帯)			○			○
126	防災岩泉 190	携帯	消防団 4分団1部(携帯)			○			○
127	防災岩泉 191	携帯	消防団 4分団2部(携帯)			○			○
128	防災岩泉 192	携帯	消防団 4分団3部(携帯)			○			○
129	防災岩泉 193	携帯	消防団 4分団4部1班(携帯)			○			○
130	防災岩泉 194	携帯	消防団 4分団4部2班(携帯)			○			○
131	防災岩泉 195	携帯	消防団 5分団1部(携帯)			○			○

資料編

No.	名 称	区分	設置場所	グループ1	グループ2	グループ3	グループ4	グループ5	応援一斉
132	防災岩泉 196	携帯	消防団 5分団2部(携帯)			○			○
133	防災岩泉 197	携帯	消防団 5分団3部(携帯)			○			○
134	防災岩泉 198	携帯	消防団 5分団4部(携帯)			○			○
135	防災岩泉 199	携帯	消防団 6分団1部(携帯)			○			○
136	防災岩泉 200	携帯	消防団 6分団1部(携帯)			○			○
137	防災岩泉 205	携帯	消防団 6分団2部(携帯)			○			○
138	防災岩泉 206	携帯	消防団 6分団2部(携帯)			○			○
139	防災岩泉 207	携帯	消防団 6分団3部(携帯)			○			○
140	防災岩泉 208	携帯	消防団 7分団4部(携帯)			○			○
141	防災岩泉 209	携帯	消防団 7分団5部1班(携帯)			○			○
142	防災岩泉 210	携帯	消防団 7分団5部2班(携帯)			○			○
143	防災岩泉 211	携帯	消防団 8分団1部(携帯)			○			○
144	防災岩泉 212	携帯	消防団 8分団2部(携帯)			○			○
145	防災岩泉 213	携帯	消防団 8分団3部1班(携帯)			○			○
146	防災岩泉 214	携帯	消防団 8分団3部2班(携帯)			○			○
147	防災岩泉 215	携帯	消防団 8分団4部(携帯)			○			○
148	防災岩泉 216	携帯	消防防災課(携帯)			○			○
149	防災岩泉 902	半固定	小本支所 半固定	○	○	○	○	○	○
150	防災岩泉 903	半固定	有芸支所 半固定	○	○	○	○	○	○
151	防災岩泉 904	半固定	安家支所 半固定	○	○	○	○	○	○
152	防災岩泉 905	半固定	小川支所 半固定	○	○	○	○	○	○
153	防災岩泉 906	半固定	大川支所 半固定	○	○	○	○	○	○
154	防災岩泉 907	半固定	上下水道課 半固定	○	○	○	○	○	○
155	防災岩泉 912	半固定	地域整備課 半固定	○	○	○	○	○	○

3-3-2 町内の主な無線通信施設

設置機関	施設の名称 (呼称名称)	設置（常置）場所	管理者	使用目的
岩手県	ぼうさいいわて 241 ～242	岩泉地区合同庁舎	岩泉林務出張所 長	防災行政用
岩手県	ぼうさいいわいずみ 2	岩泉地区合同庁舎	岩泉林務出張所 長	防災行政用
岩手県	ぼうさいいわいずみ 1.3.4	岩泉地区合同庁舎	岩泉土木センタ ー所長	防災行政用
岩手県	すいぼういわいずみ	岩泉地区合同庁舎	岩泉土木センタ ー所長	水防事務用
岩手県	すいぼういわいずみ 1	岩泉地区合同庁舎	岩泉土木センタ ー所長	水防事務用
岩手県	ぼうさいいわいずみ	岩泉町役場	防災担当課長	防災行政用
岩手県	scc じちたいいわてけ ん いわてかんちきゅう v 35	岩泉町役場	防災担当課長	防災行政用（電気通 信業務用）
岩手県警察本部	いわてけんけいさつ	岩泉警察署	（統制官）地域 課長	警察事務用
宮古地区広域行政 組合	みやしょういわいずみ	岩泉消防署	岩泉消防署長	消防事務用
小本浜漁業協同組 合	おもとはまぎょきょう	小本浜漁業協同組 合	組合長	出漁漁船との連絡 用

3-3-3 非常通信運用細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、非常通信規約（以下、「規約」という。）第15条の規定に基づき、非常通信の実施及び訓練に必要な事項を定めることを目的とする。

（無線局、有線電気通信設備の設置者又は設置者の団体の名称等）

第2条 規約第8条に定める非常通信実施計画及び訓練計画に必要な無線局、有線電気通信設備の設置者又は設置者の団体の名称等は、非常通信協議会（以下、「協議会」という。）構成員別に別冊にこれを掲げる。ただし、中央協議会会長が、特に必要がないと定めた場合は、その一部の記載を省略することができる。

2 地方協議会は、連絡の設定及び通信の疎通を円滑にするために統制局を設けることができる。

（非常通信系の構成）

第3条 非常通信系は、原則として次の順序より構成するものとする。

一 同一構成員内の通信系

二 異なる構成員相互間の通信系

（地方区及び地区非常通信系の構成）

第4条 総合通信局等の管轄区域内（以下「地方区」という。）の地区相互間の非常通信系の構成は、それぞれの地方協議会がこれを定めるものとする。

2 隣接地方区相互間の非常通信系の構成は、関係地方協議会で協議してこれを定めるものとする。

3 都道府県内の非常通信系の構成は、それぞれの地区協議会（地区協議会なき都道府県では、地方協議会）がこれを定めるものとする。

（移動する無線局の活用）

第5条 非常通信の実施に際しては、移動する無線局を活用するものとし、その運用については次の区別に従いその局の移動状況等を参酌してあらかじめ計画を立てておくものとする。

一 地方区内を移動範囲とするものについては、当該地方協議会

二 都道府県内を移動範囲とするものについては、当該地区協議会（地区協議会なき都道府県では地方協議会）

三 常置場所を中心に他の地区にまたがって一定の距離以内を移動範囲とするものについては、その常置場所を管轄する地区協議会（地区協議会なき都道府県は前号に同じ。）

第6条 移動する無線局が災害地（武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害が発生した地域並びに住民の要避難地域及び避難先地域を含む。以下同じ。）又はその付近に移動している場合は、できる限り出勤して非常通報の疎通に協力するものとする。

（非常通報の内容）

第7条 非常通信における通報（以下「非常通報」という。）の内容は、次に掲げるものの又はこれに準じるものとする。

一 人命の救助に関するもの

二 天災の予警報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の状況に関するもの

三 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料

四 電波法第74条実施の指令及びその他の指令

五 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの

六 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの

七 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの

八 遭難者救護に関するもの

九 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの

十 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの

十一 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの

十二 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事からの医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

十三 前各号に定めるもののほか、災害（武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害を含む。以下同じ。）が発生した場合における住民の避難、救援、情報の収集、生活の安定及び復旧その他必要な措置に関するもの

（非常通報の発信）

第8条 非常通報は、法令上許される範囲内において、構成員が自ら発受するほか、依頼に応じてこれを発受するものとし、頼信の場合は、「非常」の表示をして差し出すものとする。

第9条 非常通報の内容は、なるべく簡潔明瞭なものでなければならない。

（非常通信の実施）

第10条 構成員は、第7条に係する者から非常通信の依頼のあったときはこれに応ずるものとする。ただし、電気通信役務の利用によって目的を達しうると認められる場合はこの限りではない。

（暴動の場合の非常通信の実施）

第11条 暴動（目的のいかんを問わず少なくとも一地方の安寧秩序を乱す程度、又は公共の静ひつを害する程度に多衆が結合して暴行脅迫を行うことをいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に非常通信を行うときは、特に慎重を期し、できる限り警察署、海上保安部署、又は検察庁と密接に連絡協議してこれを行うものとする。

（非常通信の協力）

第 12 条 構成員は、他の構成員から非常通信の疎通について協力を求められたときは、できる限りこれに応じなければならない。

第 13 条 非常通報は無料として取扱うものとする。ただし、電気通信役務の利用に係る費用（約款により無料となるものを除く。）及び別に通信の取扱いに関し補償を必要とする場合は、この限りでない。なお、費用の負担は、原則として依頼者が負担することとする。

第 13 条の 2 構成員は、非常通報の配達に協力し、その配達上適宜の措置を講ずるものとする。

第 2 章 非常通信の運用

（非常通信の運用）

第 14 条 非常通信の運用は、無線局運用規則（以下、「運用規則」という。）などの関係規定によるほか、本章の定めたところによるものとする。

第 15 条 災害地にある無線局及びその他の通信施設は、非常通信を確保するため、法令上許される範囲内において最大限に運用するよう努めるものとする。

（使用周波数）

第 16 条 無線通信による連絡設定の場合において、A 1A 電波 4, 630K H z によるところが困難であるか、又は A 1A 電波 4, 630K H z の設備がないときは、通常通信波又は第 18 条に定めるものの中から選定した周波数によって行うものとする。

第 17 条 前条の規定にかかわらず、現用通信系による無線電信、無線電話の連絡設定は、通常通信波でこれを行うことができる。

第 18 条 非常通信に使用する無線局の周波数が、使用制限として昼間波又は夜間波に指定されている周波数であるときは、それぞれの使用制限内で使用するものとする。

（非常通信の予告）

第 19 条 非常事態発生のおそれがある場合は、その附近の構成員は、その通信の相手方に対し後刻非常通信を実施することがある旨を連絡し、実施の場合の連絡方法、連絡時刻等をあらかじめ協議しておくものとする。

第 20 条 削除

第 21 条 無線電信局において災害地にある無線局と連絡を必要とし、呼出しを行うも応答を得られないときは、自己の聴取する周波数を示して随時呼出しを行うものとする。

（非常通報の伝送順序等）

第 22 条 非常通報の形式、記載方法、伝送順序及び伝送方法は、次によるものとする。

一 形式

電報形式又は文書形式（通常の文書体で記載するもの。ファクシミリの場合も同じ。）とし、次の事項を記載するものとする。

（1）種類（ヒゼウ、欧文の場合は E X Z）

（2）字数（文書形式のものの場合を除く。また、電報形式のもので電話回線のみを経由することが明らかな場合は省略することができる。）

- (3) 発信局
- (4) 発信番号
- (5) 受付日
- (6) 受付時分
- (7) 名宛
- (8) 指定
- (9) 記事（又は局内心得）
- (10) 本文

二 記載方法

- (1) 受付時間は 24 時間制をもって記載するものとする。
- (2) 非常通報を中継する場合は、その記事に中継者名を順次付するものとする。
- (3) 受付日は、必要がある場合に限り、「ヒ」の文字とその次に日付けを表す数字とを記入するものとする。

三 伝送順序

一号に掲げる事項の順序によるものとする。

四 伝送方法

(1) 電信の場合

伝送上の記号は、受付時分の次に区切点「」を、指定の前には「ホホ」を、記事（又は局内心得）の前には「ウウ」を、本文の前には「ホレ」を、また、受付時分の数字は運用規則別表第 1 号 3 に定める数字の略体をもって伝送するものとする。

(2) 電話及びファクシミリの場合

1 号に掲げる事項の伝送は、それぞれその区分を付して行うものとする。

(3) 伝送途中における形式の変更

非常通報の伝送途中において、必要があるときは、文書形式を電報形式に又は、電報形式を文書形式に変えて当該通報を伝送することができるものとする。

第 23 条 前条の規定にかかわらず、同一構成員内で行う非常通報の伝送順序及び伝送方法等は、適宜定めることができる。

第 24 条 非常通信実施中は、非常通報の疎通に全力を挙げるものとし、自己の業務通信に優先させるものとする。

2 通常の通報の通信中、非常通報を送信する必要を生じたときは、直ちにその通信を中止して非常通報を送信しなければならない。この場合には、「BK O S O」の符号を付して直ちに非常通報の送信を開始するものとする。

第 3 章 訓練通信

（訓練通信の種別及び訓練回数）

第 25 条 規約第 12 条に規定する訓練は、各個訓練及び総合訓練とする。

一 各個訓練とは、常用通信系による訓練及び同一構成員内又は異なる構成員相互間の新規連絡による訓練

二 総合訓練とは、地方若しくは地区ごとに構成員が参加して実施する訓練又は数地方

区若しくは数地区と内閣府との間に行う訓練 2 前項の訓練回数は、第 3 条に規定するものについては中央協議会、第 4 条及び第 6 条に規定するものについてはそれぞれその地方又は地区協議会で適宜定めるものとする。

第 26 条 前条の訓練は、定期又は臨時に行うものとし、協議会ごとにあらかじめ訓練日時、訓練通信系統、訓練参加構成員、訓練要領を定めて実施するものとする。

第 27 条 協議会は、前 2 条の訓練実施計画を定めたときは、総務省及び必要と認める隣接の各協議会に連絡するものとする。

（訓練通信の聴取）

第 28 条 各無線局は、近接地方区、地区において訓練通信が行われるときは、自局の運用に支障がない限りなるべくこれを聴取し、空電、混信、受信感度等を記録し、非常通信の円滑な運用に資するものとする。

（通信の中止）

第 29 条 他の無線局が自局と同一周波数により訓練通信を実施しようとしているときは、特に急を要するもの以外は、その周波数による通信を一時中止して訓練通信の疎通の円滑を図らなければならない。

（訓練通信計画）

第 30 条 定期訓練の実施については、年間を通じて各時間ごとの感度、空中状態等が記録できるよう計画するものとする。

（訓練通信時間）

第 31 条 1 回の訓練通信時間は、なるべく 10 分以内をもって終了するものとする。ただし、特に必要と認める場合はこの限りでない。

第 32 条 削除

（訓練通信の模擬通報）

第 33 条 訓練通信は、原則として模擬通報によって行うものとし、頼信の場合は「訓練非常」なる表示をして差し出すものとする。

2 前項の模擬通報の記事（又は局内心得）及び本文の冒頭には「クンレン」と記載し、種類欄は空欄とするものとする。

（訓練通信終了後の通報）

第 34 条 訓練通信終了に際しては、空電、混信、受信感度その他参考となるべき事項を相互に通報するものとする。

（報告）

第 35 条 訓練通信終了後は、所属の協議会に対し、別紙の様式及び記入要領により報告するものとする。

2 協議会は、全国の報告事項を整理し、季節別、時間別による通信状態を把握して無線局による非常通信実施上に資するものとする。

第 35 条の 2 非常通信の取扱要請を行った協議会は、速やかに中央協議会あて報告するものとする。

（周知）

第 35 条の 3 非常通信の取扱要請を行った協議会は、非常通信の実施体制を確保している旨、関係機関等を通じ住民等に対して周知を図ることとする。

第 36 条 各協議会は、事務遂行の円滑を図るため、あらかじめ連絡の方法を定めておくものとする。

第 37 条 各協議会の役員名簿は、別冊にこれを掲げる。

附 則

この規則は昭和 26 年 10 月 17 日より実施する。

附 則

この規則は昭和 53 年 3 月 17 日より実施する。

附 則

この規則は平成元年 3 月 14 日より実施する。

附 則

この規則は平成 6 年 4 月 13 日から実施する。

附 則

この規則は平成 7 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この規則は平成 7 年 4 月 11 日から実施する。

附 則

この規則は平成 13 年 4 月 23 日から実施する。

附 則

この規則は平成 15 年 4 月 24 日から実施する。

附 則

この規則は平成 16 年 9 月 17 日から実施する。

附 則

この規則は平成 22 年 2 月 24 日から実施する。

附 則

この規則は令和元年 5 月 1 日から実施する。

3-3-4 東北地方非常通信協議会構成員（岩手県内）

（令和6年12月9日現在 岩手県資料）

構 成 員 名			
1	岩手県	31	岩手県町村会
2	岩手県警察本部	32	東北漁業協会
3	盛岡市	33	日本放送協会盛岡放送局
4	宮古市	34	(株)アイビーシー岩手放送
5	大船渡市	35	(株)テレビ岩手
6	北上市	36	(株)岩手めんこいテレビ
7	久慈市	37	(株)岩手朝日テレビ
8	遠野市（消防本部）	38	(株)エフエム岩手
9	陸前高田市	39	(株)ラヂオもりおか
10	釜石市	40	特定非営利活動法人カシオペア市民情報ネットワーク
11	二戸市	41	奥州エフエム放送(株)
12	八幡平市	42	えふえむ花巻(株)
13	奥州市	43	一関コミュニティFM(株)
14	滝沢市	44	特定非営利活動法人防災・市民メディア推進協議会
15	雫石町	45	宮古エフエム放送(株)
16	紫波町	46	北上ケーブルテレビ(株)
17	矢巾町	47	盛岡ガス(株)
18	西和賀町	48	三陸鉄道(株)
19	金ヶ崎町	49	岩手県北自動車(株)
20	住田町	50	岩手開発鉄道(株)
21	大槌町	51	(一社)日本アマチュア無線連盟岩手県支部
22	山田町	52	(株)日本政策金融公庫盛岡支店中小企業事業
23	岩泉町		
24	田野畑村		
25	普代村		
26	軽米町		
27	野田村		
28	九戸村		
29	洋野町		
30	一戸町		

3-4-1 被害状況判定の基準

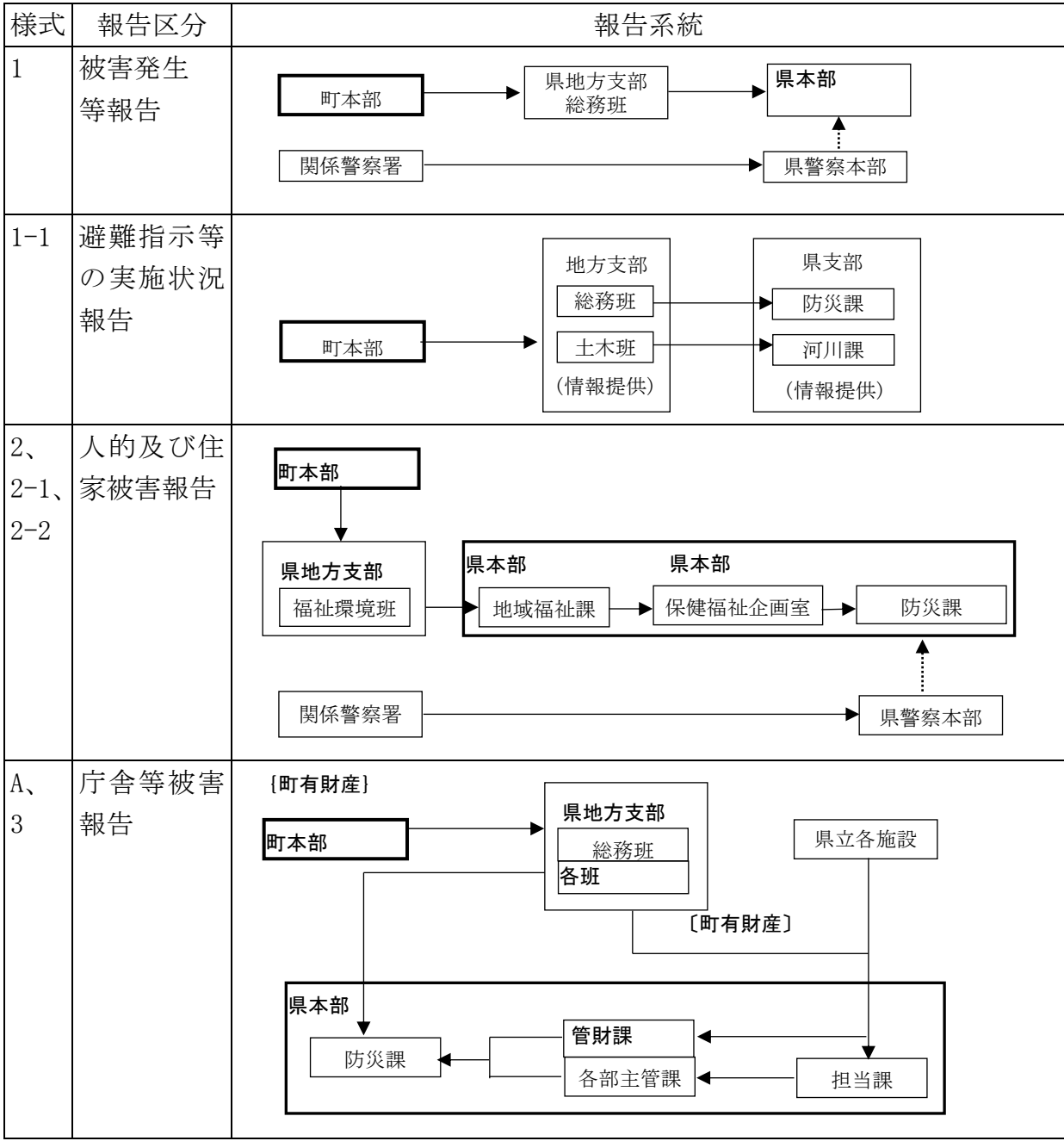
- 1 災害による人及び建物等の被害の判定基準は、おおむね次によるものとする。
(岩手県地域防災計画 令和6年版)

被害区分		判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの
	災害関連死者	災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疫病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの
	負傷者	重傷者 災害のため負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のあるもののうち、1月以上の治療を要する見込みのもの
		軽傷者 災害のため負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のあるもののうち、1月未満で治療できる見込みのもの
住家の被害	全壊、全焼、流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)による。
	半壊、半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すればもとどおりに再使用できる程度のもの。具体的には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)による。
	一部破損	被害が半壊に達しないが、ある程度の補修を加えれば再びその目的に使用できる程度のもの
	浸水	床上 浸水が住家の床上に達した程度のもの
		床下 浸水が住家の床上に達せず、床下に溜まった程度のもの
田畑の被害	流失、埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの
その他の被害	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県及び市町村道の一部が損壊し車両の通行が不能となった程度の被害
	橋梁流失	市町村道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失し、一般の渡橋が不能になった程度の被害
	堤防決壊	河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害
	船舶被害	沈没 船体が没し、航行不能になったもの
		流失 流失し、所在が不明となったもの
		破損 修理しなければ航行できないもの
文化財の被害	全壊又は滅失	文化財が滅失し、又は損壊部分が甚だしく残存部分に補修を加えても文化財としての価値を失ったと認められるもの
	半壊	重要部分に相当の被害を被ったが、相当の補修を加えれば文化財としての価値を維持できるもの
	一部破損	被害が一部分にとどまり、補修により文化財としての価値を維持できるもの

2 被害報告に使用する用語の定義は次のとおりとする。

用語	定義
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。従って、同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然 2 世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舍等を 1 世帯として取扱うものとする。
非住家被害	住家以外の建築物をいう。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
船舶	櫓、櫂のみをもって運転する舟以外の舟をいう。
り災世帯	災害により、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
り災者	り災世帯の構成員をいう。

3—4—2 報告区分別系統図

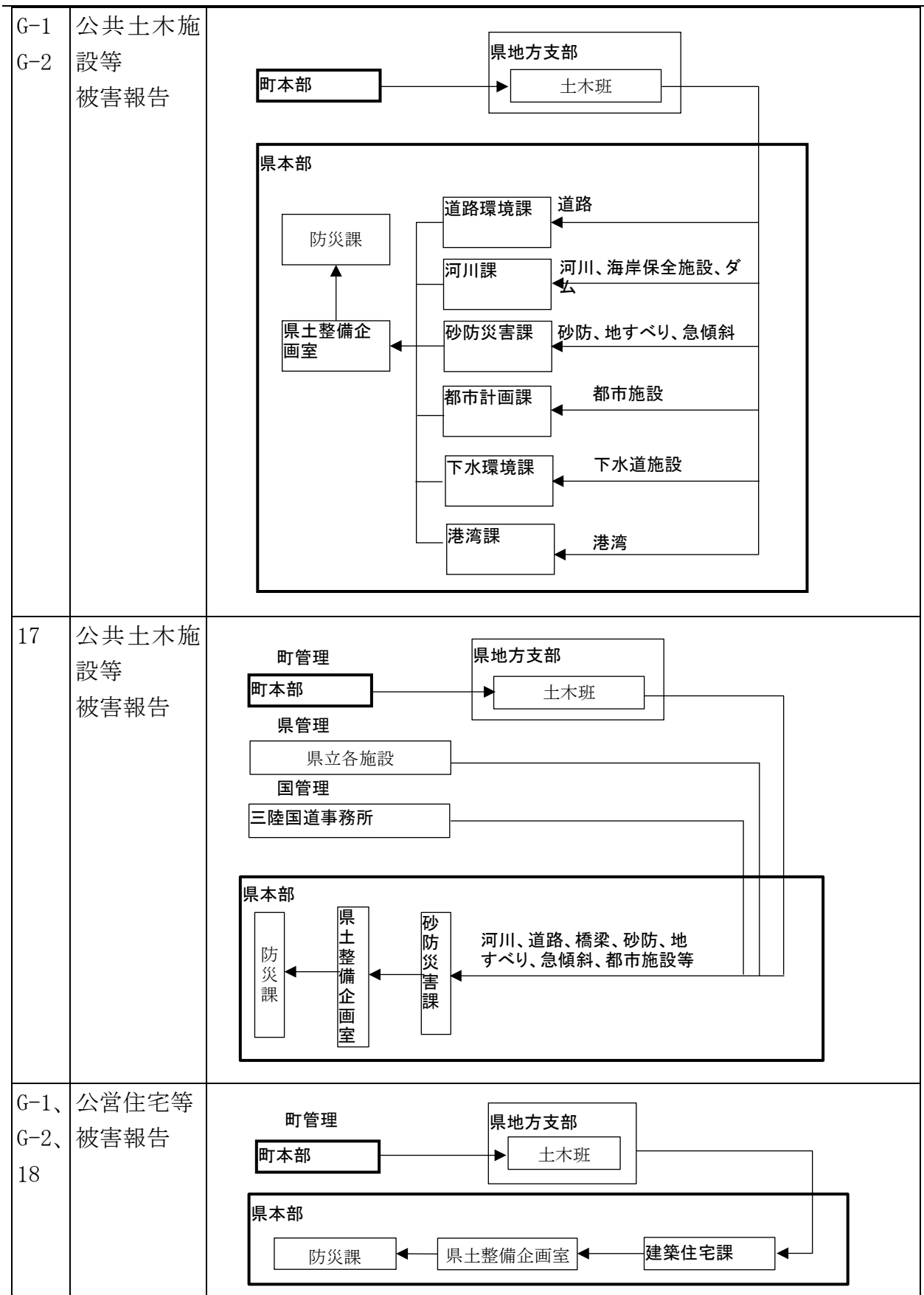


4	社会福祉施設、社会教育施設、文化施設、体育施設被害報告	町本部 [社会福祉施設・社会教育施設・文化施設・体育施設] 県地方支部 教育事務所班 福祉環境班 県立各施設 県本部 防災課 保健福祉企画室 文化スポーツ企画室 地域福祉課 長寿社会課 障がい保健福祉課 子ども子育て支援課 生涯学習文化財課 スポーツ振興課 文化振興課 [社会福祉施設] [社会教育施設] [社会教育施設] [体育施設] [文化施設]
B、 C、 5、 5-1	医療施設、上水道施設及び衛生施設被害報告	町本部 県地方支部 保健医療班 (福祉環境班) 県立病院班 県本部 防災課 保健福祉企画室 環境生活企画室 医療部管理課 医療政策室 児童家庭課 長寿社会課 県民くらしの安全課 資源循環推進課 [県立病院以外の病院等] [感染症指定医療機] [上水道施設・衛生施設] [県立病]
6	消防施設被害報告	町本部 県地方支部 総務班 県本部 防災課
D、 7	観光施設被害報告	町本部 県地方支部 総務班 福祉環境班 県本部 防災課 環境生活企画室 商工企画室 自然保護課 観光課 [自然公園施設] [観光施設]

E、 8	商工関係被害報告	<pre> graph LR A[町本部] --> B[県地方支部 総務班] B --> C[県本部 防災課] B --> D[県本部 商工企画室] B --> E[県本部 経営支援課] D --> C E --> D </pre>
9	高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係被害報告	<pre> graph LR A[町本部] --> B[県地方支部 総務班] C[(一社)県高圧ガス保安協会] --> B D[県本部 防災課] E[県本部 環境生活企画室] F[県本部 環境保全課] G[鉱山管理者] H[〔高圧ガス、火薬類施設〕] I[〔鉱山関係〕] B --> D B --> E B --> F G --> I I --> F F --> E E --> D </pre>
F、 10	水産関係被害報告	<pre> graph LR A[町本部] --> B[県地方支部 水産班] B --> C[県本部 防災課] B --> D[県本部 農林水産企画室] D --> C </pre>
F、 11	漁港施設等被害報告	<pre> graph LR A[町管理 町本部] --> B[県地方支部 水産班] B --> C[県本部 防災課] B --> D[県本部 農林水産企画室] B --> E[県本部 漁港漁村課] D --> C E --> D </pre>
F、 12	農業施設被害報告	<pre> graph LR A[町本部] --> B[県地方支部 農林班] B --> C[県本部 防災課] B --> D[県本部 農林水産企画室] D --> C </pre>

資料編

F、 13、 13-1	農作物等被害報告	
F、 14	家畜関係被害報告	
F、 15	農地農業用施設被害報告	
F、 16	林業関係被害報告	東北森林管理局 国有林関係 (独) 森林総合研究所 森林農地整備センター関係 林産、特用林産施設、 林産物(苗木以外) 作業道(県有林以外)、苗畑施設、林産物(苗木)、森林(国有林・県有林以外) 治山施設、県有林関係、林地荒廃、林道施設



資料編

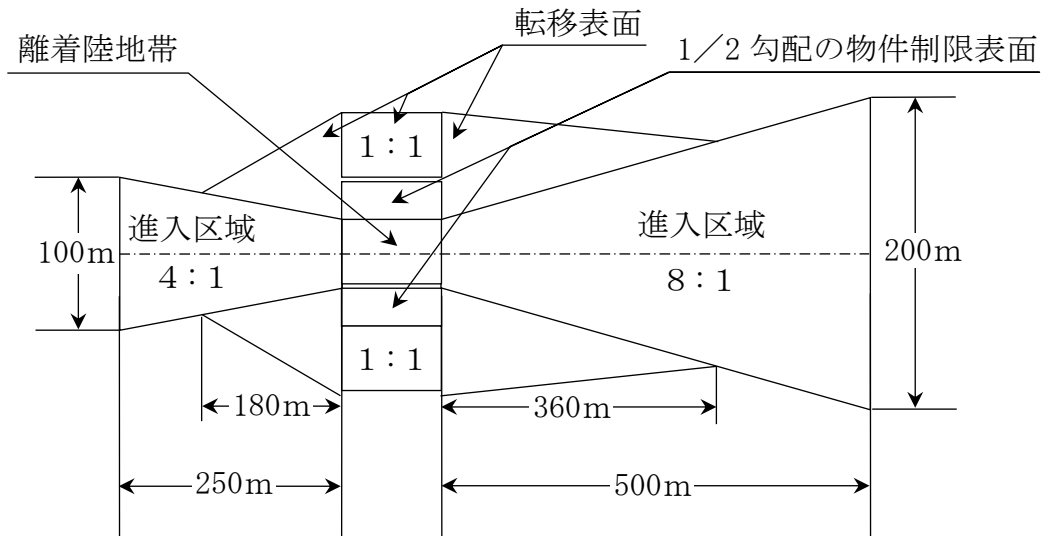
H、 19	児童、生徒 及び教員等 学校被害報 告	
H、 20	学校被害報 告	
H、 21	文化財被害 報告	

3-6-1 飛行場外離着陸場の設置基準

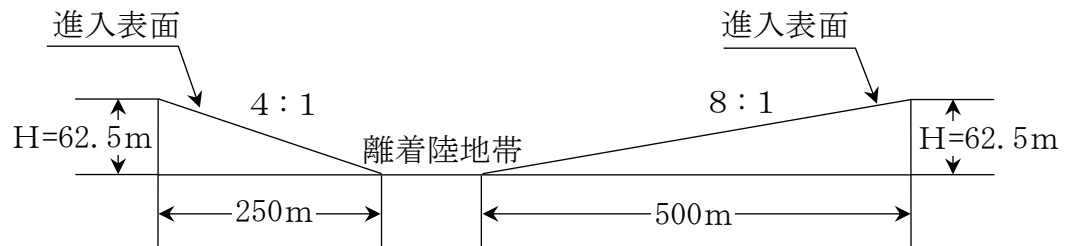
1 回転翼航空機の場合の進入区域、進入表面、転移表面の略図

(1) 一般

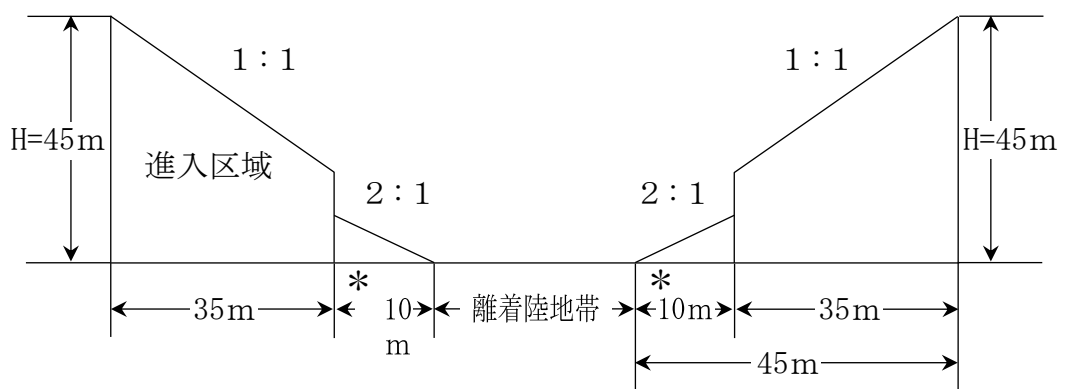
ア 平面図



イ 進入表面断面図



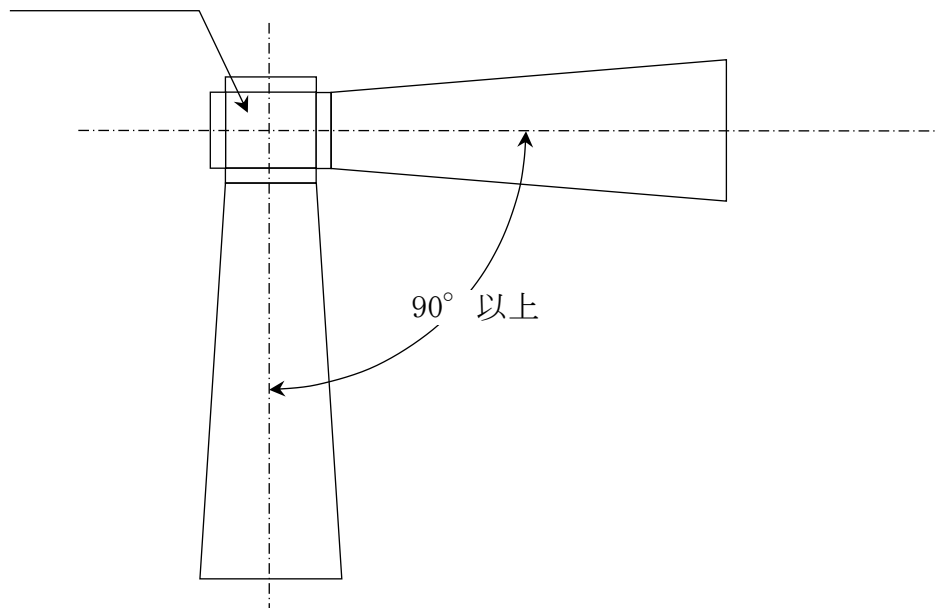
ウ 転移表面断面図



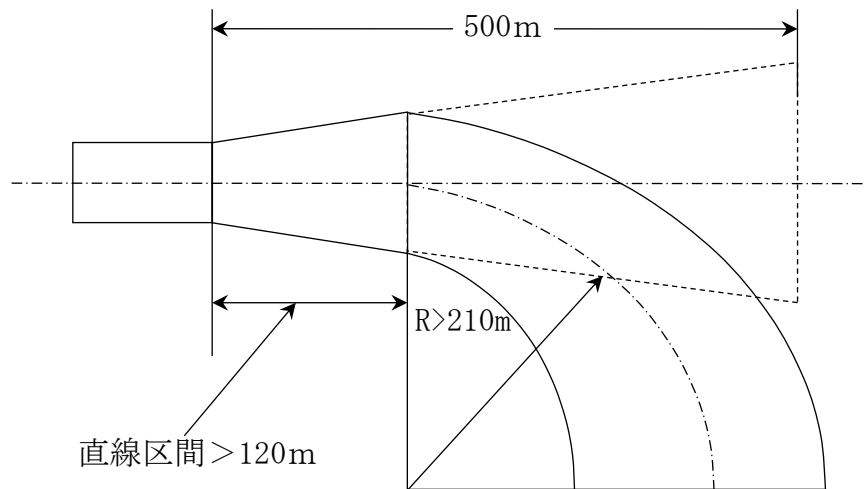
* 離着陸地帯の外側10メートルの範囲内に1/2勾配の表面上に出る高さの物件がない区域

(2) 進入区域、進入表面の特例

ア 進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合の進入区域、進入表面
離着陸地帯



イ わん曲した進入経路、出発経路の場合の進入区域、進入表面

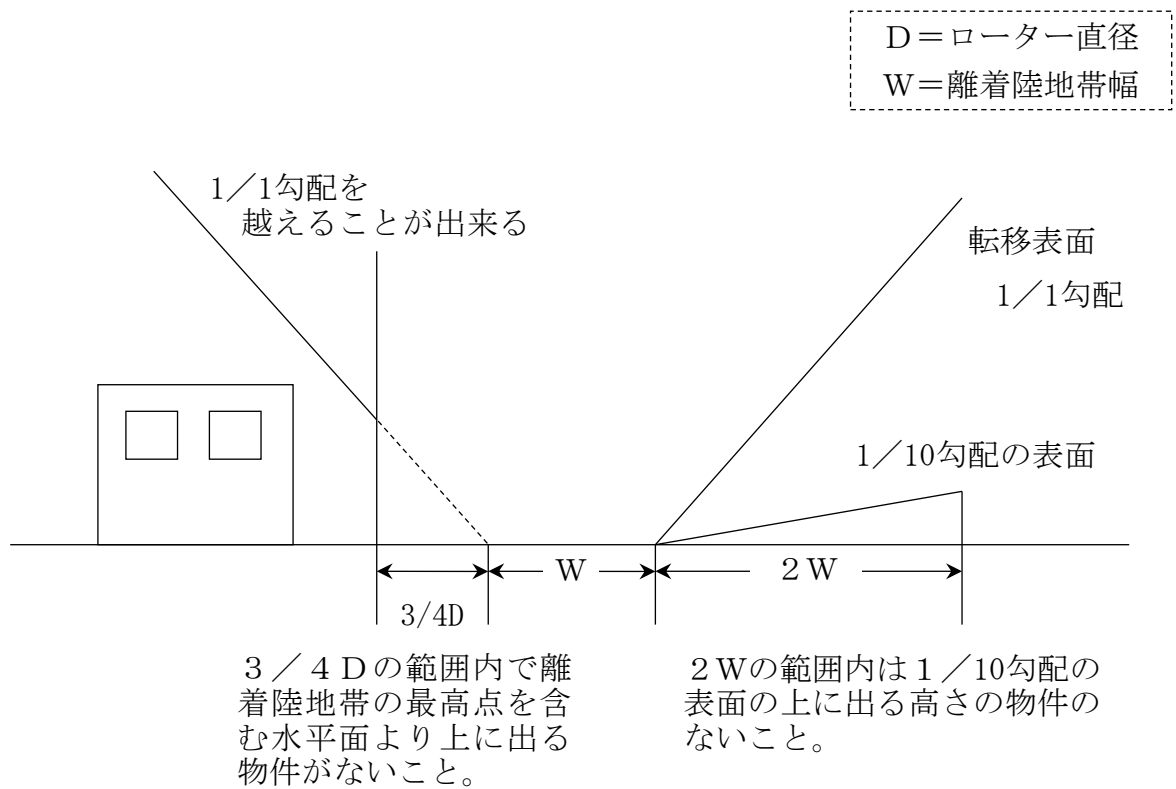


* 進入表面の勾配は、中心線上での勾配とする。

* Rは210メートル以上とする。

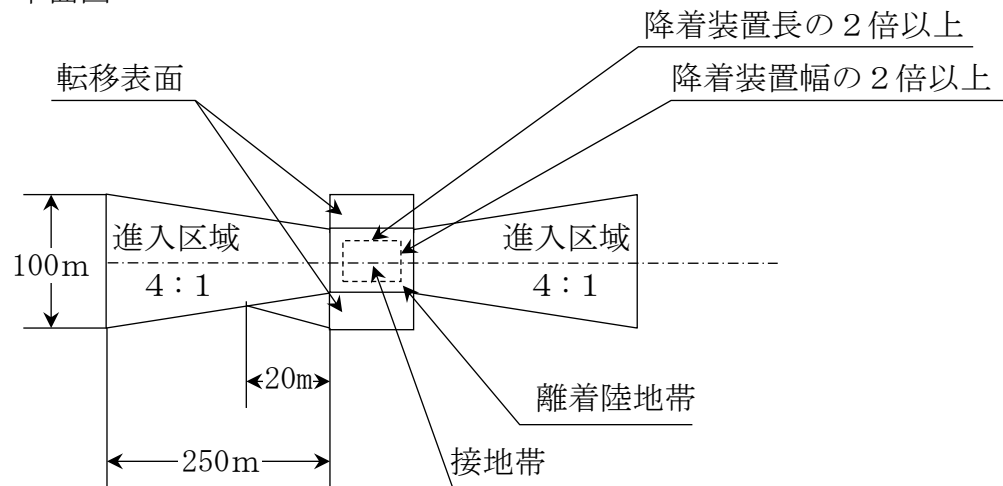
(3) 転移表面の特例（一方の転移表面の勾配が 1/1 を超えることができる場合）

* 転移表面断面図

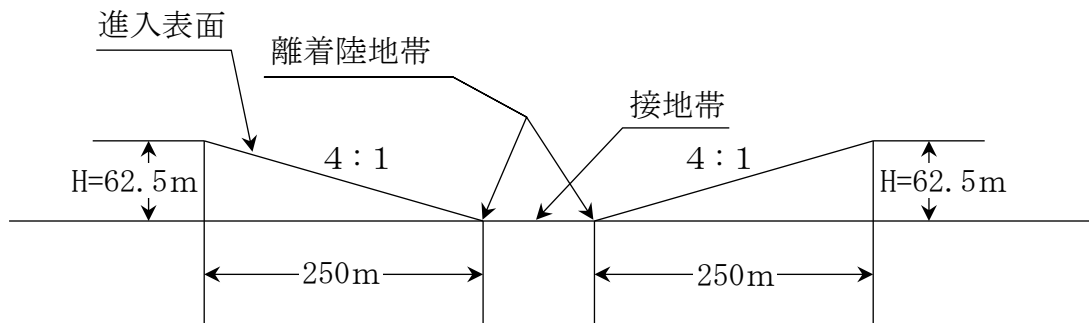


(4) 山岳地、農地その他離着陸経路下に人又は物件のない場合（特殊地域）

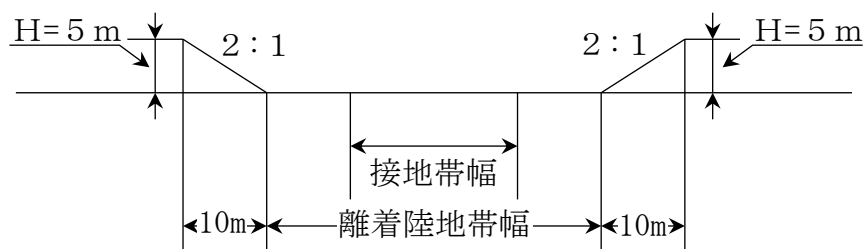
ア 平面図



イ 進入表面断面図

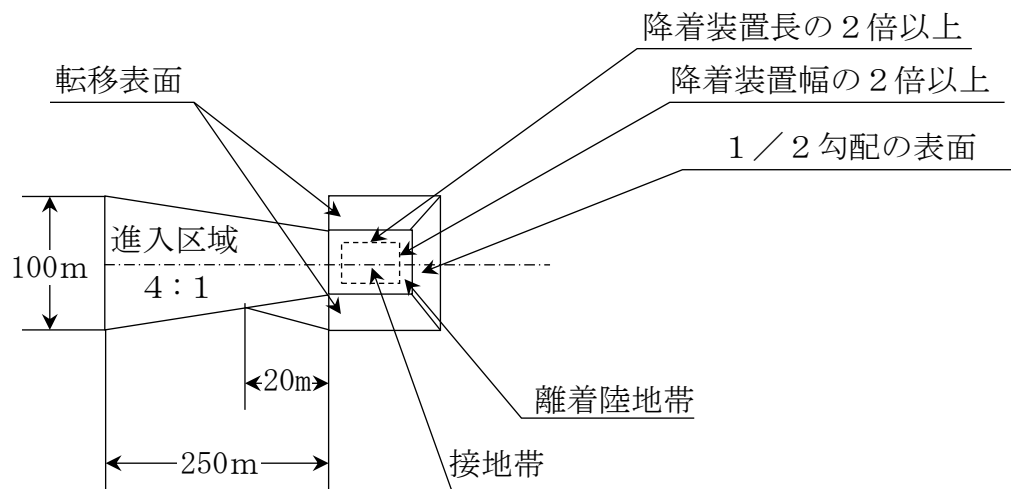


ウ 転移表面断面図

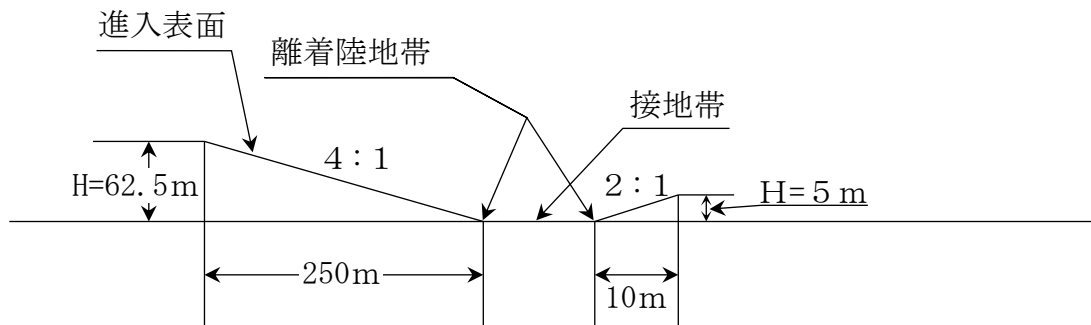


(5) 進入区域が1方向しか確保できない場合の進入表面、転移表面の特例

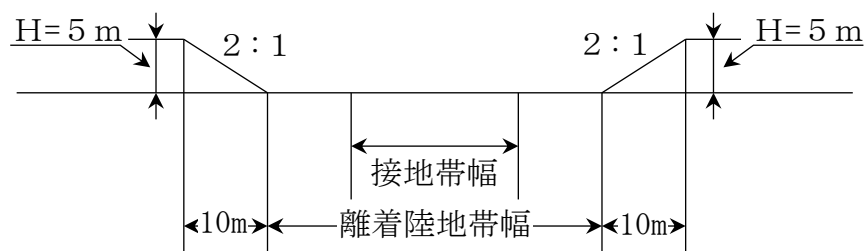
ア 平面図



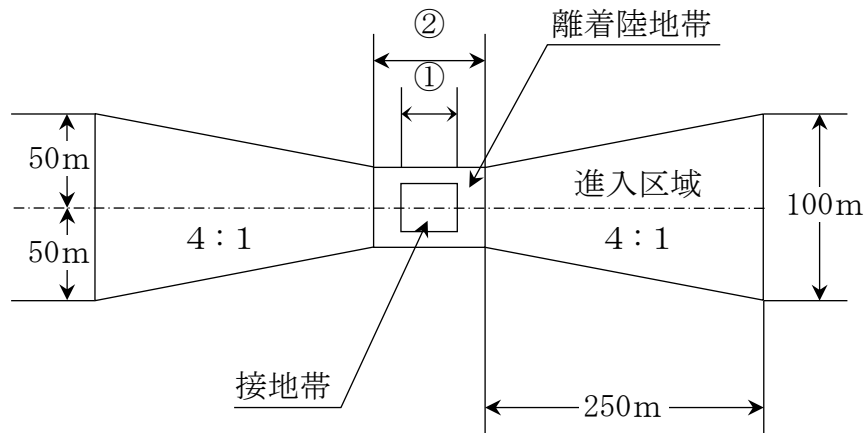
イ 進入表面断面図



ウ 転移表面断面図



(6) 災害時において緊急輸送等に使用する離着陸場（防災対応離着陸場）の場合
ア 平面図



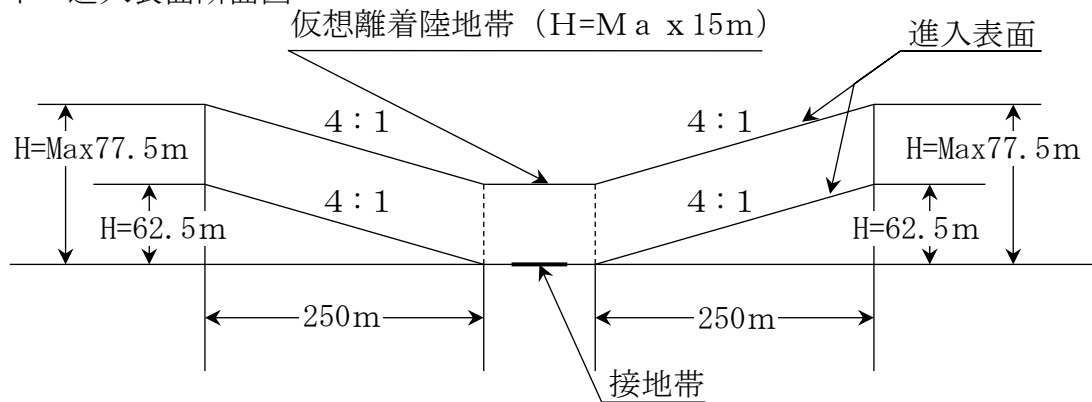
① 接地帯：長さ及び幅は使用機の全長以上の長さとする。

② 離着陸地帯：長さ及び幅は使用機の全長に20m以上を加えた長さとする。

* 全長が20mを越す機材については全長の2倍以上の長さとする。

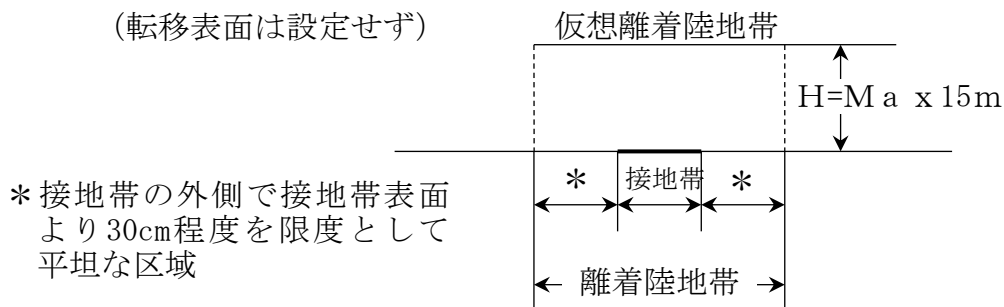
* 離着陸地帯は原則として地上に設定する。但し、周囲環境により地上に設定できない場合、障害物の程度により「仮想離着陸地帯」として15mまでの高さを限度に離着陸地帯の上空に設定することができる。

イ 進入表面断面図



ウ 転移表面断面図

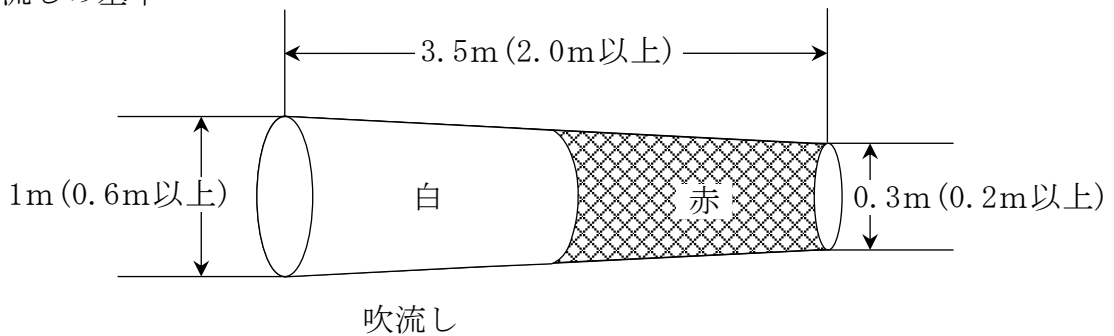
(転移表面は設定せず)



2 吹流し等

ヘリポート近くに上空から確認し得る風の方角を示す吹流し又は旗をたてること。

吹流しの基準



※ () 内は陸上ヘリポート、水上ヘリポートの場合

3 着陸中心点

着陸地点には、石灰等（積雪時は墨汁、絵具等）を用いてH記号を標示して着陸中心点を示すこと。

H記号の基準

4 危険予防の措置

A 離着陸地帯への立入禁止措置

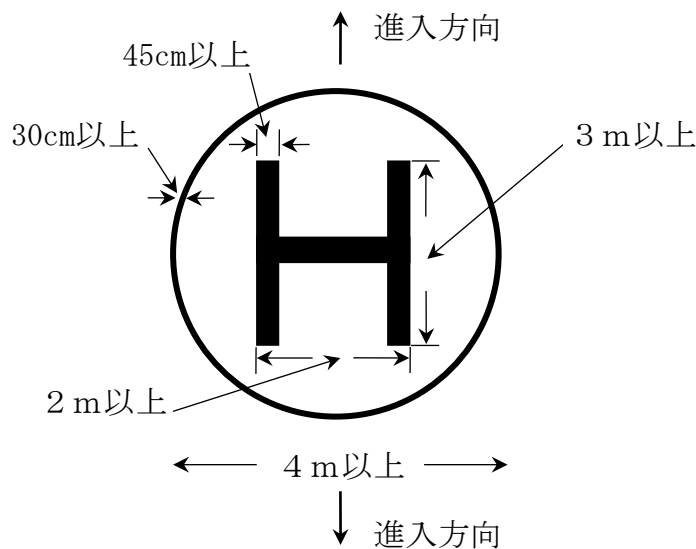
離着陸地帯及び運行上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない措置を講ずること。

B 防塵措置

表土が砂塵の発生するところでは、散水等の措置を講ずること。

C 重量計の準備

物資を輸送する場合は、重量計を準備すること。



3-6-2 飛行場外離着陸場の現状

(令和8年1月1日現在)

名称	所在地 (世界測地系WGS84)	大 き さ (m)		利用可能機				林野火災 対策用の 可否※1
		縦	横	自衛隊のヘリコプター			県 防 災ヘリコプ ター	
				小型	中型	大型		
岩泉町立岩泉中学校	岩泉字一ツ石4 (N 39°50'58") (E 141°48'15")	95	92	○	○		○	◎
龍泉洞青少年旅行村グラ ウンド	岩泉字神成12 (N 39° 51' 49") (E 141° 47' 29")	95	95	○	○		○	◎
CYMBALS (旧ふれあいランド 岩泉)	乙茂字大向48 (N 39° 50' 29") (E 141° 52' 03")	185	145	○	○	○	○	◎
岩 泉 町 歴 史 民 俗 資 料 館 (旧小川小学校)	褒綿字関屋57-1 (N 39° 51' 27") (E 141° 40' 54")	90	60	○	○		○	◎
旧釜津田中学校	釜津田字種倉27-6 (N 39° 47' 37") (E 141° 35' 33")	90	50	○			○	◎
岩泉町立小本小・中学校 屋外運動場	小本字南中野145 (N 39° 50' 21") (E 141° 57' 20")	240	78	○	○		○	◎
岩泉町立有芸小中学校	上有芸字運名根3-4 (N 39° 46' 18") (E 141° 48' 37")	120	50	○			○	◎

※1 林野火災対策用の可否の◎印は自衛隊ヘリコプター及び県防災ヘリコプターのいずれも可、○印は自衛隊ヘリコプターのみ可

※2 使用不適となった飛行場外離着陸場（令和8年1月1日 現在）

(1) 旧安家中学校

(安家字日陰 181 N39°59'01" E141°43'26" 125×65m)

不適理由：荒廃

(2) 大牛内育成牧場

(小本字大牛内 62-23 N39°51'25" E141°56'59" 500×300m)

不適理由：耕作地となり地盤軟弱化

3-7-1 緊急消防援助隊岩手県隊等

1 緊急消防援助隊岩手県隊

(令和6年度岩手県地域防災計画 資料編)

小隊名	構成消防本部名等	装備等
都道府県大隊指揮隊	盛岡(2)、一関(1)(3隊)	指揮車
統合機動部隊指揮隊	盛岡(1隊)(都道府県大隊指揮隊と重複登録)	指揮車
NBC 災害即応部隊指揮隊	盛岡(1隊)(都道府県大隊指揮隊と重複登録)	指揮車
土砂・風水害機動支援部隊指揮隊	盛岡(1隊)(都道府県大隊指揮隊と重複登録)	指揮車
消火小隊	盛岡(7)、花巻(4)、北上(2)、奥州金ケ崎(4)、釜石大槌(3)、一関(6)、大船渡(2)、陸前高田(1)、遠野(1)、宮古(4)、久慈(4)、二戸(4)(42隊)	消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ車、化学消防ポンプ車
救助小隊	盛岡(1)、北上(2)、奥州金ケ崎(1)、一関(1)、宮古(1)、大船渡(1)(7隊)	救助工作車、高度救助用資機材、津波・大規模風水害対策車
救急小隊	盛岡(4)、花巻(2)、北上(2)、奥州金ケ崎(3)、釜石大槌(1)、一関(2)、大船渡(1)、陸前高田(1)、遠野(1)、宮古(3)、久慈(2)、二戸(1)(23隊)	災害対応特殊救急自動車、高度救命用資機材
後方支援小隊	盛岡(4)、花巻(2)、北上(1)、奥州金ケ崎(2)、釜石大槌(2)、一関(2)、大船渡(1)、宮古(1)、久慈(2)(17隊)	支援車、資機材搬送車、上記の部隊が72時間対応できるように必要な物資等
通信支援小隊	盛岡(1隊)	広報通信車
特殊災害小隊(毒劇)	盛岡(1隊)(救助部隊と重複登録)	劇毒物、B災害、C災害対応資機材
特殊装備小隊	盛岡(はしご車、屈折はしご車、重機及び重機搬送車)、奥州金ケ崎(はしご車)(4隊)	
航空小隊	岩手県防災航空隊(1隊)	防災ヘリコプター
航空指揮支援隊	岩手県(1隊)(航空後方支援小隊と重複登録)	航空隊支援車
航空後方支援小隊	岩手県(1隊)	航空隊支援車

2 消防相互応援市町村

(令和4年12月31日現在)

相互応援協定名	応援協定締結団体名	応援協定 締結年月日	締結 方法	応援協定の内容
宮古、下閉伊地区 消防応援協定	宮古市、山田町、田野畑村、 普代村	昭和 41. 9. 19	文書	火災に関するもの
相互応援協定	久慈市	昭和 38. 7. 20	文書	火災に関するもの・風水害に 関するもの・その他
相互応援協定	野田村	昭和 38. 7. 20	文書	火災に関するもの・風水害に 関するもの

3-7-2 緊急消防援助隊岩手県隊出動要請連絡先

消防本部	時間帯別	連絡窓口	電話番号	FAX 番号	衛星電話 (県庁から)
盛岡地区	昼間	警防課	019-626-7402	019-651-9916	8-20-003-414-1
	夜間	通信指令課	019-622-0119	019-626-4016	8-20-003-414-2
宮古地区	昼間	消防課	0193-71-1159	0193-62-9008	8-20-003-466-1
	夜間	指令課	0193-77-5019		
一関市	昼間	消防課	0191-25-0119	0191-25-5922	8-20-003-534-1
	夜間				
釜石大槌地区	昼間	通信指令室	0193-22-0119	0193-55-6119	8-20-003-453-1
	夜間				
奥州金ヶ崎	昼間	危機管理室	0197-24-7211	0197-23-6009	8-20-003-526-1
	夜間	水沢消防署			
久慈広域	昼間	消防課	0194-53-0119	0194-53-3115	8-20-003-487-1
	夜間	久慈消防署			
花巻市	昼間	警防課	0198-24-2141	0198-23-2201	8-20-003-495-2
	夜間				
北上地区	昼間	警防課	0197-64-1122	0197-65-4621	8-20-003-502-1
	夜間	北上消防署			
大船渡地区	昼間	消防課	0192-27-2119	0192-27-7414	8-20-003-555-1
	夜間	通信指令係			
遠野市	昼間	通信指令室	0198-62-2119	0198-62-9922	8-20-003-563-1
	夜間				
陸前高田市	昼間	通信指令室	0192-54-2119	0192-55-2641	8-20-003-556-1
	夜間				
二戸地区	昼間	指令室	0195-27-4724	0195-27-4726	8-20-003-434-1
	夜間				

3-9-1 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、岩手県内において地震、津波等による大規模災害が発生した場合に、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第5条の2及び第67条第1項の規定に基づき、岩手県内の市町村(以下単に「市町村」という。)間の相互応援が迅速かつ円滑に行われるために必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供及びあっせん
- (4) 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- (5) 災害応急活動に必要な職員等(以下「応援職員等」という。)の派遣
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援調整市町村)

第3条 市町村は、被災した市町村(以下「被災市町村」という。)及び応援を行う市町村(以下「応援市町村」という。)の間の連絡調整等を行う市町村(以下「応援調整市町村」という。)を、地域ごとに定めるものとする。

(応援要請等)

第4条 被災市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、応援調整市町村に対し、応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第2条第2号及び第3号に掲げる物資及び資機材の品名、数量等
- (3) 第2条第4号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- (4) 応援職員等の職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所までの経路
- (6) 応援を要する期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 応援調整市町村は、前項の要請を受けた場合は、他の市町村及び岩手県と十分連絡を取り、各市町村が実施する応援内容等の調整を図るものとする。

(自主応援)

第5条 市町村は、甚大な被害が発生したと認められる場合においては、被災市町村との連絡がとれないとき又は被災市町村から応援の要請を待ついとまがないときは、前条第1項の要請を待たずに、必要な応援を行うことができるものとする。この場合に

において、当該市町村は、同項の規定により被災市町村から応援要請を受けたものとみなす。

(応援要請の負担等)

第6条 応援市町村が応援に要した費用は、原則として、被災市町村の負担とする。

2 被災市町村は、前項の費用を支弁するいとまがない場合は、応援市町村に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

(連絡担当課)

第7条 市町村は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに、相互に連絡するものとする。

(情報等の交換)

第8条 市町村は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて、情報及び資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めるもののほか、特に必要がある場合は、その都度、市町村が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第7条に規定する連絡担当課が協議して定めるものとする。

第10条 この協定は、平成8年10月7日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、本協定書 59 通を作成し、市町村がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成8年10月7日

3-9-2 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定(以下「協定」と基う。)第9条第2項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援調整市町村)

第2条 協定第3条に規定する応援調整市町村は、別表第1のとおりとする。

2 応援調整市町村の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町村の被害状況に関する情報の収集及び提供
- (2) 被災市町村が必要とする応援の種類等の集約及び各市町村との連絡調整等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援要請の方法)

第3条 協定第4条第1項の親定による応援の要請は、電話、ファクシミリ等により行うものとし、後日、文書を提出するものとする。

2 ファクシミリ又は文書による応援要請は、別紙様式によるものとする。

(応援職員等の派遣に要した費用の負担)

第4条 協定第6条第1項の規定する費用のうち、応援職員等の派遣に要した費用の負担については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町村が負担する費用は、応援市町村が定める規程により算定した応援職員等の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づき、必要な補償を行う。
- (3) 応援職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復の途中において生じたものについては応援市町村が、それぞれ賠償する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応援職員等の派遣に要した費用については、被災市町村及び応援市町村が協議して定める。

(応援費用の請求等)

第5条 応援市町村が、協定第6条第2項の規定により応援に要した費用を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額を、被災市町村に請求するものとする。

- (1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する費用
- (2) 備蓄物資については、提供した当該物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 車両、資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供については、借上料
- (6) 協定第2条第7号に規定するものについては、その実施に要した額

2 前項の規定による請求は、応援市町村長による請求書(関係書類を添付)により、連絡担当課を経由して、被災市町村長に請求するものとする。

3 前2項により難しいときは、被災市町村及び応援市町村が協議して定めるものとする。
(費用負担の協議)

第6条 協定第6条第1項の規定にかかわらず、被災市町村の被災状況等を勘案し、特別の事情があると認めるときは、応援に要した費用の負担について、被災市町村及び応援市町村の間で協議して定めることができるものとする。

(連絡担当課)

第7条 協定第7条に規定する連絡担当課は、別表第2のとおりとする。

(訓練の実施)

第8条 市町村は、協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適宜実施するものとする。

(協定等の見直し)

第9条 協定及びこの実施細目は、必要に応じ見直すこととし、その事務処理については、応援調整市町村が持ち回りで担当する。

附 則

この実施細目は、平成8年10月7日から施行する。

別表第1(第2条関係) 〈略〉

別表第2(第7条関係) 〈略〉

別紙様式(第3条関係) 〈略〉

3-9-3 大規模災害時における総合応援に関する協定（昭島市）

（趣旨）

第1条 この協定は、昭島市と岩泉町（以下「両市町」という。）とが、いずれかの市町域において大規模な災害が発生し、被災両市町のそれぞれが独自では十分な応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、相互応援を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 この協定において、応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 食料、飲料水その他生活必需品の物資並びにそれらの供給に必要な資機材及び車両の提供
- （2） 応援対策に必要な資機材及び車両の提供
- （3） 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （4） 児童及び生徒の受入れ
- （5） 被災者を一時収容するために必要な施設の提供
- （6） 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第3条 応援を要請する市町（以下「被災市町」という。）は、第8条に定める連絡担当部課を通じ、次に掲げる事項を明らかにして、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請することができる。

- （1） 被害状況
- （2） 前条第1号及び第2号に掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等並びに車両等の種類及び台数
- （3） 前条第3号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の役割及び人数
- （4） 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、児童及び生徒の人数
- （5） 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあつては、被災者の人数
- （6） 応援の場所及び経路
- （7） 応援の期間
- （8） 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（自主的応援）

第4条 両市町は、いずれかの市町域において大規模な災害が発生し、被災両市町との連絡がとれない場合で、緊急に応援出動する必要性があると判断したときは、自主的に応援するものとする。

2 自主的応援を開始した後に、前条の応援要請を受けたときは、当該要請に応じた応援を行うものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した費用は、原則として被災市町の負担とする。

2 前項の費用負担の具体的な内容は、本協定の趣旨を踏まえ、被災の程度、応援の実態等を考慮し、両市町がその都度協議して定めるものとする。

第6条 応援活動に従事した職員が、その活動中、又はその活動に起因して負傷し、疾病にかかり、障害を有するに至り、又は死亡した場合における本人又はその遺族に対する補償は、応援を要請された市町が負うものとする。

2 応援活動に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が被応援市町への往復途中に生じたものを除き、被応援市町がその賠償の責を負うものとする。
(情報等の交換)

第7条 両市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ防災に関する情報及び資料を相互に交換するものとする。

(連絡担当部局)

第8条 両市町は、この協定に基づく応援が円滑に行うため、あらかじめ連絡担当部課を定めておくものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両市町の長がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成23年8月6日

昭島市長 北 川 穰 一

岩泉町長 伊 達 勝 身

3-9-4 災害時の協力に関する協定（東北電力ネットワーク㈱宮古電力センター）

岩泉町（以下「甲」という。）と東北電力ネットワーク株式会社宮古電力センター（以下「乙」という。）は、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1項に規定する災害（以下（災害）という。）発生に伴い、大規模な停電が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の安全を確保するために電力設備の迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

（災害情報の提供）

第2条 甲、乙は、それぞれの早期の情報把握に努めるとともに、必要な災害情報を共有するものとする。

2 乙は、大規模な停電等が発生した場合、停電地域、停電戸数、停電の原因、停電発生時間等の情報を甲に提供するものとする。

3 乙が第1項について、ヘリコプターやドローン等の技術を活用する際は、甲は可能な範囲でそれに協力するものとする。

（岩泉町災害対策本部への社員の派遣）

第3条 災害により大規模な停電等が発生、あるいは発生のおそれがあり、甲が災害対策本部を設置した場合、乙は必要に応じ甲が設置した災害対策本部にリエゾンを派遣するものとする。

2 派遣されたリエゾンは、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

（電力設備の復旧）

第4条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら医療機関（総合病院）、災害復旧対策の中核となる官公署・避難場所等への電力設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項を実施するにあたり、甲、乙は、相互に連携してあらかじめ優先復旧が必要な重要施設を明らかにし、重要施設リスト等により双方で共有するものとする。

3 電力設備の復旧にあたり、前項で共有された重要施設等への電源車等への復旧設備の使用については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（復旧作業に対する協力）

第5条 積雪、なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（資材置場等の確保に対する協力）

第6条 災害時において乙の電力復旧作業に必要な資材置場、駐車場およびヘリポート等の確保にあたっては、甲は乙の要請に協力するよう努めるものとする。

（災害の未然防止に向けた事前伐採）

第7条 甲、乙は、倒木による停電や道路寸断等の発生を防止するため、支障となる樹木の事前伐採について、双方が連携して実施するよう努めるものとする。

(防災訓練等への協力)

第8条 甲、乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、双方が実施する防災訓練等に積極的に協力するよう努めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲及び乙が解除の申し出を行わない場合は、引き続き効力を有するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和7年2月17日

甲 岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑59番地5
岩泉町
代表者 岩泉町長 中 居 健 一

乙 岩手県宮古市築地二丁目2番33号
東北電力ネットワーク株式会社宮古電力センター
所 長 佐々木 力

3-9-5 災害時の情報交換に関する協定（国交省東北地方整備局）

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と、岩泉町長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 岩泉町内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 岩泉町災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他甲及び乙が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、砂防、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ）

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

（平素の協力）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協 議）

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

平成22年 2月22日

甲 仙台市青葉区二日町9番15号

国土交通省 東北地方整備局長 青 山 俊 行

乙 岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑59番地5

岩 泉 町 長 伊 達 勝 身

3-9-6 災害時における救助に関する協定（県生活衛生協同組合等）

岩泉町（以下「甲」という。）と、岩手県生活衛生同業組合中央会及び岩泉地区生活衛生同業組合連絡協議会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岩泉町地域防災計画に基づき、甲が行う災害時の救助の実施に関し、乙の協力について必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

（1）町内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（2）その他、町長が特に必要と認めるとき。

2 乙は、甲からの協力要請があった場合は、乙の会員である生活衛生同業組合の協力のもとに、可能な限り誠実に実行するものとする。

（協力の内容）

第3条 甲が乙に要請する協力は、次に掲げる事項とする。

（1）宿泊施設を避難場所として提供し、宿泊、入浴及び食事の提供。

なお、通常提供されるサービスの全ての提供を求めるものではない。

（2）食材の提供及び炊き出し。

（3）交通途絶のため帰宅することが困難な者のうち、徒歩で帰宅する者に対する次の支援。

ア 水道水、トイレ等の提供

イ 地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所等に関する情報の提供

（4）その他、甲・乙が協議し必要と認める事項。

（要請の方法）

第4条 乙への協力の要請は、甲が、期間、場所及び人数等を文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

なお、前条第3号の乙の協力は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲で支援を実施できるものとする。

（費用負担）

第5条 協力を要する費用は、甲が負担するものとし、その費用は、災害時直前における適正価格を基準に甲・乙協議の上別途定めるものとする。

なお、第3条第3号に要した費用は、乙が負担するものとする。

(取消料)

第6条 乙は、協力要請後に取り消しがあった場合でも、甲に対し取消料は請求しないものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1箇月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定める事項に疑義の生じた事項、及びこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲・乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年9月26日

甲 岩泉町
代表者 岩泉町長 伊達勝身

乙 岩手県生活衛生同業組合中央会
代表者 会長 西部邦彦

乙 岩泉地区生活衛生同業組合連絡協議会
代表者 会長 中村貞司

3-9-7 避難所施設利用に関する協定（㈱フロンティアいわいずみ）

岩泉町（以下「甲」という。）と「株式会社フロンティアいわいずみ」（以下「乙」という。）は、乙が所有する施設「ホテル龍泉洞愛山」を避難所及び避難場所に指定することに関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を、避難所及び避難場所に指定することについて、必要な事項を定める。

（避難所及び避難場所として利用できる施設の周知）

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち避難所及び避難場所として利用できる施設の範囲を、地域住民に通知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第3条 甲は、危機事案発生時において避難所を開設する必要がある場合は、事前に乙に対して指定した場所に避難所を開設することができる。

（開設の周知等）

第4条 甲は、第3条に基づき避難所を開設する場合は、甲が指定した場所に対しその旨を避難所開設通知書（様式第1号）で、通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、事前に乙に通知をせずに、施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、甲は、速やかに乙に対し開設した旨を連絡のうえ通知するものとする。

3 乙は、甲が施設に避難所を開設する以前に町民が避難してきたことを現認した場合は、甲へその旨を通報するものとする。甲は、乙から通報を受けた場合は速やかに甲の職員を派遣するものとする。

（避難所の管理運営）

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲は、避難所運営組織について乙に事前に通知するものとする。

3 乙は、乙の定める災害時における組織体制を甲に事前に通知するものとする。

4 乙は、避難所の運営管理について甲に協力するものとする。

（費用負担）

第6条 甲が行う避難所の運営管理に係る費用は、甲が負担するものとする。

（開設期間）

第7条 避難所の開設期間は、危機事案発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、開設期間の延長を行うことができるものとする。

（避難所の閉鎖）

第8条 甲は、乙が早期に営業再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

2 甲は、避難所を閉鎖する場合は、乙に避難所閉鎖通知書（様式第2号）を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。（協定期間）

第9条 この協定の期間は、平成26年6月2日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から解約の申し出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

（協定の解除）

第10条 乙の所有する施設が、避難所として機能しない状態となった場合は、この協定を解除することができる。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成26年6月2日

甲 岩泉町

代 表 岩泉町長 伊 達 勝 身

乙 住 所

岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字松橋1番地2

氏 名

株式会社 フロンティアいわいずみ

代表取締役 中 村 貞 司

3-9-8 岩泉町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定（日本郵便㈱）

岩泉町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書

岩泉町(以下「甲」という。)と日本郵便株式会社(以下「乙」という。なお、本協定の対象となる郵便 局は「別紙 1」 のとおり。)は、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、地域活性化及び住民サービスの向上等を図ることを目的とする。

(連携事項)

第 2 条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項(詳細は「別紙 2」 に定める。)について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- (1) 安心・安全な暮らしの実現に関すること
- (2) 地域経済活性化に関すること
- (3) 未来を担う子どもの育成に関すること
- (4) 女性の活躍推進に関すること
- (5) その他、地方創生に関すること

2 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的 な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

(協定内容の変更)

第 3 条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面に より必要な変更を行うものとする。

(免責)

第 4 条 乙は、連携事項等について協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

(守秘義務)

第 5 条 甲及び乙は、連携事項等の具体化の検討及び第 2 条第 2 項に基づき決定した協力内容の実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示又 は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

(有効期間)

第 6 条 本協定の有効期間は、締結日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。ただし、本協定の有効期 間が満了する日の 1 か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期 間が満了する日の翌日から 1 年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和2年10月26日

甲	岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑59番地5 岩泉町 代表者 岩泉町長
乙	岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字村木7番地5 日本郵便株式会社 岩泉郵便局長

「別紙 1」

協定対象局一覧

	局名	住所	電話番号
1	岩泉郵便局	岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字村木 7 - 5	0194-22-3145
2	小本郵便局	岩手県下閉伊郡岩泉町小本字下中野 2 5 9 -2	0194-28-2220
3	小川郵便局	岩手県下閉伊郡岩泉町門字町 7 1-5	0194-25-4501
4	岩手大川郵便局	岩手県下閉伊郡岩泉町大川字下町 6 4	0194-26-2400
5	安家郵便局	岩手県下閉伊郡岩泉町安家字松林 9 7	0194-24-2211
6	褒綿郵便局	岩手県下閉伊郡岩泉町褒綿字本町 5 2	0194-25-4500

「別紙 2」

「岩泉町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書」 具体的連携項目

岩泉町(以下「甲」という。)と日本郵便株式会社(以下「乙」という。)は、相互に連携することによ り、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域活性化及び住民サービスの向上等 に資するため、様々な取組を進めます。

なお、甲乙による定期的な協議を通じて、本別紙に定めのない連携項目(取組)等は、当該年度の具 体的な取組として、下記に定める具体的連携項目も含め「年間計画書」を策定し、取り組みます。

1 日常の防災活動及び大規模災害発生時の対応に関すること

平常時から防災態勢の強化に取り組むとともに、岩泉町内において災害が発生した場合は、相互に緊密に連携し、一日も早い復旧を目指して取り組みます。

(連携内容)

- (1) 平常時においては、主に次に掲げる項目について、甲乙が連携して取り組みます。

ア 相互の防災計画の状況等について情報交換を行うとともに、安否情報等の連絡体制を整備 するため、その方策について協議を行い、連携強化を図ります。

イ 防災会議や防災訓練等への参加等により、災害発生時の体制について、相互理解を深める こととします。

- (2) 岩泉町内において災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請 することができることとします。

なお、本項における「災害」とは、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2 条第 1 号 に定める被害をいう。

ア 緊急車両等としての車両の提供(所持する車両に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)

イ 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

ウ 郵便局ネットワークを活用した広報活動

エ 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び救護対策

(ア) 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

(イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

(ウ) 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

(エ) 被災地宛て寄附金を内容とする郵便物の料金免除

オ 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項(注)

カ 株式会社ゆうちょ銀行の非常払(被災地支援のための日本赤十字社等の振替口座宛ての災害義援金の無料送金など)及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い(保険料払込猶予期間の延伸など)について、各社から要請があった場合の取扱い

キ その他、要請のあったもののうち協力できる事項

(注)避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届(郵便局様式)の配布・回収を含む。

(経費の負担)

上記に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

なお、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 高齢者や子ども等の見守り活動に関すること

乙が保有するネットワーク等を活用し、日々の業務を通じて、岩泉町内の高齢者や子ども等の安全の確保を図ります。

(連携内容)

乙が、岩泉町内で業務を行う際に、高齢者や子どもの登下校等の日常生活で何らかの異変を察知した場合、甲へ情報提供を行います。

なお、特に緊急を要するときには、乙は直接消防又は警察に通報します。

3 道路損傷等の情報提供に関すること

乙が保有するネットワーク等を活用し、日々の業務を通じて、岩泉町内の道路における交通の安心・安全の確保を図ります。

(連携内容)

乙が、岩泉町内で業務を行う際に、岩泉町内の道路の陥没や損傷、カーブミラーの損傷、倒木 等、岩泉町内の交通の安心・安全に影響を及ぼすと思われる箇所を発見した場合に、甲へ情報提供を行います。

4 不法投棄と思われる廃棄物等の情報提供に関すること

乙が保有するネットワーク等を活用し、日々の業務を通じて、岩泉町内の住民の快適で安心な生活環境の保持を図ります。

(連携内容)

乙が、岩泉町内で業務を行う際に、不法に投棄されたとと思われる家電製品やタイヤ、動物の死骸 等、岩泉町内における安心で快適な生活環境の保持に影響を及ぼすと思われる行為や廃棄物等を 発見した場合に、甲へ情報提供を行います。

5 地域・暮らしの安心・安全に関すること

乙が保有するネットワーク等を活用し、岩泉町内において、岩泉町内の住民が安心して生活できる地域づくりを推進します。

(連携内容)

乙が、岩泉町内で業務を行う際に、住民の何らかの異変に気付いた場合、甲へ情報提供を行います。

なお、特に緊急を要するときには、乙は直接消防又は警察に通報します。

また、住民が保護を求めて乙の事業所へ避難してきた場合には、当該住民を一時保護する等、地域社会の安心・安全に貢献します。

6 地域の経済活性化に関すること

甲及び乙の保有するネットワークを活用した他地域との交流を図ることで、連携体制を強化し、岩泉町内の経済活性化を支援します。

(主な連携内容)

ふるさと納税の取組支援、観光物産展等への協力、郵便局ネットワークを活用した地域活性化支援等。

《様式省略》

3-9-9 災害時における飲料の確保に関する協定（みちのくコカ・コーラボトリング㈱）

（趣旨）

第1条 この協定は、岩泉町において地震、風水害、その他の災害が発生し、または発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、岩泉町（以下「甲」という。）がみちのくコカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）に飲料の確保について協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（災害時の協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項の規定は、原則として、甲が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項に基づく災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動するものとする。

（要請の手続き）

第3条 災害時において、甲は乙に飲料の確保について協力を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして、別紙様式1により文書で行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により行うことができるものとする。

- （1）協力を要請する品名
- （2）協力を要請する数量
- （3）納入希望日時
- （4）納入希望場所
- （5）その他必要事項

（飲料の調達）

第4条 乙は、前条の規定による要請があったときは、乙の最寄りの倉庫、営業所及び関連工場などの飲料の在庫を確認・調達し、可能な限り甲に協力するものとする。

（飲料の搬送）

第5条 飲料の搬送は第3条の規定に基づく甲の要請により乙が行う。この際に、乙は、搬送先から別紙様式2の受領書を受け取るものとする。

（費用の負担）

第6条 甲からの協力の要請により、乙が供給した物資の対価については、甲が負担するものとし、その費用の算出は、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して決定するものとし、その代金は適法な支払請求書を受領してから30日以内に甲が乙に支払うものとする。

2 乙が行った物資の運搬に係る費用については、甲が負担するものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定業務に関する連絡窓口は、甲においては岩泉町役場総務課、乙においてはみちのくコカ・コーラボトリング株式会社宮古営業所とする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定書の有効期間は平成29年8月31日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙共に異議の申し出がない場合は、期間満了の翌日から引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了の時も同様とするものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めがない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附則

この協定は、平成29年8月31日から適用する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年8月31日

甲 岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑 59-5

岩泉町役場

岩泉町長

伊 達 勝 身

乙 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第1地割279番地

みちのくコカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役社長 谷 村 広 和

3-9-10 災害時における応急対策業務に関する協定（県建設業協会岩泉支部）

（趣旨）

第1条 この協定は、岩泉町地域防災計画に基づき、岩泉町内において災害が発生し、または発生のおそれがある場合において、岩泉町（以下「町」という。）が一般社団法人岩手県建設業協会岩泉支部（以下「支部」という。）に対し、町が所管する公共土木施設等の応急対策業務等の実施について協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、地震、津波、大雨その他自然現象及び大規模な事故等によるもので、町が協力を要請する必要があると認める場合の災害とする。

（協力業務の内容）

第3条 この協定に基づく、協力業務の内容は次のとおりとする。

- （1）被災情報の収集及び連絡
- （2）障害物除去用等の重機・資機材等の調達
- （3）応急復旧工事の実施

（協力費用の負担）

第4条 災害発生時において、第3条第2号及び第3号に掲げる協力業務の実施に要した費用は、町が負担することとする。

（連絡窓口）

第5条 この協定業務に関する町の連絡窓口は、総務課とする。

（協議）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項またはこの協定に定めのない事項については、町及び支部が協議して定めるものとする。

（適用）

第7条 この協定は、平成28年8月31日から適用する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、町及び支部が記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年8月31日

岩泉町（岩手県下閉伊郡岩泉町）

岩泉町長 伊達勝身

岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字松橋24番地1

一般社団法人 岩手県建設業協会 岩泉支部

支部長 工藤俊治

災害時における応急対策業務に関する協定実施細目

(趣旨)

第1 この実施細目は、災害時における応急対策業務に関する協定（以下「協定」という。）第6条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(協会員名簿の提出)

第2 一般社団法人岩手県建設業協会岩泉支部長（以下「支部長」という。）は、協定第3条に基づく協力業務の円滑な執行を確保するため、岩泉町長（以下「町長」という。）に対し、当該支部に所属する協会員（以下「支部員」という。）の名簿を速やかに提出することとし、以後、同名簿を毎年度4月30日までに、提出するものとする。

2 支部長は、前項の規定による名簿に変更が生じたときは、速やかに町長に報告するものとする。

(災害情報収集等担当会員)

第3 町長は、地域の実情等を考慮し、区域を細分し被災情報収集区域（以下「収集区域」という。）をあらかじめ定めるものとする。

2 町長は、第2の規定に基づき支部長から提出された支部協会員名簿の中から、支部長の推薦を得て、前項の規定により、あらかじめ定めた収集区域毎に災害発生時において災害情報の収集等を行う複数の被災情報収集等担当会員（以下「担当会員」という。）を選定し、支部長に対し、被災情報収集等担当会員名簿（様式第1）により通知するものとする。

3 前項の規定に基づき通知を受けた支部長は、担当会員に通知するものとする。

(被災情報収集等)

第4 担当会員は、次に掲げる場合は、自主的に担当収集区域の被災情報の収集を行うものとする。

(1) 担当する区域内に震度5弱以上の地震が発生した場合

(2) 担当する区域内に大津波が発生した場合

(3) 担当する区域内に次に掲げる規模の災害が発生した場合

ア 火山噴火

イ 上記以外の自然現象等で、町が災害対策本部を設置する災害

2 前項の規定に基づき収集した被災情報は、災害情報連絡票（様式第2）により、第10に掲げる連絡窓口連絡するものとする。

ただし、緊急を要する判断した場合等は、電話等口頭またはファクシミリ等により連絡することができる。

3 前項の規定に基づき受領した被災情報について、第10に掲げる連絡窓口は、町長に連絡することとし、町長は必要に応じて、各関係課長等に対応等を指示することができる。

4 町長は、災害の発生に伴い、緊急かつ詳細に被災状況等を把握することが必要と認めた場合は、担当会員に対し、担当の収集区域の被災情報の詳細な収集と報告を要請することができる。

(被災情報収集等に係る費用の支払い)

第5 町長は、第4第4項の規定に基づき担当会員に被災情報の収集と報告を要請したときは、遅滞なく委託契約を締結するものとする。

(重機・資機材等の調達のあるせん)

第6 支部長は、町長から重機・資機材等の調達の要請があった場合は、速やかに支部員または重機・資機材等の販売、リース業者等（以下「リース業者等」という。）のあるせんを行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、支部長は、支部長自身の被害が著しいことなどにより、あるせんが困難と判断した場合は、その旨町長に対し通知するとともに他支部等に対し、あるせんの協力を要請するものとする。

3 町長は、調達の要請に当たっては必要とする重機・資機材等の種類、数量、場所、期間等を明示した文書（様式第3）をもって支部に要請するものとする。

ただし、緊急を要するなど文書をもって要請する暇がない場合は、電話等口頭によることができる。

(重機・資機材等の調達に係る費用の支払い)

第7 町長は、調達した重機・資機材等に係る費用について、町関係各課で定めた工事積算基準に係る設計単価表等を参考に支部員またはリース業者等と協議の上、支部員またはリース業者等からの請求に基づき支払うものとする。

(応急復旧工事の実施)

第8 町長は、速やかな応急復旧工事が必要と認めた場合は、応急復旧工事の施工箇所等を勘案し、支部員の中から、応急復旧工事施工者（以下「工事施工者」という。）を選定し、出動を要請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、支部員自身の被災が著しいことなどにより、出動を要請することが適当でないと判断した場合は、区域以外の支部会員に対し出動を要請することができる。

3 工事施工者は、町長の指示に従い、速やかに応急復旧工事に着手するものとする。

(請負契約の締結)

第9 第8の協力業務に関し、町長は、工事施工者に出動を要請したときは、遅滞なく工事請負契約を締結するものとする。

(連絡窓口)

第10 この実施細目に基づく業務に関する連絡窓口は、総務課総務文書室とする。

附 則

この実施細目は、平成28年8月31日から施行する。

災害時における応急対策業務に関する協定の一部変更に係る協定

岩泉町（以下「町」という。）と一般社団法人岩手県建設業協会岩泉支部（以下「支部」という。）は、平成 28 年 8 月 31 日に締結した災害時における応急対策業務に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結し、令和 7 年 2 月 12 日から適用する。

第 2 条中「大雨」の次に「、火災」を加える。

第 3 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3）火災による散水車両等の調達

第 5 条中「総務課」を「危機管理課」に改める。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、町及び支部が記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 7 年 2 月 12 日

岩泉町（岩手県下閉伊郡岩泉町）

代表者 岩泉町長 中 居 健 一

岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字三本松 44 番地 9

一般社団法人岩手県建設業協会岩泉支部

支部長 畑 中 善 四 郎

3-9-11 災害時における地図製品等の供給等に関する協定（㈱ゼンリン）

岩泉町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、住民生活における防災力の向上に努めること。

（定 義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、岩泉町全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、岩泉町全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID 等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

(地図製品等の貸与及び保管)

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成30年9月27日

甲) 岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑 乙) 岩手県盛岡市中央通2-1-21
59-5

岩泉町
町長 中居 健一

株式会社ゼンリン
東北第二エリアグループ 盛岡営業
所
所長 平野 誠治

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」細目

1. 趣旨

本細目は、岩泉町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）が締結している「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」に基づき、地図の数量や提供数、連絡先について定めるものである。

また必要に応じて順次修正をおこなうものとする。

2. 貸与する地図製品等の詳細

地図製品の名 称	詳細	数量
住宅地図	岩泉町 B4 判住宅地図	5 冊
広域図	岩泉町を包括する広域図	5 部
ZNET TOWN	岩泉町 危機管理課 利用 閲覧地区：岩泉町	1 ID

3. 甲及び乙の連絡先

甲乙間の連絡は原則として、以下に記載の連絡先を窓口として行われるものとする。

甲	連絡先 1	危機管理課	住所：岩泉町岩泉字惣畑 59-5 電話：0194-22-2111 FAX：0194-22-3562
	連絡先 2		住所： 電話： FAX：
乙	連絡先 1	第一事業本部 東北第二エリアグループ 盛岡営業所	住所：盛岡市中央通 2-1-21 電話：019-622-7230 FAX：019-635-2115
	連絡先 2	第一事業本部 東北第二エリアグループ	住所：盛岡市中央通 2-1-21 電話：019-626-0048 FAX：019-635-2115

3-9-12 災害時における電動車両等の支援に関する協定（岩手三菱自動車販売㈱）

岩泉町（以下「甲」という。）、岩手三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岩泉町内において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く町民に知らせ、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気自動車
- (2) プラグインハイブリッド車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、乙又は丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。

3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第4条 乙は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 乙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式2号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(電動車両等の返却)

第6条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。)については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(補償)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 事故により、第三者に与えた物的又は人的損害については、その損害の帰責理由がある者が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第9条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙又は丙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙又は丙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に要する費用については、乙又は丙の負担とする。ただし、甲の故意又は重過失により保険の適用を受けるに至った場合又は適用を受けることができなくなった場合は、免責分も含めて甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

(1) 乙又は丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。

(2) 原則として、岩泉町内で使用する。

(3) 故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第13条第3項の規定により、乙に速やかに連絡する。

(連絡責任者)

第12条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(様式3)により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第 13 条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第 14 条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く町民に知らせ、理解を醸成していくことに努めるものとする。

2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 16 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 2 月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に 1 年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を 3 通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 2 年 1 月 24 日

甲 岩手県岩泉町
岩泉町岩泉字惣畑 59 番地 5
岩泉町長 中居 健一

乙 岩手県盛岡市南仙北一丁目 2 4 番 8 号
岩手三菱自動車販売株式会社
代表取締役 千田 茂穂

丙 東京都港区芝浦三丁目 1 番 2 1 号
三菱自動車工業株式会社
取締役 代表執行役 CEO 加藤 隆雄

3-9-13 災害時における物資供給に関する協定（NPO 法人 コメリ災害対策センター）

岩泉町（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年10月23日

甲 岩泉町
岩泉町長 中 居 健 一

新潟県新潟市南区清水4501番地1
乙 NPO 法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 雄 一 郎

3-9-14 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー㈱）

岩泉町とヤフー株式会社（以下「ヤフー」という。）とは、災害に係る情報発信等に関することについて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、岩泉町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、岩泉町が岩泉町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ、岩泉町の行政機能の低下を軽減させるため、岩泉町とヤフーが互いに協力して様々な取組を行うことを目的とする。

（取組）

第2条 本協定における取組の内容は、次に掲げるもののうち、岩泉町及びヤフーの両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- （1） ヤフーは、岩泉町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、岩泉町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- （2） 岩泉町は岩泉町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーはこれらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- （3） 岩泉町は岩泉町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーはこれらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- （4） 岩泉町は災害発生時の岩泉町内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーはこれらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- （5） 岩泉町は岩泉町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーはこれらの必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- （6） 岩泉町は、岩泉町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

2 岩泉町及びヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項については、岩泉町及びヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組を随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条の規定による岩泉町及びヤフーの対応は、別段の合意がない限り無償で行うものとし、それぞれの対応に係る旅費及び通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

(情報の周知)

第4条 ヤフーは、岩泉町から提供を受ける情報について、岩泉町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む。）により、一般に広く周知することができるものとする。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外の目的のために二次利用してはならない。

(公表)

第5条 本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、岩泉町及びヤフーは、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議の上、決定するものとする。

(期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定は更に1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、岩泉町及びヤフーは、協議するものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、岩泉町、ヤフー記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和2年10月9日

岩泉町 代表者 岩泉町長 中 居 健
一

ヤフー 東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川 邊 健太郎

3-13-1 災害救助法による救助の種類、程度、期間等一覧

(令和 5 年 6 月 現在)

救助の種類	対象者	費用の限度額等	期間	対象経費等
避難所の設置（法第4条第1項）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	（基本額） 避難所設置費 1 人 1 日当たり340 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。（ホテル・旅館の利用額は@7,000 円（食費込・税込）／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。）
避難所の設置（法第4条第2項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1 人 1 日当たり340 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上

資料編

救助の種類	対象者	費用の限度額等	期間	対象経費等
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1 戸当たり 6,775,000 円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内 着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 6,775,000 円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2 年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額		1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他のによる食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人 1 日当たり1,230 円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1 食は 1/3 日)
飲料水の供給	災害により現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活	1 夏季(4 月～9 月) 冬季(10月～3 月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。

資料編

救助の種類	対象者	費用の限度額等			期間	対象経費等																																							
	を営むことが困難な者																																												
<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>1人世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th><th>4人世帯</th><th>5人世帯</th><th>6人世帯以上 1人増すごとに 加算</th></tr><tr><td rowspan="2">全壊 全焼 流失</td><td>夏季</td><td>19, 200</td><td>24, 600</td><td>36, 500</td><td>43, 600</td><td>55, 200</td><td>8, 000</td></tr><tr><td>冬季</td><td>31, 800</td><td>41, 100</td><td>57, 200</td><td>66, 900</td><td>84, 300</td><td>11, 600</td></tr><tr><td rowspan="2">半壊 半焼 床上浸水</td><td>夏季</td><td>6, 300</td><td>8, 400</td><td>12, 600</td><td>15, 400</td><td>19, 400</td><td>2, 700</td></tr><tr><td>冬季</td><td>10, 100</td><td>13, 200</td><td>18, 800</td><td>22, 300</td><td>28, 100</td><td>3, 700</td></tr></table>								区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上 1人増すごとに 加算	全壊 全焼 流失	夏季	19, 200	24, 600	36, 500	43, 600	55, 200	8, 000	冬季	31, 800	41, 100	57, 200	66, 900	84, 300	11, 600	半壊 半焼 床上浸水	夏季	6, 300	8, 400	12, 600	15, 400	19, 400	2, 700	冬季	10, 100	13, 200	18, 800	22, 300	28, 100	3, 700
区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上 1人増すごとに 加算																																						
全壊 全焼 流失	夏季	19, 200	24, 600	36, 500	43, 600	55, 200	8, 000																																						
	冬季	31, 800	41, 100	57, 200	66, 900	84, 300	11, 600																																						
半壊 半焼 床上浸水	夏季	6, 300	8, 400	12, 600	15, 400	19, 400	2, 700																																						
	冬季	10, 100	13, 200	18, 800	22, 300	28, 100	3, 700																																						
単位：円																																													
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 ... 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 ... 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内			災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上																																							
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80 以内の額			分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上																																							
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費			災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上																																							
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大する恐れがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、1世帯当たり 50,000 円以内			災害発生の日から10 日以内																																								

資料編

救助の種類	対象者	費用の限度額等	期間	対象経費等
	大するおそれがある者			
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1 世帯 ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯706,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯343,000 円以内	災害発生の日から3 ヶ月以内（災害対策基本法第23 条の3第1 項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第28 条の2 第1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6 ヶ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学生児童 4,800 円 中学生生徒 5,100 円 高等学校等生徒 5,600 円	災害発生の日から （教科書）1 ヶ月以内 （文房具及び通学用品）15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際、死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上）219,100 円以内 小人（12歳未満）175,200 円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10 日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処	（洗浄、消毒等） 1 体当たり、3,500 円以内 一時保存：	災害発生の日から10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別

資料編

救助の種類	対象者	費用の限度額等	期間	対象経費等
	理（埋葬を除く。）をする。	○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金		途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

3-14-1 避難指示等の発令基準

避難情報の発令基準

平成26年7月18日策定
 平成26年8月1日適用
 令和2年3月9日改定
 令和3年6月3日改定
 令和4年3月3日改定
 令和4年4月1日改定

I 目 的

国では、平成17年3月に「避難勧告等の判断・伝達のマニュアル作成ガイドライン」を策定した。その後、平成17年9月土砂災害警戒情報の運用開始、平成18年9月指定河川洪水予報見直し、平成23年3月東日本大震災発生、平成25年6月災害対策基本法^{注1}の改正（住民の円滑かつ安全な避難の確保に関する事項等）、平成25年8月の特別警報の運用開始などの背景を受け、平成26年4月に当該ガイドラインの全面改定を行い、平成28年台風第10号の教訓等を踏まえ、平成29年1月に「避難勧告等に関するガイドライン」に名称変更し、高齢者等が避難を開始する段階であることを明確化するために、避難情報の名称変更などの改定を行った。

さらに、「令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」の提言を踏まえ、令和3年5月災害対策基本法の改正が行われ新たな避難情報が施行され、避難情報に関するガイドラインが新たに策定された。

町は、新たな国のガイドラインに基づき、現在定めている津波災害における避難勧告等の判断基準を見直し、そのほかの災害における避難勧告等の判断基準を新たに策定し、発令のための指標を示し、自らの判断のための参照基準とするとともに、町民自らが災害時のリスクをあらかじめ把握し、自らの命を守るための行動のきっかけづくりとするため、「避難情報の発令基準^{注2}」を策定する。

注1：災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）

注2：岩泉町地域防災計画本編 第3章 災害応急対策計画 第14節 避難・救助計画 第3実施要領 1 避難勧告等（2）避難勧告等の基準及び報告 アに規定する「避難勧告等の基準」※7月改訂予定

II 定 義

1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

「高齢者等避難」は、災対法第56条第2項を根拠規定としており、町長が、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すための情報提供をするなど、要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう配慮することとしている。この規定に基づき、町長は警戒レベル3高齢者等避難を発令し、避難に時間を要する高齢者等の避難を促すこととなる。

「避難指示」は、災対法第 60 条第 1 項を根拠規定としており、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、立退き避難を指示することができる。この規定に基づき、町長は警戒レベル 4 避難指示を発令し危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を求めることとなる。

「緊急安全確保」は、災対法第 60 条第 3 項を根拠規定としており、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（すなわち、「切迫」している状況）において、町長は、指定緊急避難場所等への「立退き避難」をすることがかえって危険なおそれがある場合等において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、緊急安全確保を指示することができる。この規定に基づき、町長は警戒レベル 5 緊急安全確保を発令し、いまだ危険な場所にいる居住者等に対して緊急安全確保を求めることとなる。

2 避難行動

「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」とし、次の全ての行動を避難行動とする。

- ① 指定避難場所への移動
- ② 自宅等から移動しての安全な場所への移動（公園、親戚や友人の家等）
- ③ 近隣の高い建物等への移動
- ④ 建物内の安全な場所での退避

上記避難行動のうち、①～③の行動は「立退き避難」と呼び、④の行動は「屋内安全確保」と呼ぶこととする。また、急激に災害が切迫し発生した場合に備え、自宅・施設等及び近隣でとりうる直ちに身の安全を確保するための行動を「緊急安全確保」という。

3 緊急避難場所と避難所

「緊急避難場所」とは、切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所をいう。「避難所」とは、災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所をいう。

町が指定する緊急避難場所及び避難所は、町地域防災計画 資料編「指定緊急避難場所・指定避難所」のとおりとする。

IV 避難情報の発令基準

1 津波災害

1) 立退き避難が必要な災害の事象

- ① 津波による浸水が予想される場合
- ② 津波により浸水しないものの、沿岸部や沿岸近くの海中・海面において強い流れが予想される場合

2) 判断基準情報

気象庁から発表される津波警報等の種類（図表1）を判断基準とする。

ただし、遠地地震に伴う津波及び海外での大規模な噴火の発生等を起因とする津波が予報される場合の発令時刻は、図表1の種類ごとに津波警報等が発表される時刻又は到達予想時刻を基準として、それより前の時刻で決定する。

図表1 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は早い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

3) 避難対象地域及び避難情報の発令基準

別表1のとおり

4) 避難指示の縮小

津波警報が発表になった場合で、小本川河川水門が閉鎖となり、地震動等によって津波防護施設（水門、陸閘及び防潮堤等）が崩壊せずに有効的の機能している場合にあっては、避難指示の範囲を縮小するものとする。

ただし、津波警報が発表されている間は、情報に注意するように十分に周知することとする。

5) 避難指示の解除

避難指示の解除については、当該地域の大津波警報、津波警報、津波注意報が全て解除された段階を基本として、解除するものとする。

浸水被害が発生した場合の解除については、津波警報等が全て解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

6) 海外での大規模な噴火の発生等を起因とする津波の注意点

海外での大規模な噴火の発生等を起因とする津波は、地震に起因するもの以外は、国内での潮位観測において津波に関する情報を発表することから、津波がすでに到達していることに注意する。

2 水害（河川の氾濫・浸水の被害）の避難情報

1) 立退き避難が必要な災害の事象

- ① 比較的大きな河川において、堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合に、河川から氾濫した水の流れが直接家屋の流失をもたらす場合
- ② 山間部等の川の流れが速いところで、洪水により川岸が侵食されるか、氾濫した水の流れにより、川岸の家屋の流失をもたらす場合
- ③ 氾濫した水の浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建て以上の建物でさらに浸水の深さがこれを上回ることにより、屋内安全確保では、身体に危険が及ぶ可能性のある場合
- ④ 浸水により、地下、半地下に氾濫した水が流入する場合
- ⑤ ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続する場合

○ 立退き避難の対象とならない事象

- ・ 短時間で局地的な大雨
⇒下水道や側溝が溢れ、浸水する場合もあるが、局所的に浸水している箇所近づかなければ、命を脅かす危険性はない。
- ・ 中小河川の氾濫で浸水の深さが浅い地域
⇒屋内安全確保で命を脅かす危険性がない。
- ・ 浸水の深さが浅い内水
⇒屋内安全確保で命を脅かす危険性がほとんどない。

2) 判断基準情報

- ① 避難判断水位・氾濫危険水位到達情報（県水位周知河川）
...小本川（赤鹿水位観測所）
...安家川（松林水位観測所）
- ② 実地水位（県設置水位計、危機管理型水位計）
- ③ 大雨警報（浸水害）・大雨特別警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）、大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）
- ④ 洪水警報、洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）
- ⑤ 記録的短時間大雨情報
- ⑥ 実地雨量（アメダス、県設置雨量計、町設置雨量計）
- ⑦ 消防団等からの異常を知らせる情報
- ⑧ 住民自らの通報

3) 避難情報の発令基準

別表2のとおり

4) 避難情報の解除

避難情報の解除については、河川の氾濫の恐れがなくなった段階を基本として、解除するものとする。

3 土砂災害の避難情報

1) 立退き避難が必要な災害の事象

- ① 背後に急傾斜地があり、降雨により崩壊のおそれがある場合
- ② 土石流が発生し、被害が予想される場合
- ③ 地すべりが発生し、被害が予想される場合

2) 対象地域

土砂災害防止法に基づき指定された「土砂災害警戒区域」は、同法により、土砂災害警戒区域毎に、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他警戒避難体制に関する事項について、地域防災計画に定めることとなっており、避難情報の対象範囲は、土砂災害警戒区域が基本となっているが、孤立の防止の観点から地区自主防災協議会単位を基本として発令し、3) 判断基準情報を参酌してその範囲を限定していく。

① 土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき地域

② 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

3) 判断基準情報

- ① 大雨警報（土砂災害）・大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害、土砂災害）、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）
- ② 土砂災害警戒情報
- ③ 記録的短時間大雨情報
- ④ 土砂災害警戒判定メッシュ情報
- ⑤ 県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報
- ⑦ 消防団等からの異常を知らせる情報
- ⑧ 住民自らの通報

4) 避難情報の発令基準

別表3のとおり

5) 避難情報の解除

避難情報の解除については、当該地域の土砂災害警戒情報が解除された段階を基本として、解除するものとする。ただし、土砂災害が発生した場合には、慎重に解除の判断を行う。

4 高潮災害の避難情報

高潮時に波浪等が海岸堤防等を越えるなどにより、家屋等に直撃する地域及び浸水する地域がないことから、海岸線及び防潮堤、小本水門より海側に警戒を促すのみとし、避難情報の発令基準は事前には定めないこととする。ただし、小本浜漁業協同組合、消防団等から異常を知らせる情報があった場合においては、1 津波災害に準じて避難情報の発令を行うこととする。

別表 1

区 分	津波注意報	津波警報	大津波警報
基本の想定範囲	漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、観光客等を念頭に海岸堤防等より海側の地域を対象とする。	発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害もたらす津波（L1 津波）を想定し、越水による破堤は否定できないことから、越水破堤による浸水が想定される地域を対象	発生頻度は極めて低いが、甚大な被害をもたらす最大クラス（L2 津波）を想定し、かつ悪条件下（地震による構造物破壊）により浸水が想定される地域を対象
発令内容	避難指示 「海岸堤防より海側」	避難指示 「国・津波浸水想定区域」	避難指示 「最大・津波浸水想定区域」
対象行政区区域			
小 成	—	熊野神社より海側	津波浸水想定区域 注 1
茂 師	海岸線（茂師漁港含む）	海岸線（茂師漁港含む。）	津波浸水想定区域
小 本	防潮堤、小本水門より海側	全域（宗得寺・内の沢高台域除く。）	津波浸水想定区域
中 野	防潮堤、小本水門より海側	三陸鉄道高架より海側 小本川河川沿い	津波浸水想定区域
岸	—	小本川河川沿い	津波浸水想定区域
中 島	—	小本川河川沿い	津波浸水想定区域
卒 郡	—	小本川河川沿い	津波浸水想定区域
中 里	—	小本川河川沿い	津波浸水想定区域

注 1) 浸水想定区域は、「津波防災地域づくりに関する法律」において、岩手県が公表した「津波浸水想定区域」とする。

注 2) 自らの場所が危険と判断される場合は、直ちに避難行動を起こすこと。

注 3) 遠地地震の場合は、津波警報発表時刻前に「高齢者等避難」を発令する場合がある。

図 1 最大津波による浸水想定区域 略

別表 2

水害（河川の氾濫）に係る避難情報の発令基準

区 分	水位周知河川 (小本川、安家川)	その他河川
警戒レベル 3 高齢者等避難	1～4のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル 3 高齢者等避難を発令するものとする。 1 小本川、安家川の基準水位観測所（赤鹿、松林）の水位が避難判断水位に到達し、さらに、水位上昇が見込まれる次のいずれかの場合 ・流域で時間雨量 40mm 以上の降雨が予想される場合又は雨量観測所の実況雨量が時間 40mm 以上の場合 ・小本川、安家川の洪水警報の危険度分布が「警戒（赤）」以上である場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準（基準Ⅱ単独）で洪水警報基準に到達する場合） ・流域の水位観測計に急激な上昇が見られる場合 2 警戒レベル 3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 3 堤防等から漏水が発見された場合 4 その他消防団等からの異常を知らせる情報があった場合	つぎのいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル 3 高齢者等避難を発令するものとする。 1 流域雨量指数基準河川で洪水警報の危険度分布が「警戒」以上である場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準（基準Ⅱ単独）で洪水警報基準に到達する場合）で、さらに3時間以内に基準Ⅲに到達する恐れがある場合 2 左記2、4と同じ
警戒レベル 4 避難指示	1～6のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル 4 避難指示を発令するものとする。 1 小本川、安家川の基準水位観測所（赤鹿、松林）の水位が氾濫危険水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれる次のいずれかの場合 ・流域で3時間雨量 80mm 以上の降雨が予想される場合又は雨量観測所の実況雨量が3時間 80mm 以上の場合 ・小本川、安家川の洪水警報の危険度分布が「危険（紫）」以上の場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準（基準Ⅱ単独）を大きく超過する場合） 2 警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 3 岩手県気象情報等において、事前に沿岸北部で日雨量 300 mmを超える降雨が予想される場合 4 堤防等から異常な漏水が発見された場合 5 その他消防団等からの異常を知らせる情報があった場合 6 住民等から広域に被害の情報があった場合	つぎのいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル 4 避難指示を発令するものとする。 1 流域雨量指数基準河川で洪水警報の危険度分布が「危険（紫）」以上の場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準（基準Ⅱ単独）を大きく超過する場合） 2 左記3～6と同じ
警戒レベル 5 緊急安全確保 (切迫状況)	1～3のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル 5 緊急安全確保を発令するものとする。 1 越水・溢水のおそれのある場合	左記と同じ

資料編

	2 異常な漏水の進行や亀裂・地すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3 その他消防団等からの異常を知らせる情報があった場合		
警戒レベル5 緊急安全確保 (災害発生)	決壊や越流が発生した場合等の既に災害が発生している状況で、上記切迫した状況で警戒レベル5緊急安全確保の発令をできなかった場合は、直ちに発令するものとする。	左記と同じ	
備 考	■雨量観測所及び水位観測所		
	河川	雨量観測所	水位観測所
	小本川	国：アメダス（岩泉・小本） 県：岩泉、山岸 町：国境、小川支所、 地域整備課、小本支所	国：ふれあい橋 県：穴沢、赤鹿
	安家川	県：鈴峠 町：坂本、安家支所	県：松林
	三田貝川	町：権現	
	大川	県：種倉 町：櫃取、外椀、大川支所	国：唐地橋、舘1号橋 県：下町
	長内川		県：新長内橋
	清水川		国：神成橋
	猿沢川	町：有芸支所	
	摂待川	町：栃の木	

別表 3

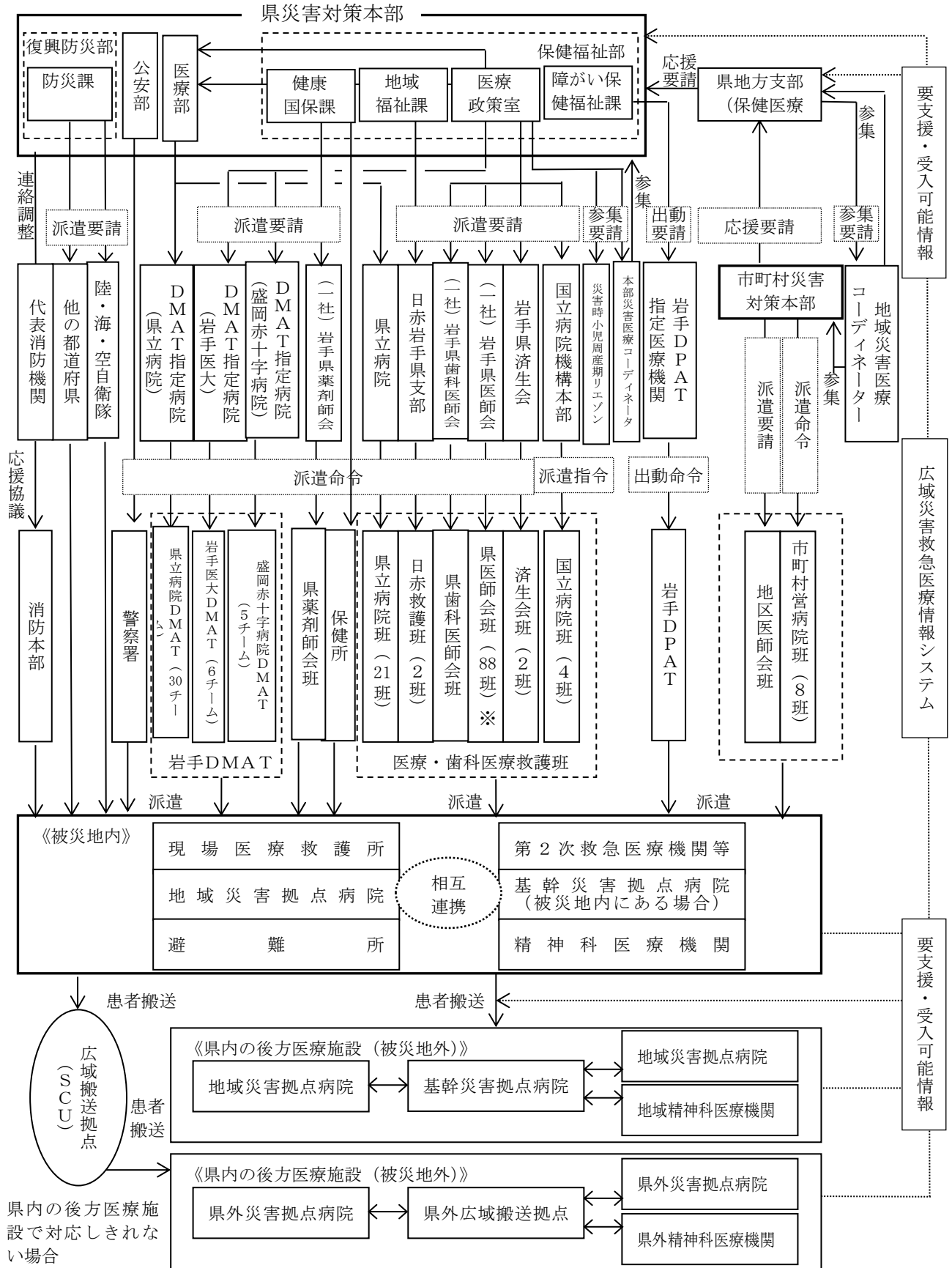
土砂災害に係る避難情報の発令基準

区 分	判断基準
警戒レベル3 高齢者等避難	1～3のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令するものとする。 - 大雨警報（土砂災害）の危険度分布が「警戒（赤）」かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報の観測値又は予報値が「非情に危険（うす紫）」となり「極めて危険（濃い紫）」となる恐れがある場合 - 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 - その他消防団等から異常を知らせる情報があつた場合
警戒レベル4 避難指示	1～4のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示を発令するものとする。 - 大雨警報（土砂災害）の危険度分布が「危険（紫）」かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報の観測値又は予報値が「極めて危険（濃い紫）」となる場合で、3時間雨量予測80mmが予測される場合 - 警戒レベル4 日避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 - 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 - その他消防団及び住民等から異常を知らせる情報があつた場合
警戒レベル5 緊急安全確保 （切迫状況）	1～4のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル5 緊急安全確保を発令するものとする。 - 大雨警報（土砂災害）の危険度分布が「災害切迫（黒）」となり、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 - 山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 - その他消防団及び住民等から異常を知らせる情報があつた場合 - 避難指示による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を住民に促す必要がある場合
警戒レベル5 緊急安全確保 （災害発生）	土砂災害が発生した場合等の既に災害が発生している状況で、上記切迫した状況で警戒レベル5 緊急安全確保の発令をできなかった場合は、直ちに発令するものとする。

3-14-2 新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営ガイドライン

岩手県地域防災計画 資料編5 付属資料「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営ガイドライン（令和5年1月改定）を参照

3-15-1 医療・精神医療・健康管理活動の情報連絡系統図



※ 地区医師会班と重複

3-16-1 支給物資の種類、支給基準数量等

(令和6年度岩手県地域防災計画 資料編)

〔供給食料の種類〕

区分	供給食料
主食用	米穀、炊き出しによる米飯、弁当等、パン、うどん、そば、乳幼児用ミルク、その他インスタント食品、乾パン等
副食物	缶詰、漬物、佃煮、ちくわ、かまぼこ、ハム、ソーセージ、野菜等（※副食物は、変質、腐敗等のしにくいものとする。）
調味料	味噌、醤油、塩、砂糖等
飲料	ミネラルウォーター、スポーツドリンク等

〔1人当たりの供給数量〕

区分	供給基準数量
米穀	被災者1食当たり 精米 200グラム以内 応急供給受配者 1日当たり 精米 400グラム以内 被害救助従事者 1食当たり 精米換算 300グラム以内

区分	支給物資
外衣	洋服、作業衣、子供服等
肌着	シャツ、パンツ等の下着類
寝具	タオルケット、毛布、布団等
身回品	タオル、靴下、サンダル、傘等
炊事用具	なべ、炊飯器、こんろ、ガス器具等
食器	はし、茶わん、皿等
日用品	石けん、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、歯ブラシ、ビニールシート等
光熱材料	マッチ、ローソク、懐中電灯、木炭、灯油、プロパンガス等

3-16-2 米穀等販売業者一覧

(令和 8 年 3 月 1 現在)

店名	住所	摘要
砂子商店	尼額字細入 31 番地 2	22-2003
(有)鍵屋商店	岩泉字中家 31 番地 5	22-3378
(有)たけや	岩泉字村木 62 番地 10	22-3155
ローソン岩泉三本松店	岩泉字三本松 22 番地 1	22-2575
ツルハドラック岩泉店	岩泉字太田 18 番地 1	22-8701
JA 新いわて岩泉地区担当課	岩泉字天間 15 番地 1	22-2315
薬王堂岩手岩泉店	岩泉字三本松 42 番地 11	22-2437
(有)松屋商店	岩泉字中家 30 番地	22-2624
DCMニコット岩泉店	岩泉字一ツ石 12 番地 6	31-1600
コメリハード&グリーン岩泉店	乙茂字和乙茂 22 番地 11	31-1311
よってけ市場組合	褒綿字馬立 64 番地	25-4582
赤川商店	門字町 80 番地	25-5762
たちばな薬店	門字町 27 番地	25-4040
くまばやし	門字中瀬 49 番地 3	25-5054
エスマート(有)小川屋	門字町 27 番地	25-5211
正和屋	釜津田字沢口 46 番地 16	29-2327
(有)山口屋	小本字小本 14 番地 11	28-2611
百泉商店	小本字大牛内 73 番地 5	28-2348
(有)玉辨	安家字日蔭 43 番地 2 号	24-2316

3-16-3 災害時の政府所有米穀の供給に係る手続きについて

事務連絡

平成 28 年 4 月

災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについて

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付 21 総食第 113 号 総合食料局長通知）第 4 章 I 第 10（以下「要領」という。）の 2 に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続きについては、下記のとおりとする。

記

1. 災害救助用米穀の供給に係る要請

(1) 要請の連絡（第 1 報）

- ① 市町村の災害救助用米穀の緊急引渡しに係る担当部署（以下「市町村」という。）は、災害救助用米穀の供給が必要な場合は、岩手県農林水産部流通課流通改善担当（以下「県」という。）（別紙 1 の担当者）に政府所有米穀の引渡しに関する情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法等）、担当者の名前、連絡先等を電話するとともに、併せて、FAX 又はメールで連絡する。
- ② 市町村は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀の引取りに関する県の指示を受け得ない場合には、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）（別紙 2 の担当者）に政府所有米穀の引渡しに関する情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法等）、担当者の名前、連絡先等を電話するとともに、併せて、FAX 又はメールで連絡する。
- ③ 市町村が直接、政策統括官に連絡した場合は、必ず、県に連絡すること。

(2) 要請書の送付

- ① 市町村は、(1) の①の電話連絡後は、速やかに別紙 3 の要請書を岩手県農林水産部長に郵送により提出する。
- ② 市町村は、(1) の②の電話連絡後は、速やかに別紙 3 の要請書を政策統括官に郵送により提出する。

2. 災害救助用米穀の供給に係る調整

政策統括官は、1 の要請を受け、県または市町村と連絡調整を行い、供給する災害救助用米穀及び引渡方法を決定する。

3. 災害救助用米穀の引渡し

市町村は、災害救助用米穀を、政府が所有する米穀の販売等に関する業務を委託された者（以下「受託事業体」という。）から直接引渡しを受けた際は、受託事業体が発行する受領書と、市町村長が発行する受領書（別紙 4）を交換する。

4. 保管料の負担

災害救助用米穀の保管料は、引渡しの当日分から、災害救助用米穀の引渡しを受けた市町村長が負担する。

5. 災害救助用米穀の受領数量の報告

市町村長は、災害救助用米穀の受領が完了したときは、県に対し別紙5により速やかに受領数量を報告する。

6. 代金納付契約の締結

- (1) 岩手県知事は、市町村長が災害救助用米穀の引渡しを受けた場合、市町村長に代わってその代金を政策統括官に支払う。
- (2) 岩手県知事と市町村長は、災害救助用米穀の引取代金について別紙6により「災害救助用米穀等代金納付契約」（以下「代金納付契約」という。）を締結する。
- (3) 災害救助用米穀の価格は、要領の1の（2）ウにより決定される。
- (4) 岩手県知事は、政策統括官と「政府所有主要米穀売買契約」を締結後、速やかに、代金納付契約書（別紙6）を市町村長に2部送付する。
- (5) 市町村長は、送付された代金納付契約書の内容を確認し、記名、押印の上、岩手県知事に返送する。
- (6) 岩手県知事は、返送された代金納付契約書に、契約日、記名、押印を行い、1部を市町村長に送付する。
- (7) 岩手県知事は、代金納付契約の締結後、速やかに納額告知書の発行手続きを行う。

7. 災害救助用米穀の取引代金の納付

市町村長は、岩手県知事が発行する納額告知書によって、納付期限までに取引代金を納付する。

なお、納付期限は、岩手県知事が定める。

3-17-1 上水道施設の概況

(資料：上下水道課 令和4年4月1日現在)

名称	給水戸数	給水能力	給水区域	水源	給水方法	代表者
上水道	3,506 件	1 日最大 6,044 m ³	11 区域	湧水 2 伏流水 2 表流水 8 浅井戸 1	自然流下 他	岩泉町長

3-17-2 上水道施設の配備要員

名 称	水道施設の要員					備 考
	平常	警戒配備		非常配備		
	町職員	町職員	動員	町職員	動員	
上水道	8	11	11	22	33	1 警戒配備は警戒水位に達したとき、又は異常現象の発生があるとき配備につく 2 非常配備は非常事態又は、異常現象の発生のため、水道施設に重大なる支障を及ぼす場合

3-20-1 災害廃棄物仮置場一覧

番号	場所	摘要	番号	場所	摘要
1	岩泉小学校		16	旧釜津田小学校	
2	岩泉中学校		17	浅内児童公園	
3	いずみ公園		18	旧小本小学校	
4	岩泉球場		19	旧小本中学校	
5	旧二升石小学校		20	旧大牛内分校	
6	月出森山公民館		21	旧安家小学校	
7	小川公園		22	旧安家中学校	
8	小川中学校		23	旧大平小中学校	
9	小川小学校	旧門小学校	24	有芸小学校	
10	旧小川小学校		25	栃の木・皆の川ふれあいセンター	
11	旧中沢小学校				
12	旧国見小学校				
13	旧大川小学校				
14	旧大川中学校				
15	旧釜津田中学校				

3-21-1 町本部搜索班編成表

区分	班長	副班長	班員
統括搜索班	消防団長	消防副団長	所属職員及び団員
第1搜索班	第1分団長	第1副分団長	
第2搜索班	第2分団長	第2副分団長	
第3搜索班	第3分団長	第3副分団長	
第4搜索班	第4分団長	第4副分団長	
第5搜索班	第5分団長	第5副分団長	
第6搜索班	第6分団長	第6副分団長	
第7搜索班	第7分団長	第7副分団長	
第8搜索班	第8分団長	第8副分団長	

(ア) 統括搜索班長は、災害の状況により「搜索班編成表」に基づき必要な搜索班の出勤を命ずるものとし、命ぜられた搜索班は、おおむね次の基準により分隊を編成して搜索に当たる。

(イ) 編成基準

分隊長 消防団分団の部長

隊 員 所属職員及び消防団員

3-21-2 火葬地・公葬地調べ

(平成 30 年 3 月 1 月現在)

公葬地名称	公葬地所在地	面 積 (㎡)
雲岩寺墓地	岩泉字村木 4-1・5・11・16-2	5,485.00
新田公葬地	岩泉字館市 58 番 7-2	495.86
本田公葬地	岩泉字本田 19-5-イ	198.00
夏節公葬地	岩泉字夏節 199	730.00
小屋敷公葬地	岩泉字小屋敷 39 番地 27	179.00
沢廻公葬地	岩泉字一ツ石 22-1-1	436.00
松橋公葬地	二升石字滝野 41-4 イ号	363.00
長安寺公葬地	二升石字坂の下 20 番 イ号外	2,260.00
尼額公葬地	尼額字細入 75 番 2 イ号	694.00
鼠入川公葬地	岩泉字坂本 1-3-1	323.00
月出公葬地	岩泉字月出 3 番イ	198.00
森山公葬地	鼠入字上森山 66 番 9 号 2	238.00
鼠入公葬地	鼠入字中鼠入 74-3	26.00
甲地公葬地	鼠入字甲地向 12 番 4	66.00
三沢公葬地	鼠入字甲地 19-3	6.61
下岩泉公葬地	岩泉字西構 6-4-イ	555.37
下向公葬地	岩泉字指畑 75 番 2	66.11
荷内川公葬地	乙茂字上 101-6	49.00
乙茂公葬地	乙茂字和乙茂 17 番 1 号 1	528.00
猿沢公葬地	猿沢字竹野 70-3-1	396.00
下中倉公葬地	猿沢字滝ノ上 79-49-イ	198.00
上中倉公葬地	下有芸字中日向 65 番	300.00
肘葛公葬地	下有芸字肘葛 38 番 1	277.00
栃の木公葬地	下有芸字栃の木 99 番 2 号	185.00
長下公葬地	下有芸字長下 10-2	39.00
皆の川公葬地	上有芸字中平 30 番 6 号 1	198.00
松屋敷公葬地	上有芸字蝦夷館 44 番 1 号 1	178.00
下有芸公葬地	下有芸字高清水 115-4-1	264.00
沢中公葬地	岩泉字沢中 11	13.20
水堀公葬地	上有芸字水堀 109 番	495.00
上有芸公葬地	上有芸字大石平角地 50-2-1	238.00
白土公葬地	岩泉字白土 48 番 2	66.11
室場公葬地	岩泉字室場 18 番 1-1	39.00
岩泉町沢廻墓地	岩泉字一ツ石 22-42	3,057.00
外山公葬地 (猿沢)	猿沢字外山 98-18-ロ	66.00
国境公葬地	門字国境 76 番 28	347.10
雷峠公葬地	門字雷峠 41 番 5-1	105.00
見内川公葬地	門字見内川 75-20	300.00
小松公葬地	門字下見内川 119	254.00
湯沢鹿公葬地	門字湯沢鹿 87 番 2	455.00
横道公葬地	門字横道 97 番 18-2	119.00
中沢公葬地	門字中家 139 番 96	1,089.00
南沢公葬地	穴沢字南沢 92-8	187.00
下三田貝公葬地	門字三田貝 18	446.28
上三田貝公葬地	門字三田貝 109-37	198.34
救沢公葬地	門字上救沢 104 番 83	589.00
不昧庵公葬地	門字町 108 番	4,436.36
田山公葬地	穴沢字金成 56 番 57	843.00

資料編

公葬地名称	公葬地所在地	面 積 (㎡)
穴沢公葬地	穴沢字上野 61・62・67	1,599.00
洞岩寺公葬地	袈綿字本町 65 番	1,527.00
一ツ苗代公葬地(長ヶ森)	袈綿字長ヶ森 78-5	330.57
本銅公葬地	袈綿字本銅 93 番 10	
泉沢公葬地	袈綿字泉沢 170 番 15	66.00
新小松山霊園	門字下見内川 54 番地 24	153.76
栗畑公葬地	浅内字松野 57 番 1-イ号	208.00
小森公葬地	浅内字小森 58-イ号	476.33
大沢公葬地	浅内字大沢日蔭 130 番イ号	238.01
川代公葬地	浅内字上川代 69-イ	
舞ノ子公葬地	大川字日蔭舞ノ子 33-7-8	158.67
宇津野・平井公葬地	大川字大家 245-89-ニ	214.87
扇ノ沢公葬地	大川字扇ノ沢 78 番 23 号イ	85.95
寄部公葬地	大川字大家 245 番 33 号イ	92.56
日蔭行政区の大川寺公葬地	大川字日蔭道の上 115	790.00
妙法院公葬地	大川字日蔭道の上 48 番	290.00
長田公葬地	大川字長田 86-32 イ号-1	218.00
砂子公葬地	釜津田字上種倉 27-3 イ号	264.00
外山公葬地 (名称は無し)	大川字上外山 84 番 12 号イ-1	148.00
釜沢公葬地	釜津田字釜沢 55 番 33 号イ	555.00
滝ノ上公葬地	釜津田字唐地 35-30 イ-1	105.00
大板屋公葬地	釜津田字滝ノ上 35-イ号	52.00
権現岩屋部落公葬地	釜津田字権現 44-11-イ	118.80
宗得寺公葬地	小本字小本 16 番, 20 番, 29 番	1,059.00
新茂師公葬地	小本字本茂師 71-39	748.00
旧茂師公葬地	小本字小成 53・54-1	1,263.00
茂師・小成公葬地	小本字小成	
外川目公葬地	中島字外川目 133 番 2	2,475.00
豊岡公葬地	中島字外川目 97 番	849.00
中野墓地組合・旧墓地公葬地	小本字中野 57・58-1・58-2・61	3,370.00
高松公葬地	小本字大牛内 306 番・105-11	1,136.00
大牛内公葬地・清水野公葬地	小本字大牛内 439 番 1	2,552.00
中島公葬地	中島字中島 53・54	2,049.00
岸・林ノ下共同公葬地	中里字林の下 138 番 12	2,948.00
赤岩山正徳寺公葬地	中里字中里 21 番, 下中里 22 番	3,199.00
袈野公葬地	袈野字袈野 80 番 4, 80 番 6, 80 番 7	1,897.00
卒郡公葬地	中島字卒郡 52 番	1,068.00
大坂本公葬地	安家字坂本 76 番 1	59.00
安家寺坂本地区新墓地	安家字大平 27 番地 12	670.00
大鳥公葬地	安家字折壁 37-4	80.00
折壁公葬地	安家字折壁 102-6	310.00
大平公葬地	安家字大平 247-1-イ号	198.00
安家寺大平地区新墓地	安家字大平 219 番地	1,420.00
松ヶ沢公葬地	安家字松ヶ沢 210-1	172.00
安家寺松ヶ沢地区新墓地	安家字松ヶ沢 239 番地 2	884.00
氷渡、松林、栗山共同公葬地	安家字氷渡 236-6	724.00
元村公葬地	安家字松林 127 番 1	330.00
小田瀬公葬地	安家字年々 277 番	212.00
半城子公葬地	安家字茂井 73-8	299.00
年々公葬地	安家字年々 117-18	232.00
安家寺川口地区新墓地	安家字茂井 181 番地 5	727.00
茂井公葬地	安家字茂井 247-1	61.00
新高須賀公葬地	安家字江川 62-8	176.00

資料編

公葬地名称	公葬地所在地	面 積 (㎡)
旧高須賀公葬地	安家字江川 62・9	198.00
江川公葬地	安家字高須賀 53 番 2	331.00

3-27-1 町内危険物施設一覧

(令和8年3月1日現在)

地区	施設名	電話	給油取扱所	一般取扱所	屋内貯蔵所	屋外貯蔵所	自家用給油取扱所	移動タンク貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	ミニローリー
岩泉	(有)サカモト給油所	22-3255	1					2			
	(株)協栄商会	22-2564	1	1				1		1	2
	泉金ホールディングス(株)	22-3220	1	1				5		2	2
	(株)清水川クリーニング中野工場	22-2230								1	
	岩泉合同庁舎	22-3116								1	
	岩泉土木事務所 (ロードヒーティング)	22-4212								1	
	岩泉高等学校	22-2721								1	
	ホテル龍泉洞愛山	22-4111								2	
	岩泉自動車運輸(株)	22-2365					1				
	済生会岩泉病院	22-2151								1	
	特別養護老人ホーム百楽苑	22-4511								1	
	岩泉ホールディングス(株) 龍泉洞の水加工場	22-5177								1	
	龍泉洞温泉ホテル	22-4141								1	
	岩泉小学校	22-2739		1							
	岩泉警察署	31-0110		1							
	介護老人保健施設 ふれんどリー岩泉	22-5100								1	
	岩泉ホールディングス(株) 乳業事業部第一工場	22-3800							1		
	岩泉ホールディングス(株) 乳業事業部第二工場	22-3009							1		
	清水畑商事(株)	22-4412	1		1			1			2
安家	嘉村商店	24-2332	1					1			
大川	赤坂商店	26-2318	1					3			1
	(株)佐々勇林業	26-2355									1

資料編

地区	施設名	電話	給油取扱所	一般取扱所	屋内貯蔵所	屋外貯蔵所	自家用給油取扱所	移動タンク貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	ミニローリー	船舶給油取扱所
小川	皆川石油(有)	25-5623	1	1				3		1		
	(有)前野商店	25-5454			1						1	
	中村運送(有)	25-4181	1					1			2	
	ONOSHIN(株)	25-5228					1			1		
	カメイ(株)岩泉営業所	25-4694									1	
小本	岩手アライ(株)	28-2332			2				1			
	小本浜漁業協同組合	28-2125			1		1		1			1
	清水川クリーニング小本工場	32-3077							1			
	小本運送(有)	28-2836					1					
	三陸資材(株)	0193-62-5757		1		1						
	ONOSHIN(株) 岩泉生コン小本工場	38-1077					1					
	佐藤造林	24-2513						1				

3-30-1 岩手県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、岩手県内の市町村、消防の一部事務組合(以下「市町村等」という。)が、災害による被害を最小限に防止するため、岩手県が所有する防災ヘリコプター(以下「防災ヘリ」という。)の応援を求めることについて必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町村等が防災ヘリの応援を求めることができる地域は、当該市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法(昭和22年法律第226号)第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定による応援要請は、災害発生の市町村等の長が、防災ヘリの特性を十分に発揮することができるかと認められる場合で、原則として、次に掲げる要件を満たす場合に岩手県知事(以下「知事」という。)に対して行うものとする。

- (1) 公共性災害等から住民の生命及び財産を保護し、被害の軽減を図るものであること。
- (2) 緊急性差し迫った必要性があること。
- (3) 非代替性防災ヘリによる活動が最も有効であること。

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、岩手県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生現場の気象状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、第4条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに、災害発生の市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により防災航空隊を派遣する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員の指揮は、災害発生在市町村等の消防長が行うものとする。ただし、緊急の場合は、災害現場の最高指揮者が行うことができるものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき防災航空隊の隊員が消防活動に従事する場合においては、災害発生在市町村等の長から防災航空隊の隊員を派遣している市町村等の長に対し、消防相互応援に関する協定書(昭和50年5月13日)締結。以下「相互応援協定」とい。)第4条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、岩手県が負担するものとする。

2 前条に規定する消防活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、相互応援協定第12条の規定にかかわらず、岩手県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、岩手県及び市町村等が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、正本70通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

附 則

この協定は、平成8年10月1日から施行する。

4-2-1 災害弔慰金等の概要

資金名	支給対象	支給額	
		生計維持者	その他の者
災 害 弔 慰 金	政令で定める災害により死亡した住民の遺族	500 万円以内	250 万円以内
災害障害見舞金	政令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に相当程度の障がいがある住民	250 万円以内	125 万円以内
災 害 見 舞 金	災害救助法が適用されない小災害による罹災者	全壊世帯 最大 10 万円 半壊・床上浸水世帯 最大 5 万円	

4-2-2 災害復興住宅資金の概要

(令和6年度岩手県地域防災計画 資料編)

貸付対象	根拠法令	融資限度額	貸付条件
火災、地震、暴風雨等の災害によって住宅が滅失又は損壊した者に対し、住宅の建設補修及び宅地の整備等を行うのに必要な資金を「住宅金融支援機構」から融資を受ける。 1 建設資金 (1) 建設資金 住宅が全壊、大規模半壊又は半壊した旨のり災証明書の発行を受けた場合 (2) 整地資金 建物と同時に宅地についても被害をうけて整地を行う場合 (3) 土地取得資金 宅地が流出したなどで新たに宅地を取得する場合	独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年7月6日法律第82号）	1 建設資金 1,680万円 2 整地資金 450万円 3 土地取得資金 970万円	1 据置期間 3年以内（この期間返済期間を延長する。） 2 返済期間 耐火構造、準耐火構造、木造（耐久性）35年以内 木造（一般）25年以内 3 利子 固定金利 4 返済方法 元金均等返済又は元利均等返済
2 購入資金 (1) 購入資金 住宅が全壊、大規模半壊又は半壊した旨のり災証明書の発行を受けた場合 (2) 土地取得資金 敷地の所有権又は賃借権を取得する場合		1 新築購入資金 2,650万円 2 中古住宅購入資金 (1) リ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンション 2,650万円 (2) リ・ユース住宅、リ・ユースマンション 2,320万円 ※ 購入資金のうち、土地取得資金は970万円が限度	1 据置期間 3年以内（この期間返済期間を延長する。） 2 返済期間 (1) 新築購入 耐火構造、準耐火構造、木造（耐久性）35年以内 木造（一般）25年以内 (2) 中古住宅購入 リ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンション 35年以内 リ・ユース住宅、リ・ユースマンション 25年以内 3 利子 固定金利 4 返済方法 元金均等返済又は元利均等返済
3 補修等資金 (1) 補修資金 住宅に被害が生じた旨のり災証明書の交付を受けた場合 (2) 引方移転資金 補修する家屋を引方移転する場合 (3) 整地資金 宅地に被害を受けて整地する場合		1 補修資金 740万円 2 引方移転資金 450万円 3 整地資金 450万円 ※2と3をあわせて利用する場合は、合計で450万円が限度	1 据置期間 1年以内（返済期間は延長しない。） 2 返済期間 20年以内 3 利子 固定金利 4 返済方法 元金均等返済又は元利均等返済

4-2-3 生活福祉資金の概要

(令和6年度岩手県地域防災計画 資料編)

貸付対象	根拠法令	資金種類	貸付限度額の目安	貸付条件
・低所得世帯 （資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められるもの。） ・障がい者世帯 ・高齢者世帯 （日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。）	生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号）	福祉資金福祉費（災害を受けたことにより臨時に必要な経費）	1世帯 150万円以内	1 据置期間 貸付けの日（分割による交付の場合には最終貸付日）から6月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 連帯保証人 原則必要（ただし、連帯保証人なしでも貸付可） 4 貸付利子 連帯保証人有り：無利子 連帯保証人無し：年1.5% 5 申込方法 借入申込書等の必要書類に、官公署が発行する罹災証明書、被災証明書等を添付し、市町村社会福祉協議会を經由して県社会福祉協議会へ申し込む。
		福祉資金福祉費（住宅の補修等に必要な経費）	1世帯 250万円以内	

4-2-4 災害援護資金の概要

(令和6年度岩手県地域防災計画 資料編)

(令和4年4月1日現在)

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
台風、地震等の自然災害により、家屋等に被害を受けた世帯で世帯の前年の年間所得が 1人世帯 220万円以内 2人世帯 430万円以内 3人世帯 620万円以内 4人世帯 730万円以内 5人以上の世帯については、1人増すごとに730万円に30万円を加えた額以内 ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円以内 平成14年8月1日現在	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年9月18日法律第82号）	対象被害及び貸付限度額 1 世帯主の1ヵ月以上の負傷 150万円 2 住居の全壊 250万円 3 住居の半壊 170万円 4 家財の3分の1以上の損害 150万円 5 重複被害 (1)=1+2 350万円 (2)=1+3 270万円 (3)=1+4 250万円 6 住居全体の滅失若しくは流失 350万円	1 据置期間 3年（特別の事情がある場合5年） 2 償還期間 据置期間経過後7年（特別の事情がある場合5年） 3 貸付 利率年3%（据置期間中は無利子） 4 償還方法 年賦償還、半年賦償還又は月賦償還 5 延滞利率 年5%

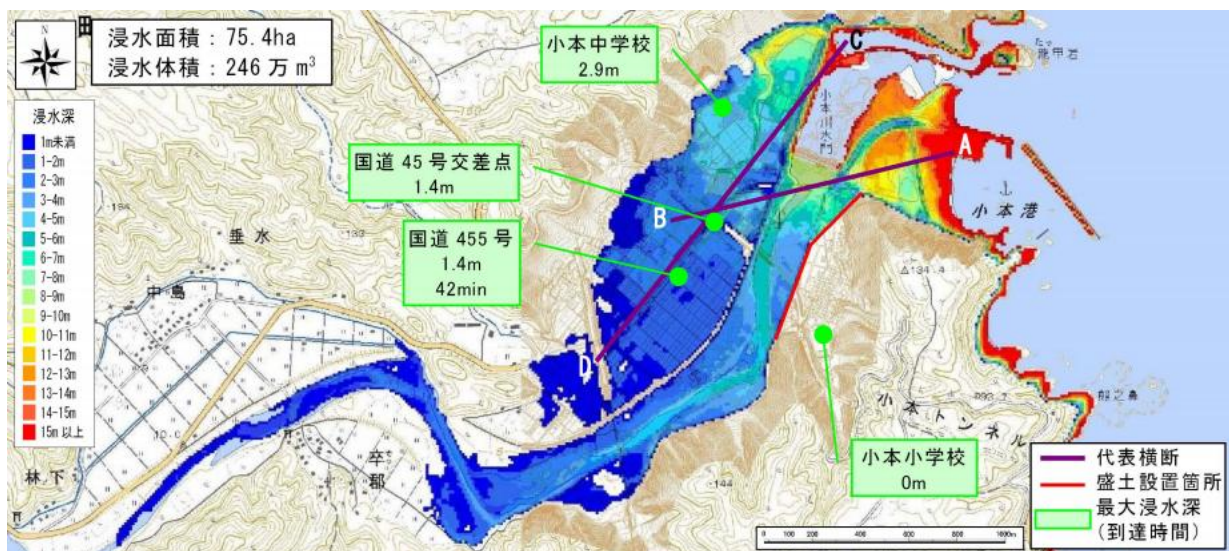
5-1-1 岩手県津波浸水シミュレーション（東日本大震災復興）

（資料：岩手県 平成 24 年 1 月 10 日公表）

以下の津波浸水シミュレーションは、海岸堤防等の復旧・整備が完了後に最大クラスの津波が来襲した場合に想定される浸水範囲及び最大の浸水深を示したものです。

■計算条件

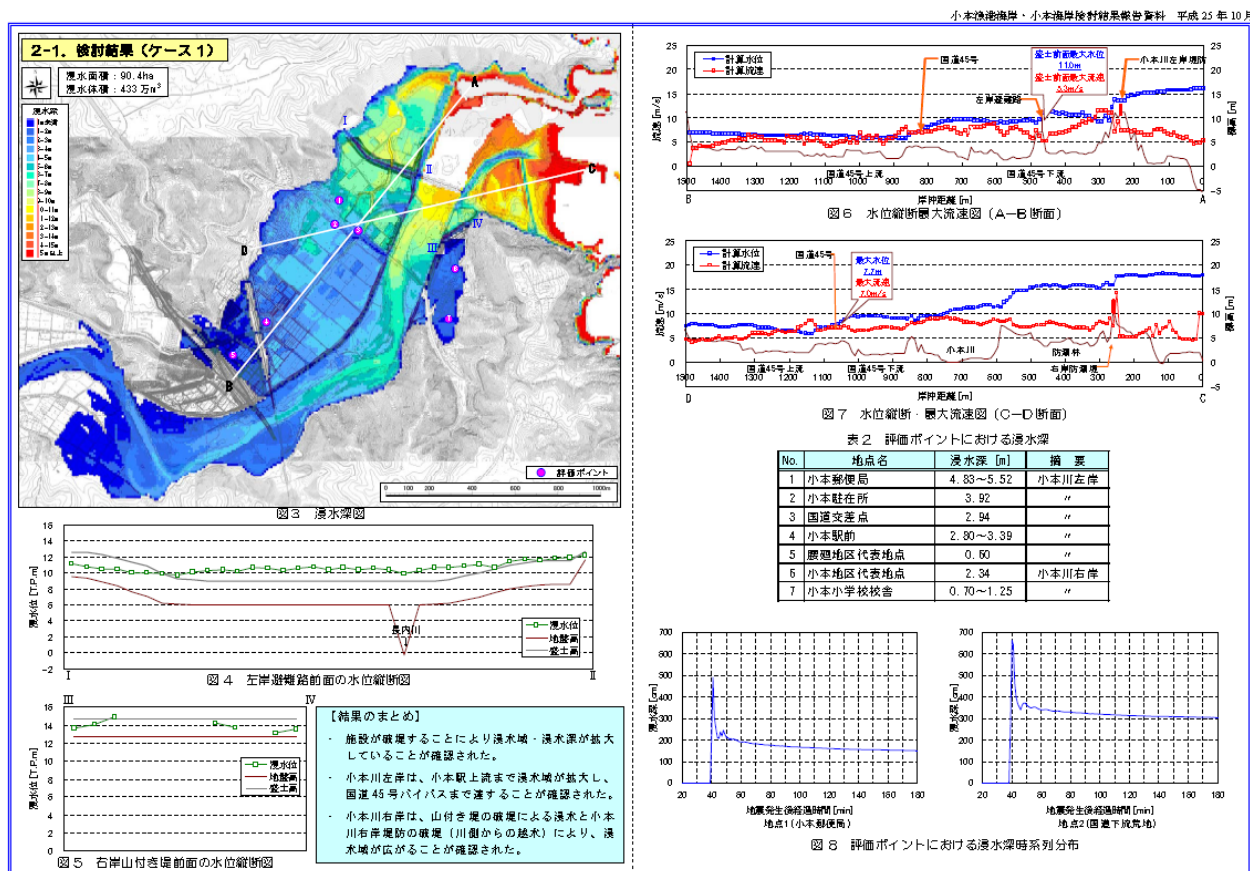
堤 防 高	海岸堤防及び水門：T.P.+12.69m 河川堤防(右岸)：山付け堤 T.P.+11.0 m 程度
最大クラスの津波	東日本大震災津波
地 盤 高	東日本大震災津波前の地盤高から東日本大震災による地盤沈下量（0.239m）を考慮した地形を基に、地震による地盤変位を考慮する
潮 位	遡望平均満潮位 T.P.+0.71m
海岸堤防等の構造	最大クラスの津波による越流に対して決して壊れない構造ではないが、当シミュレーションでは、越流した場合でも壊れないという条件で計算を行っている。
まちづくりにおける盛土等	考慮しない



浸水面積	75ha
浸水体積	246 万 m ³

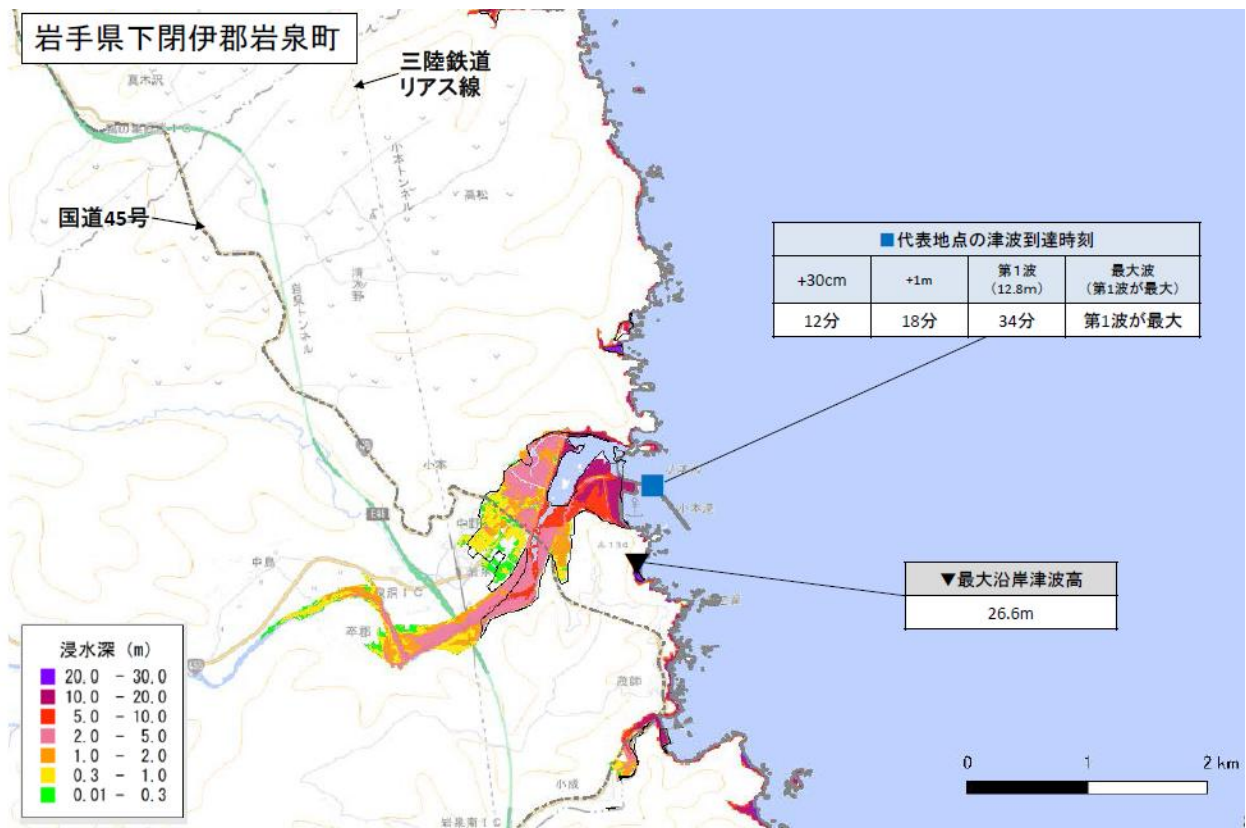
5-1-2 岩泉町津波浸水シミュレーション（東日本大震災復興計画）

(資料：岩手県 平成 25 年 10 月公表)



5-1-3 日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの津波による浸水想定

(資料：内閣府 令和2年9月11日公表)

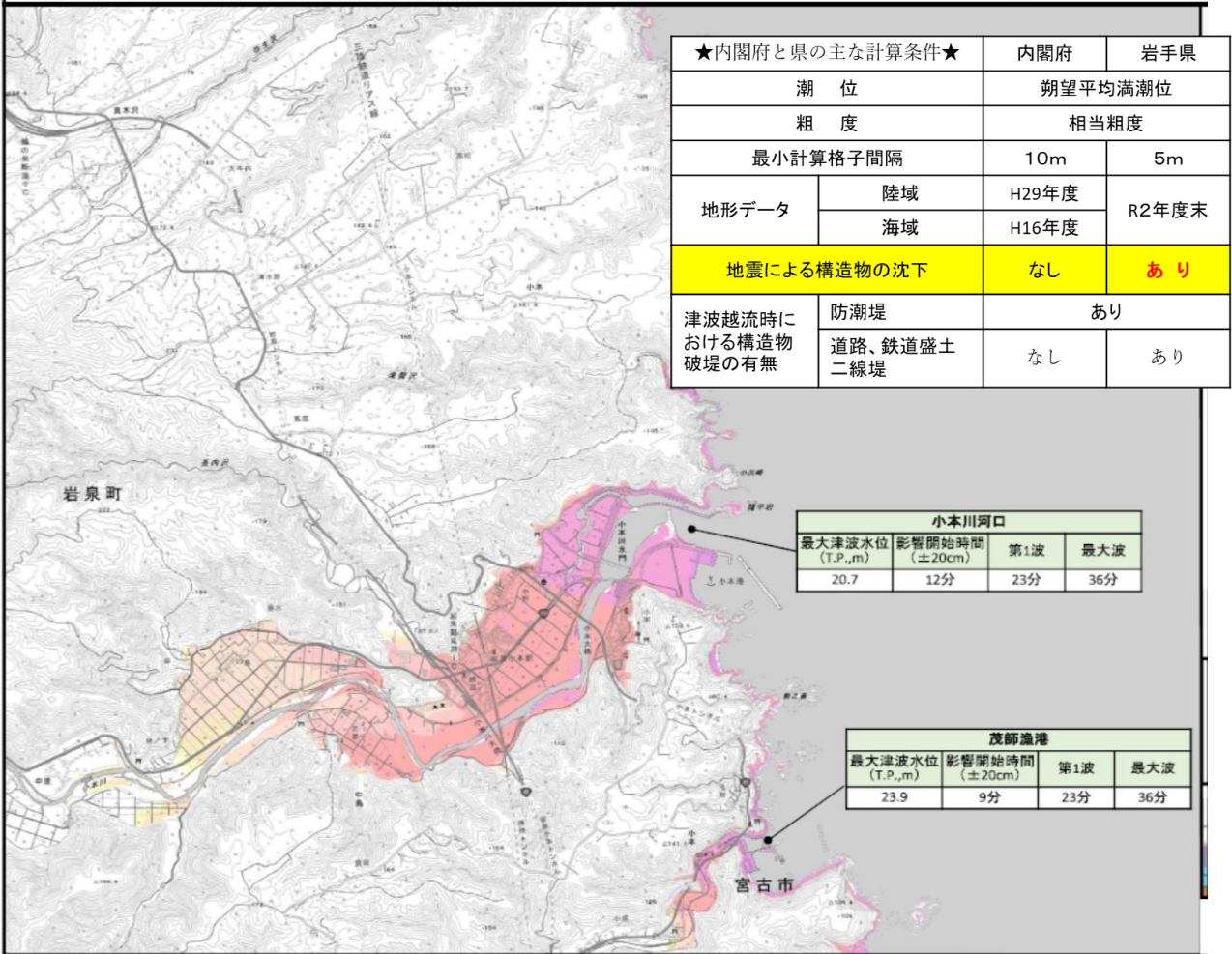


【留意事項】

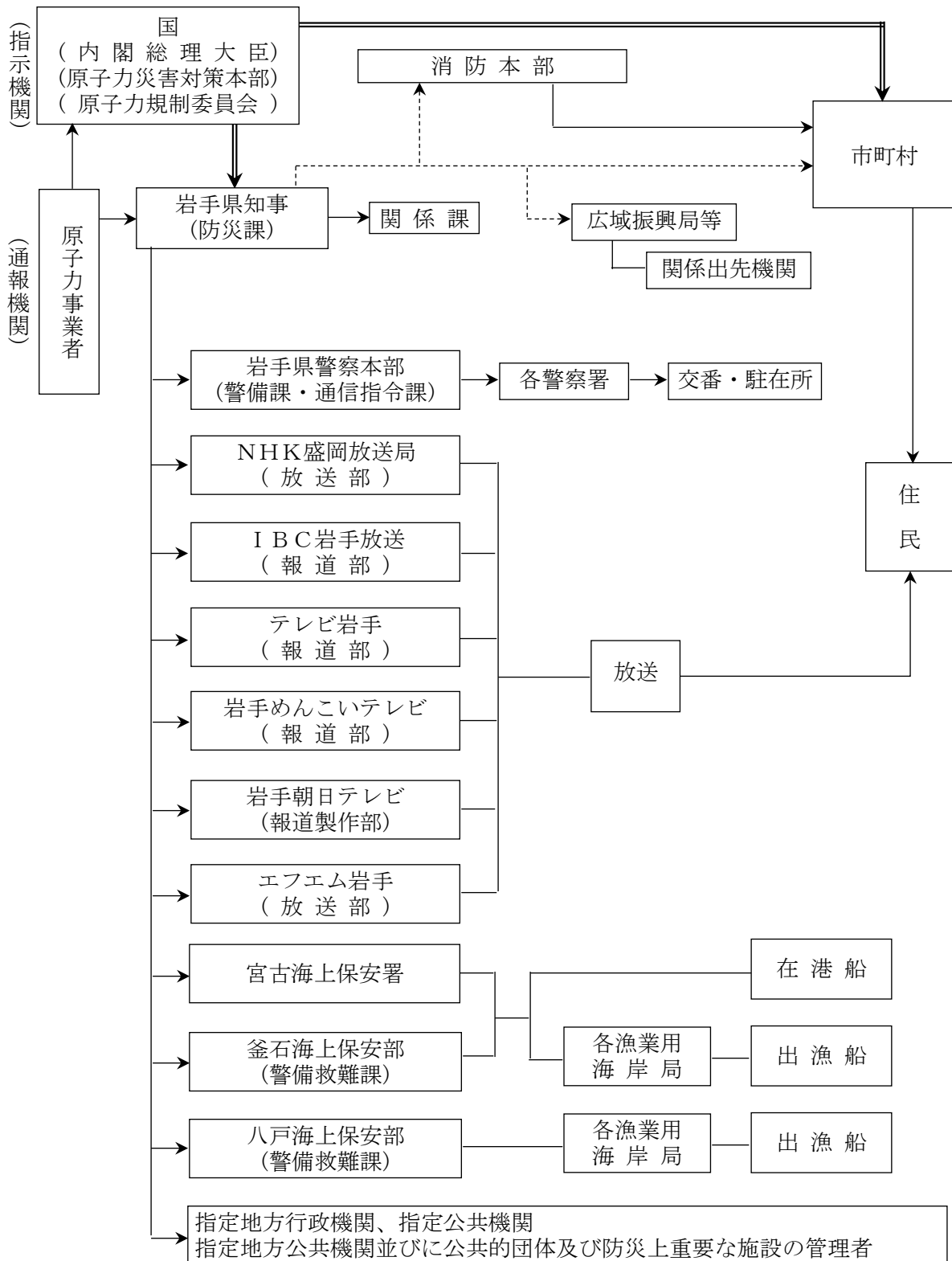
- ・今回推計した津波高・浸水域は、広範囲の領域の全体を捉えた防災対策の参考とするために推計したものであり、必ずしも各地先において最大となる津波高・浸水域を示しているものではない。
- ・例えば、津波計算については便宜上最小 10m メッシュの計算格子で表現した地形データと堤防データによって構成したシミュレーションモデルを用いて計算しており、このような一定条件下における計算モデルによる推計結果であることに留意する必要がある（建物による津波の影響は粗度係数と呼ばれる摩擦係数に置き換えて計算している）。
- ・使用した地形や堤防データが作成された時期により、現状とは異なる場合があることにも留意する必要がある。
- ・地震、津波は自然現象で、不確実性を伴うものであることから、今回推計した津波高・浸水域はある程度幅を持ったものであり、必ずしも今回の推計結果通りになるとは限らず、場合によっては、ここで示した時間よりも早く津波が到来したり、津波高が高くなったり、浸水範囲以外でも浸水する可能性があり得ることに注意が必要である。
- ・今回推計した津波高・浸水域は、避難を軸にした総合的な津波対策を検討するためのものである。
- ・津波高・浸水域は、被害想定を検討する過程において、改めて検証した結果、修正されることがある。

5-1-4 最大クラスの津波を包括した津波浸水想定

(資料：岩手県 令和4年3月29日公表)



6-3-1 特定事象発生情報等伝達系統図



注) ——— は、原災法の規定による内閣総理大臣等による指示
 ----- は、総合防災情報ネットワーク及び県防災行政無線